

坂戸市地域福祉計画

みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど



平成22年10月
坂戸市

はじめに

顧みますと、我々が子どもの頃は、どこの家の子どもか近所中が知っていて、悪いことをすれば叱られ、困っていれば助けてもらえました。

また、多くの家庭では祖父母が同居しており、ほとんどの問題は家族で解決されておりました。

しかし、近年の都市化や核家族化、少子高齢化の進展などにより、地域社会は大きく変化し、今では、家の中で転んでも助けてくれる人がいない。あるいは、電球の交換ができない。または、遠くの商店まで買物に行くことができないなど、地域において新たな生活上の課題が発生するとともに、児童・高齢者に対する虐待や引きこもりなど、家族相互や近隣との関係が希薄化しているために深刻化してしまう問題も増加しています。

これらの複雑多様化し増加していく課題を行政だけで解決していくことは困難であり、市民、事業者、関係団体の皆様と行政が協働して、支援を必要としている人の生活を支える取り組みを考え、実行する地域福祉を推進する必要が生じてまいりました。

そこで、本市ではこのような状況を踏まえ、市民の誰もが、住み慣れた地域において、安心して幸せな生活を送れるよう、市民、事業者、関係団体の皆様の参画を得て『坂戸市地域福祉計画』を策定しました。

本計画では、第5次坂戸市総合振興計画において掲げている「市民がつくり育むまち、さかど」という都市像を基本に、地域に住むみんなが主役となり、お互いに支え合い、誰もが幸せに暮らしていることが理想の姿と考え、「**みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど**」を基本理念としました。

今後は、この基本理念の実現のために、市民、事業者、関係団体、民生委員・児童委員、坂戸市社会福祉協議会の皆様と協働しながら、計画を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会委員の皆様をはじめ、地区別懇談会にご参加をいただき、貴重なご意見ご提案をくださいました多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

平成22年10月

坂戸市長

澤利 仁



【本計画の用語解説】

50音順

【し】社会福祉協議会

地域福祉推進のため、全国、都道府県、市町村ごとに住民や地域の関係機関、団体によって組織化された民間福祉団体（社会福祉法人）。

【す】スキルアップ

技術力を付けること。腕前をあげること。

【ち】地域福祉活動計画

社会福祉協議会が策定した地域福祉推進のための活動・行動計画。

【ね】ネグレクト

育児放棄・怠慢。

【ね】ネットワーク

コンピュータ用語でよく使うが、本計画書で使うネットワークとは「つながり」のことで、人や組織がつながると、それまでとは違ったことができたり、異なった見方や対応ができるようになるという意味で使っている。

【は】バリアフリー

障害者が建築物を使おうとしたときに邪魔になるさまざまな障碍（しょうがい）を取り除こうという考え方。しかし、問題は建築物や都市環境だけではなく、日本では平成7年（1995年）の「障害者白書」で、物質的バリア、制度的バリア、意識のバリア、文化・情報のバリアの4つが課題として指摘された。

【は】バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

平成18年（2006年）に、ハートビル法と交通バリアフリー法が統合されてできた法律。身体障害者に限定せず、対象として公園が加わった。

ハートビル法は、平成2年（1990年）に、アメリカで、「障害を持つアメリカ人に関する法律（ADA）」の成立がきっかけとなり、日本でも建築物のバリアフリー化を目的とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（通称ハートビル法）」が平成6年（1994年）に作られた。交通バリアフリー法は、公共交通機関のバリアフリー化を規定した法律で、平成12年（2000年）に施行された。

【ほ】ポケットパーク

都市生活の中での潤いや休憩のために整備される市街地の空地や、建物前の小広場等を利用して設けられる比較的小規模な空間のこと。

【み】民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行っている。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

【も】モバイルサイト

携帯電話などの携帯端末機器で見られるホームページ。

【わ】ワークショップ

ワークとは、「働く、創る」などの意味で、ショップは「場所」を意味する。出席者が受身で聞くような会議ではなく、全員の知恵を出し合って結果を出す「参加型の会議」。

アルファベット順

【D】DV

ドメスティックバイオレンス

Domestic Violenceの略。夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対する身体的・性的・経済的・心理的暴力及び子どもを巻き込んだ暴力。

【N】NPO

ノンプロフィットオーガニゼーション

Non Profit Organization（利潤を分配しない組織）の頭文字をとったもので、通常、民間非営利組織と呼ばれている。

株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の資金とする組織。

目次

第1章 計画の概要

1. 地域福祉計画とは	1
2. 地域福祉計画策定の背景	2
3. 坂戸市地域福祉計画の策定へ	2
4. 計画の位置付け	4
5. 計画策定体制	5
6. 市民参画	6
7. 計画の期間	7

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

1. 坂戸市の地域の現況	8
2. 坂戸市の福祉の現況	11
3. 坂戸市の現行の公的な福祉サービス	16

第3章 施策の展開

1. 基本理念	20
2. 基本目標	20
3. 「個別目標」と達成への「取り組み」	21
4. 施策体系	22
5. 施策内容	

基本目標1 コミュニティの活性化により安心して住み良い地域になっています

個別目標(1) 世代を越えて共感し合えるコミュニティができています	31
個別目標(2) 健康で地域を支える多くの担い手があります	35
個別目標(3) みんなで支え合うネットワークができています	39
個別目標(4) 人権を尊重する環境が整っています	40
個別目標(5) 安全で清潔な環境が整っています	42

基本目標2 必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤が整っています

個別目標(1) 安心して相談できる体制ができています	49
個別目標(2) サービスが充実しています	51
個別目標(3) サービスの質が高まっています	52
個別目標(4) 施設や事業者と地域が結びついています	53

基本目標 3 誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みができています . . . 5 4

個別目標(1) ボランティア情報の提供・共有化が工夫されています 5 9

個別目標(2) ボランティアの人材を確保・発掘・育成しています 6 0

個別目標(3) ボランティアネットワークが充実しています 6 2

個別目標(4) ボランティアの活動拠点が整備されています 6 3

基本目標 4 安全・安心に生活できる地域になっています 6 4

個別目標 地域で防犯・防災対策ができています 6 5

第4章 推進体制

1. 計画推進体制 6 9

2. 市民参加の推進体制 6 9

3. 行政内部の推進体制 6 9

4. 坂戸市社会福祉協議会との協働 6 9

5. 地区の設定 7 0

6. 協議会の設置と地域福祉の推進 7 0

【資料編】

坂戸市地域福祉計画策定経過 7 2

第1回地区別懇談会（ワークショップ）開催結果 7 4

地域で発生している福祉に関する問題集計表 7 8

区・自治会で独自に行っていて好評な行事等一覧 8 0

第2回地区別懇談会開催結果 8 4

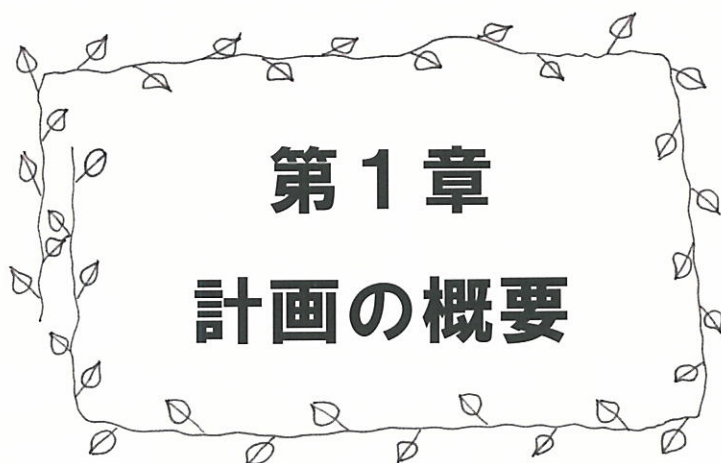
坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱 8 5

坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会名簿 8 6

坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要領 8 7

参考資料① 公民館主要事業一覧表(H20年度) 8 9

参考資料② 市内で活動する市民活動団体 9 3



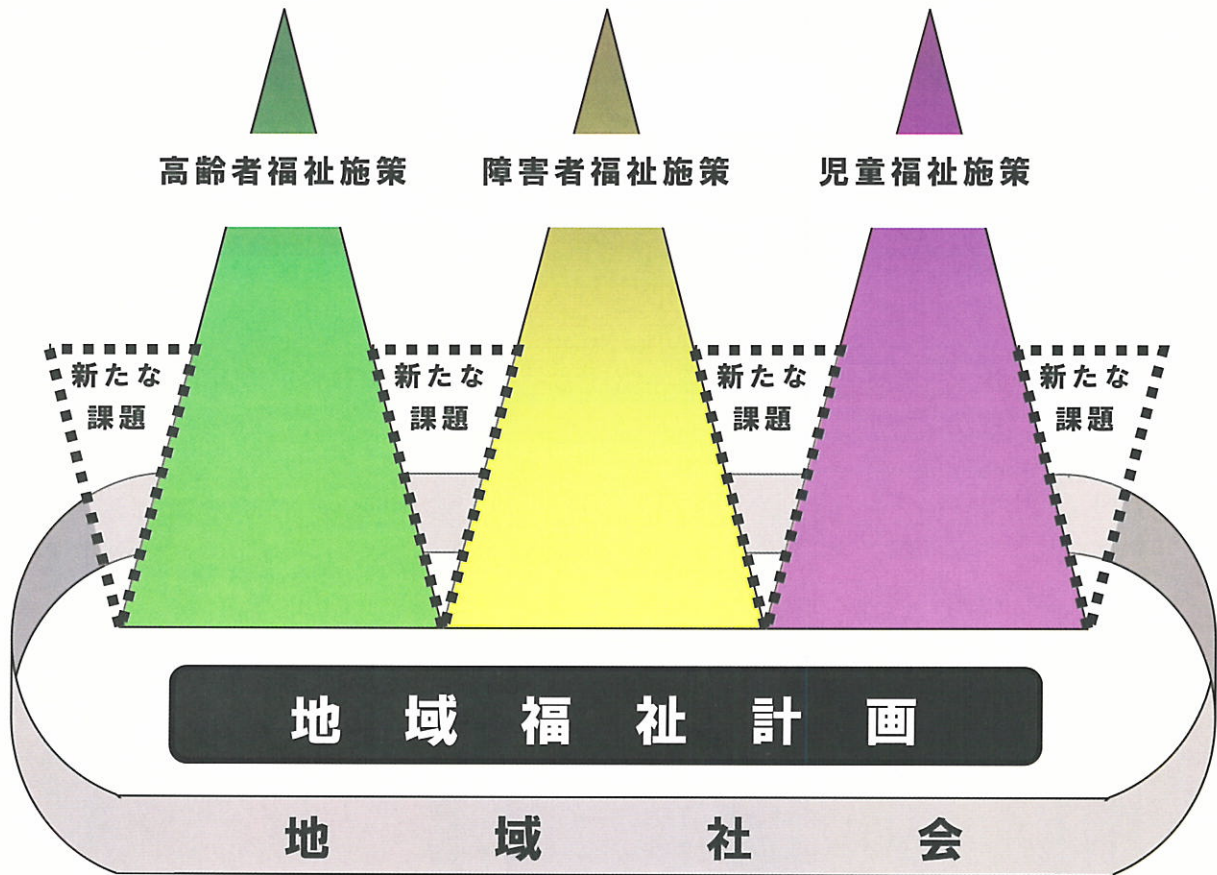
第1章
計画の概要

1. 地域福祉計画とは

これまでの福祉は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といったように、対象者別に施策が進められ、分野別に課題を解決しようとしてきました。しかし、社会が変化し、個人と地域の関係が希薄化するなかで新たな課題が発生し、分野別に対応するだけでは、一人ひとりの生活を支えきれなくなってきました。

地域福祉計画は、市民、関係団体、事業者、民生委員・児童委員などと行政が協働して、支援を必要としている人の生活を支える取り組みを考え、実行していく計画です。

国語辞書で「福祉」を引くと、「幸福（しあわせ）」と書かれています。つまり、「地域福祉」とは「地域のしあわせ」であり、「地域福祉計画」とは、地域に住むみんなを“しあわせ”にするための計画、すなわち「地域しあわせ化計画」とも言えます。



2. 地域福祉計画策定の背景

昔は、三世代同居といった家族も多く、家族でお互いに助け合い、また、親密な近所づきあいやお互い様といった気遣いの精神が地域にあり、ちょっとした頼みごとや困りごとの相談などが気軽にできる人のつながりもありました。

しかし、高度成長期以降、都市化、核家族化や少子高齢化が進んだことにより、家庭や地域で「お互いに助け合い支え合う力」（自助・共助）がだんだん弱くなってきました。現行の公的な福祉サービス（公助）では対応できないような「ちょっとした頼みごとや相談ごと」などができず、不安や悩みを抱えて困っている人が増えてきています。また、家庭内暴力や虐待、ひきこもりなど、従来の福祉行政が分野別に対応するだけでは解決できない生活上の大きな課題も生じ、「地域のしあわせ」が薄れてきています。

これまでの公的な福祉サービスは、平等性や公平性の観点から、画一的、一律的なものとならざるを得ませんでした。また、複雑多様化する生活上の課題すべてに行政が対応していくことには限界があります。

新たな生活上の課題を解決するには、地域住民相互のつながりを緊密にし、簡単なことは隣近所で解決できるようにするとともに、既存の福祉サービスに加え、新たな課題に対応する新たなサービスを創出する必要があります。そのためには、サービスの提供主体も、社会福祉法人や福祉事業者に加え、NPOやボランティア団体などの団体についても、その活動内容に応じてサービスの提供主体として捉えていく必要があります。

また、地域の力を向上させるには、地域で活動する団体を活性化することが重要であり、団体の自主性を尊重しつつ支援をしていくことも大切です。

このように、地域社会の変化により発生した新たな課題を解決するには、新たな考えに基づく新たな取り組みが必要となってきました。

3. 坂戸市地域福祉計画の策定へ

このような背景のもと、国では従来の社会福祉事業法を改正して、平成12年に社会福祉法（以下「法」という。）を制定しました。この法律で初めて「地域福祉」という言葉が用いられ、法第1条においては、「地域における社会福祉」を「地域福祉」と規定し、その推進が明記されています。

法第4条では、地域福祉の推進主体として「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業者」、「社会福祉に関する活動を行う者」の三者が位置付けられ、それぞれが協力し合って、地域福祉を推進することとされました。

社会福祉法（抜粋）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者、及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第1章 計画の概要

平成15年4月には、市町村における地域福祉計画の策定及び策定・変更する場合の住民の参加に関する法第107条及び都道府県地域福祉支援計画の策定に関する法第108条の規定が追加されました。埼玉県では、法第108条に基づき、平成16年3月に、「埼玉県地域福祉支援計画」を、平成21年3月には「第2期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉計画の策定と推進を支援する体制を整えています。

社会福祉法（抜粋）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

このような社会的な背景や法的な整備を受け、本市では、区・自治会・防炎会、民生委員・児童委員などの関係団体の参画を得ながら、坂戸市の地域福祉を推進する「坂戸市地域福祉計画」を策定しました。

また、社会福祉協議会は、従前から地域福祉推進の中心的な機関として活動・事業を展開してきましたが、平成12年の法改正により、法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明確に位置付けられました。今後、本計画の推進にあたっては、坂戸市社会福祉協議会と連携を図っていきます。

社会福祉法（抜粋）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

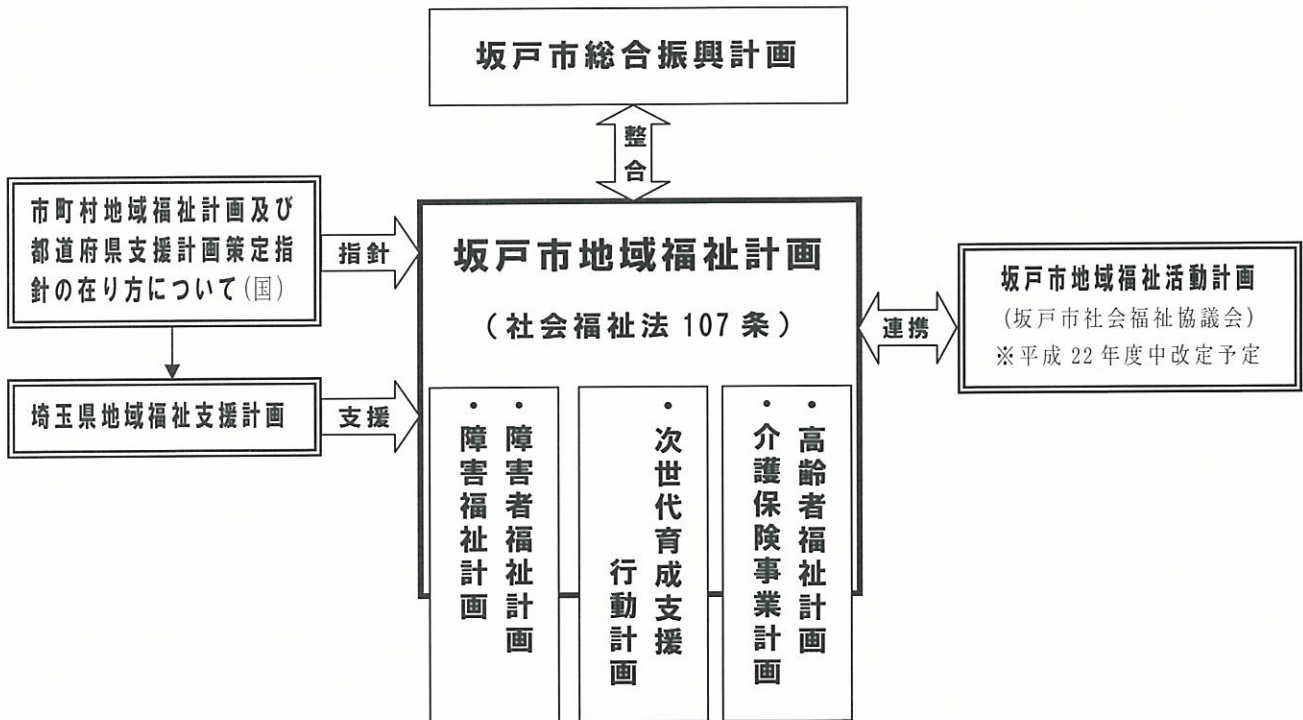
第1章 計画の概要

4. 計画の位置付け

本市の地域福祉計画は、「坂戸市総合振興計画」を上位計画とし、福祉分野の個別計画である「坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「坂戸市次世代育成支援行動計画」、「坂戸市障害者福祉・障害福祉計画」等を包含する計画となっています。

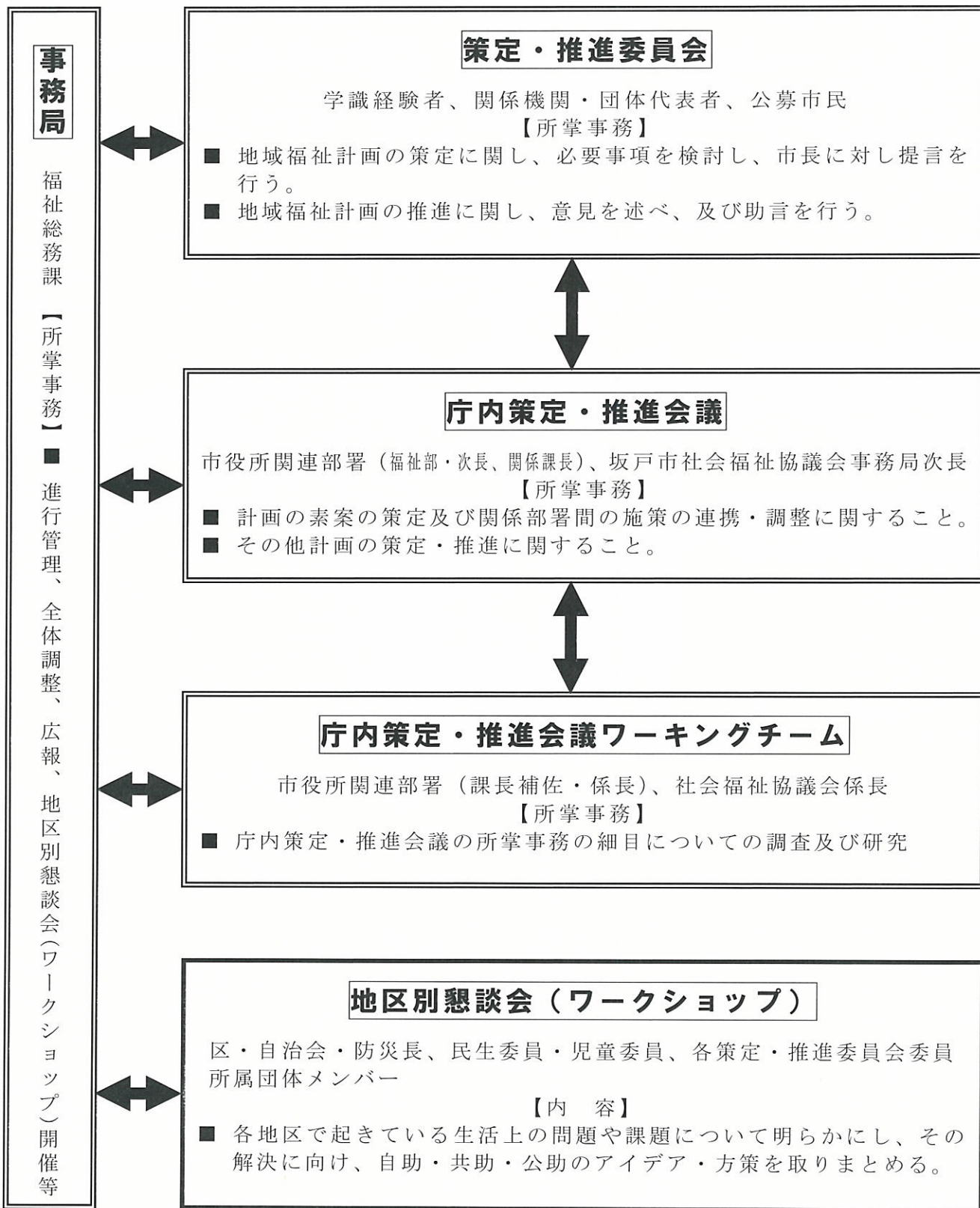
また、他の行政計画と相互に連携を図りつつ、福祉分野の個別計画で定めている施策については原則として触れていません。

さらに、坂戸市社会福祉協議会が平成22年度中に改定する予定の「坂戸市地域福祉活動計画」とも連携を図っていきます。



5. 計画策定体制

本計画は、平成21年度から平成22年度にかけて、「坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会」を中心に、下記の体制により策定しました。



6. 市民参画

計画の策定に際しては、幅広い市民の意見やニーズを計画に反映していくため、策定・推進委員会の設置、市民意識調査や地区別懇談会を実施するなど、様々な形での市民の参画を図りました。

①地域福祉計画策定・推進委員会の設置

坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会に関係団体から委員を推薦いただくとともに、2名の委員を公募し、市民参加を得ながら計画策定に努めました。



坂戸市地域福祉計画策定・推進委員の皆さん

②市民意識調査の実施

平成21年9月に、市民から施策の評価と意見を伺い、今後のまちづくりの貴重な資料として役立てていくことを目的とし、広報広聴課が実施しました。

調査対象は、住民基本台帳から無作為で抽出した市内に住む満20才以上の男女3,000人で、有効回答数は1,744でした。

地域福祉計画に関連する調査内容は次のとおりです。

- 高齢化社会においてどのようなことが必要だと思いますか。
- 子育てのしやすいまちにするためには、どのような施策が必要だと思いますか。
- 隣近所（歩いていける程度の範囲）とは、どのようなつきあいをしていますか。
→ 近所づきあいがあまりないのはなぜですか。
→ どのようなときに、隣近所に助け合える人がいればよいと感じますか。
- 坂戸市が住みにくいと感じるのはどんなことですか。
- 高齢社会への対応として、市に何を望みますか。
- 現在ボランティア活動に参加していますか。
→ ボランティア活動に参加している理由は何ですか。
→ ボランティア活動に参加していない理由は何ですか。
- どのようなボランティア活動に参加したいですか。
- 坂戸市内の自主防犯パトロールに参加していますか。
- 地域の自主防災組織を知っていますか。

③地区別懇談会の実施

地域福祉の担い手となる住民自身が、主体的に地域について考え、地域福祉の推進に参画していくきっかけづくりを兼ね、平成21年11月にワークショップ（討論会）形式で第1回地区別懇談会を行い、各地域での生活課題の抽出や課題解決への方策について、地域の皆様と話し合いました。

平成22年2月には、第1回地区別懇談会（ワークショップ）の結果報告と地域福祉計画の骨子等の説明及び意見交換のための第2回地区別懇談会を実施しました。

詳細については、資料編「第1回地区別懇談会（ワークショップ）開催結果」及び「第2回地区別懇談会開催結果」をご参照ください。

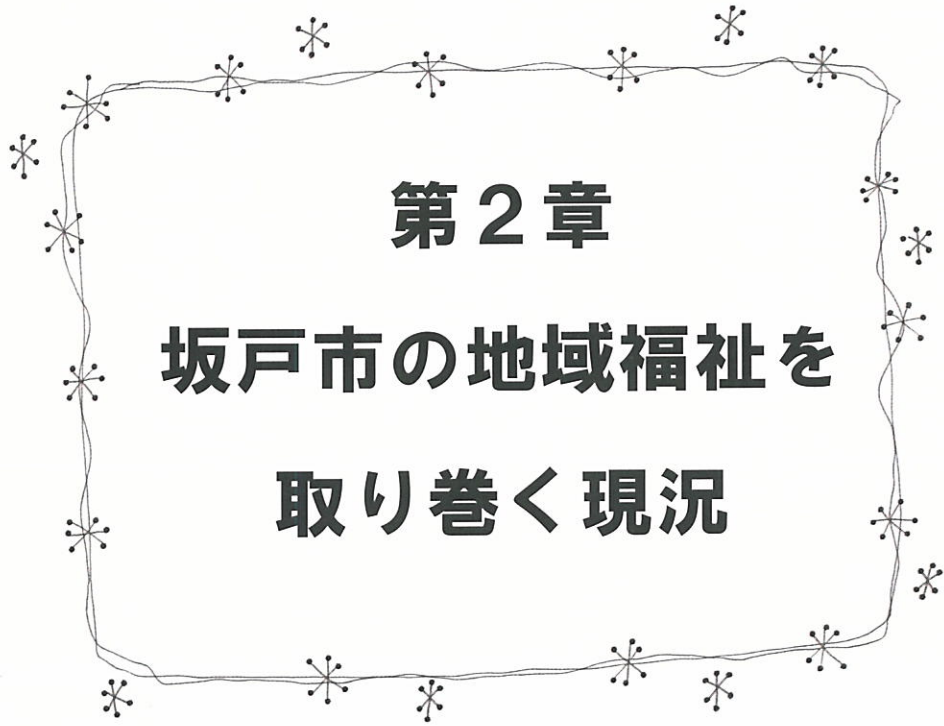
④市民コメント

計画素案の段階で、幅広く市民の意見を求めるため、平成22年7月に市民コメントを実施しました。

7. 計画の期間

この計画の期間は5か年とし、第1期は平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5か年とします。

また、3年目の平成24年度（2012年度）に計画の見直しを行います。



第2章
坂戸市の地域福祉を
取り巻く現況

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

1. 坂戸市の地域の現況

(1) 少子・高齢化の現況

①人口の推移

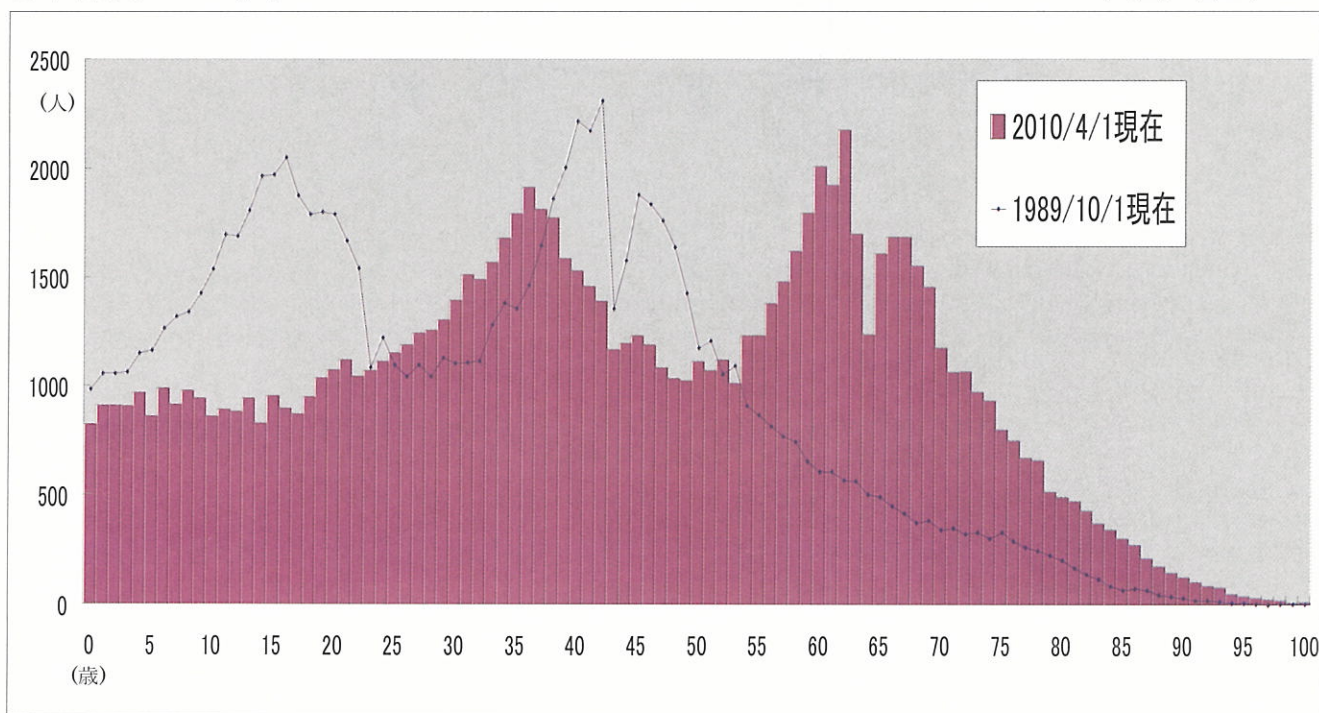
(外国人含む)

区分 年	世帯数 (世帯)	人 口 (人)		
		総 数	男	女
昭和48	7,612	31,086	15,654	15,432
52	15,614	56,938	28,875	28,063
56	22,411	77,076	39,137	37,939
60	25,573	85,780	43,664	42,116
64	28,957	92,221	46,994	45,227
平成 5	32,142	96,536	49,183	47,353
9	34,288	98,094	49,778	48,316
13	36,298	98,307	49,719	48,588
17	38,927	99,292	50,057	49,235
21	41,297	100,634	50,527	50,107

※各年1月1日現在 (資料：市民課)

②年齢別人口の推移

(外国人含む)



(資料：市民課)

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

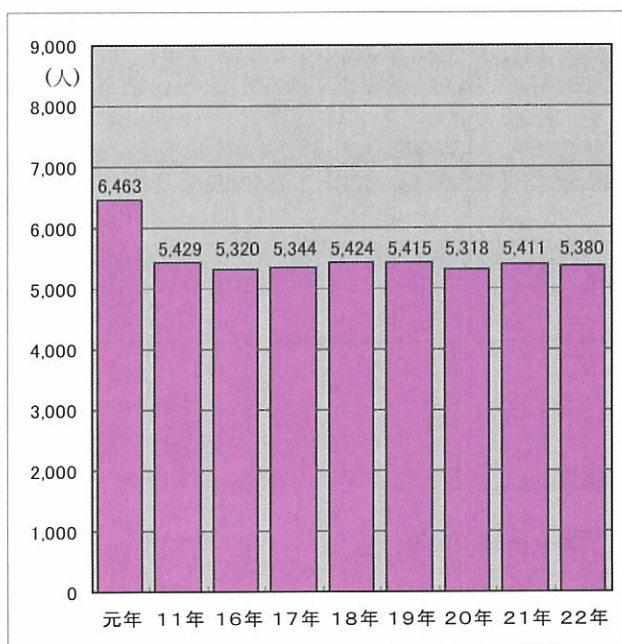
③坂戸市の将来人口推計

年 区分	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
総人口	100,799 人	100,965 人	101,104 人	101,183 人	101,180 人
40～64 歳	34,475 人	34,660 人	34,440 人	34,215 人	34,040 人
構成比	34.2%	34.3%	34.1%	33.8%	33.6%
65 歳～74 歳	13,301 人	13,721 人	14,547 人	15,419 人	16,180 人
75 歳以上	7,443 人	7,940 人	8,508 人	9,074 人	9,628 人
高齢者人口 合計	20,744 人	21,661 人	23,055 人	24,493 人	25,808 人
高齢化率	20.6%	21.5%	22.8%	24.2%	25.5%
高齢者の 対前年増加数	941 人	917 人	1,394 人	1,438 人	1,315 人

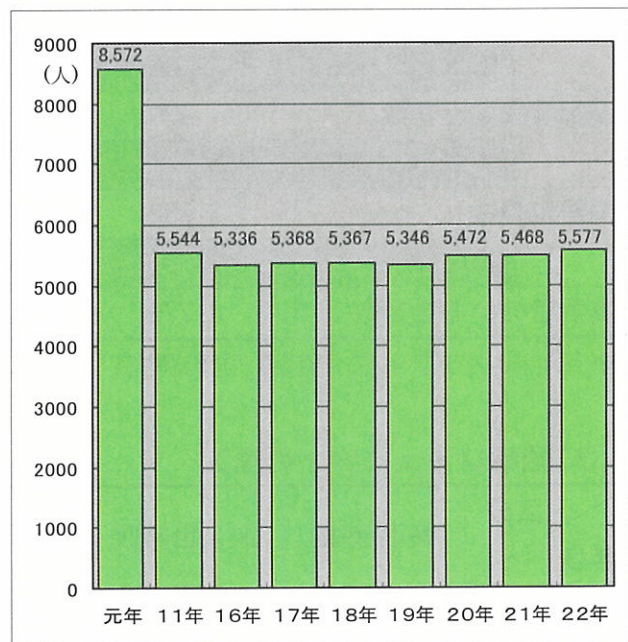
※各年 10 月 1 日現在（資料：坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）

④子どもの人口

ア. 乳幼児（0～5 歳）



イ. 小学生（6～11 歳）



※各年 4 月 1 日現在（資料：市民課）

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

(2) 核家族化・高齢者世帯の現況

① 世帯人員別一般世帯数

区分 年	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人 以上	世帯 人員	世帯 あたり 人員
昭和 55	22,529	3,511	2,652	4,318	7,881	2,506	1,085	576	76,586	3.40
60	26,618	5,123	3,202	4,669	8,838	3,034	1,179	573	87,303	3.28
平成 2	31,354	7,751	4,380	5,507	8,997	3,020	1,197	502	94,944	3.03
7	34,314	8,913	6,113	6,732	8,238	2,833	1,018	467	97,944	2.85
12	35,707	9,264	7,950	7,631	7,179	2,417	887	379	96,931	2.71
17	38,705	11,450	9,652	7,783	6,595	2,135	773	317	98,104	2.53

※各年 10月1日現在 (資料：国勢調査)

② 高齢者世帯数の推移

区分 年	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	対平成 2 年比
高齢者単身世帯数	448	709	1,198	2,085	4.65
構成比	9.4%	11.8%	15.4%	19.6%	2.09
高齢者夫婦世帯数	436	762	1,237	2,033	4.66
構成比	9.1%	12.7%	15.9%	19.1%	2.10
同居世帯数	3,888	4,529	5,342	6,525	1.68
構成比	81.5%	75.5%	68.7%	61.3%	0.75
高齢者のいる世帯数	4,772	6,000	7,777	10,643	2.23

※各年 10月1日現在 (資料：国勢調査)

(3) 地域コミュニティの現況

区分 年度	総世帯数	加入世帯数	加入率	区・自治会数
平成 18	38,168	32,609	85.4%	155
平成 19	40,031	33,247	83.1%	156
平成 20	40,584	33,251	81.9%	155
平成 21	41,378	32,841	79.4%	154
平成 22	41,908	33,100	79.0%	153

※各年 4月1日現在 (資料：市民課、市民協働推進課)

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

2. 坂戸市の福祉の現況

(1) 高齢者福祉の現況

① 要介護認定者数の推移と推計

(単位:人)

年 要介護度	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22 (推計)	平成 23 (推計)
要支援 1	221	177	139	165	200	213
要支援 2		356	377	339	425	449
要介護 1	652	265	226	281	297	314
要介護 2	373	476	529	573	561	591
要介護 3	305	343	395	404	398	421
要介護 4	234	266	310	371	312	331
要介護 5	208	209	206	205	237	251
合 計	1,993	2,092	2,182	2,338	2,430	2,570

※各年 10 月 1 日現在 (資料: 坂戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

② 高齢者虐待対応の状況

(単位: 件)

区分 年度	相談実件数	訪問延件数
平成 18	4	4
平成 19	12	11
平成 20	16	12
平成 21	31	34

(資料: 高齢者福祉課)

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

(2) 障害者福祉の現況

① 身体障害者手帳所持者

(単位：人)

種別 年	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	言語障害	肢体 不自由	内部障害	総数
平成 16	187	248	42	1,404	597	2,478
平成 17	183	238	40	1,401	610	2,472
平成 18	180	237	44	1,438	647	2,546
平成 19	177	237	39	1,457	632	2,542
平成 20	183	251	41	1,487	670	2,632
平成 21	174	248	37	1,463	689	2,611
平成 22	182	255	38	1,491	714	2,680

※各年 3 月 31 日現在 (資料：障害者福祉課)

② 療育手帳所持者 (知的障害)

(単位：人)

種別 年	最重度 Ⓐ	重 度 A	中 度 B	軽 度 C	総数
平成 16	87	93	113	113	406
平成 17	87	100	117	77	381
平成 18	87	104	121	82	394
平成 19	90	103	124	90	407
平成 20	91	108	134	97	430
平成 21	92	117	134	103	446
平成 22	93	123	143	116	475

※各年 3 月 31 日現在 (資料：障害者福祉課)

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

(単位：人)

等級 年	1 級	2 級	3 級	総数
平成 16	12	92	44	148
平成 17	13	105	61	179
平成 18	10	123	68	201
平成 19	15	132	78	225
平成 20	22	156	90	268
平成 21	19	180	80	279
平成 22	25	189	99	313

※各年 3 月 31 日現在 (資料：障害者福祉課)

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

(3) 子育て支援の現況

① 乳幼児保育サービス

(単位：人)

年 区分	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22
申込者	1,021	1,076	1,086	1,201	1,173
入所承諾	1,021	1,053	1,065	1,079	1,114
保留児童	0	22	17	61	59
待機児童	0	17	8	28	0

※各年 4 月 1 日現在 (資料：子育て支援課)

② 児童保育サービス

ア. 留守家庭児童指導室 (児童センター)

(単位：人)

年 区分	三芳野児童センター		千代田児童センター		大家児童センター	
	申請数	登録数	申請数	登録数	申請数	登録数
平成 18	33	33	23	23	22	22
平成 19	39	29	22	22	26	26
平成 20	35	29	25	23	25	25
平成 21	29	28	24	23	30	30
平成 22	35	29	22	22	28	28

※各年 4 月 1 日現在 (資料：子育て支援課)

イ. 放課後児童クラブ (学童保育所)

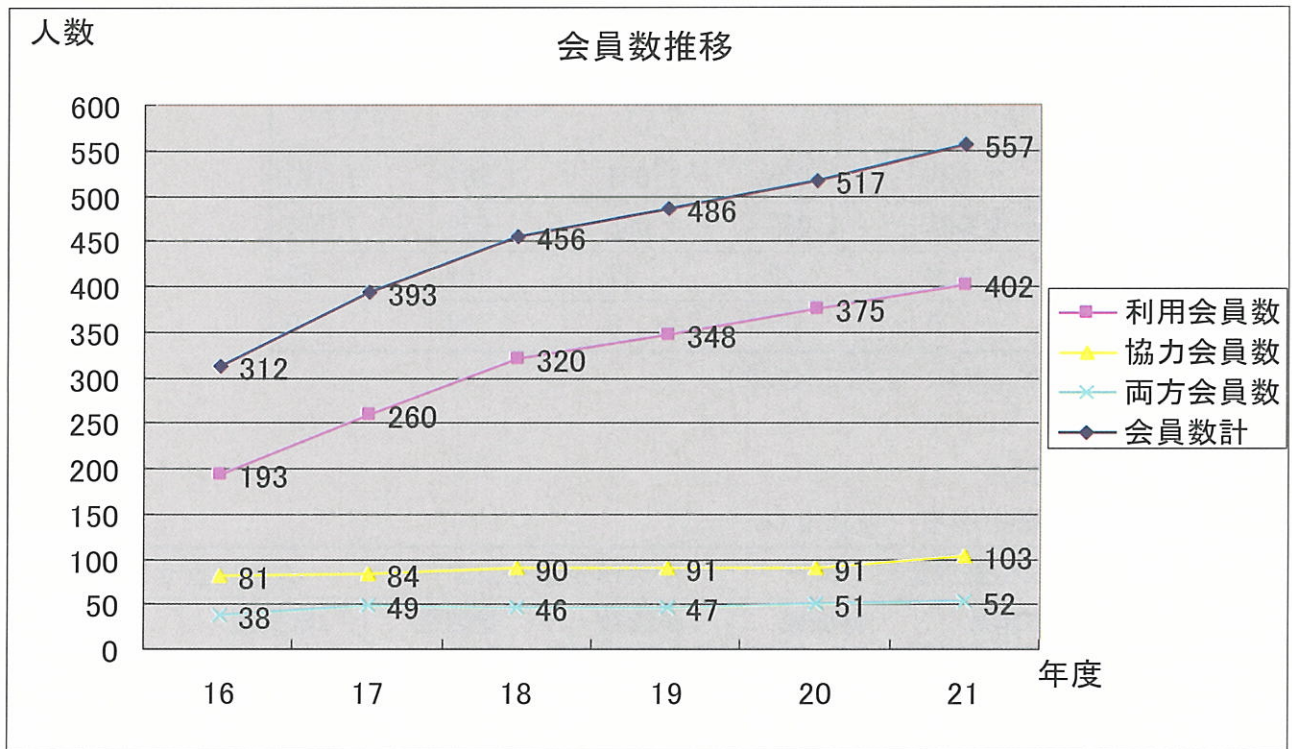
(単位：人)

学童保育所	定員	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
はらっぱ	130	59	57	70	57	70
なかよし	50	33	43	49	45	36
わんぱく	90	52	68	98	102	125
風の子	60	23	23	29	36	36
にこにこ	80	90	114	122	111	99
あおぞら	60	33	49	40	46	41
ほしぞら	60	41	48	40	58	52
たけのこ	50	43	52	54	38	43
ちびっこ	60	68	101	59	64	68
第二ちびっこ	60	—	—	58	67	69
合計	700	442	555	619	624	639

※各年 4 月 1 日現在 (資料：子育て支援課)

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

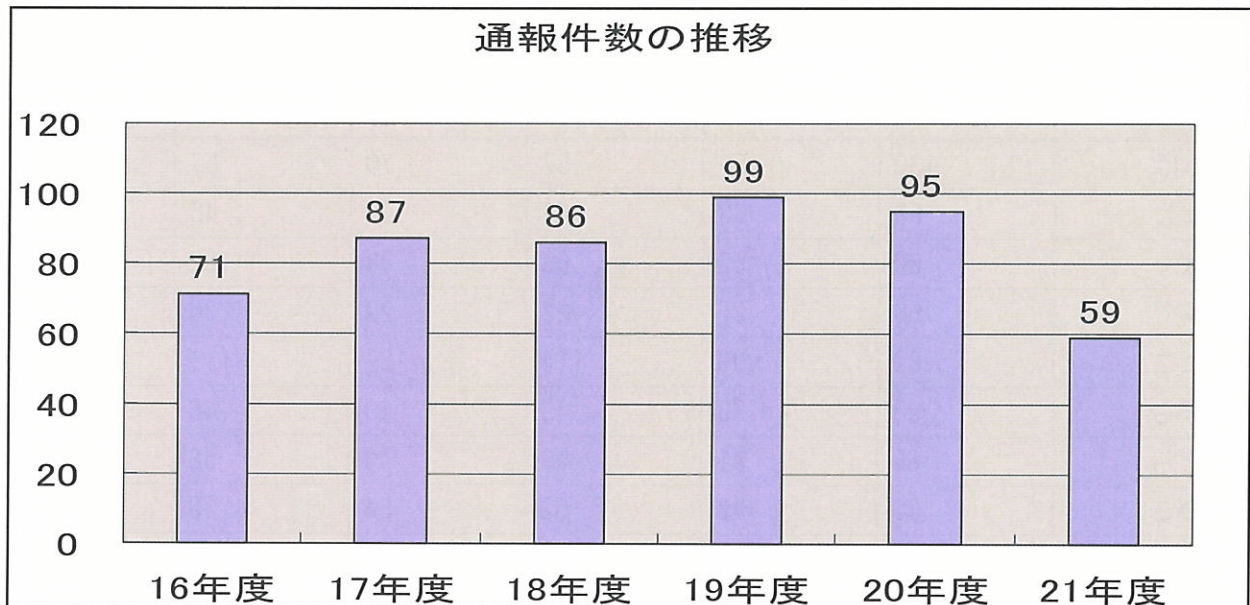
③ さかどファミリー・サポート・センター事業



※各年3月31日現在（資料：子育て支援課）

④ 児童虐待の状況

ア. 通報件数

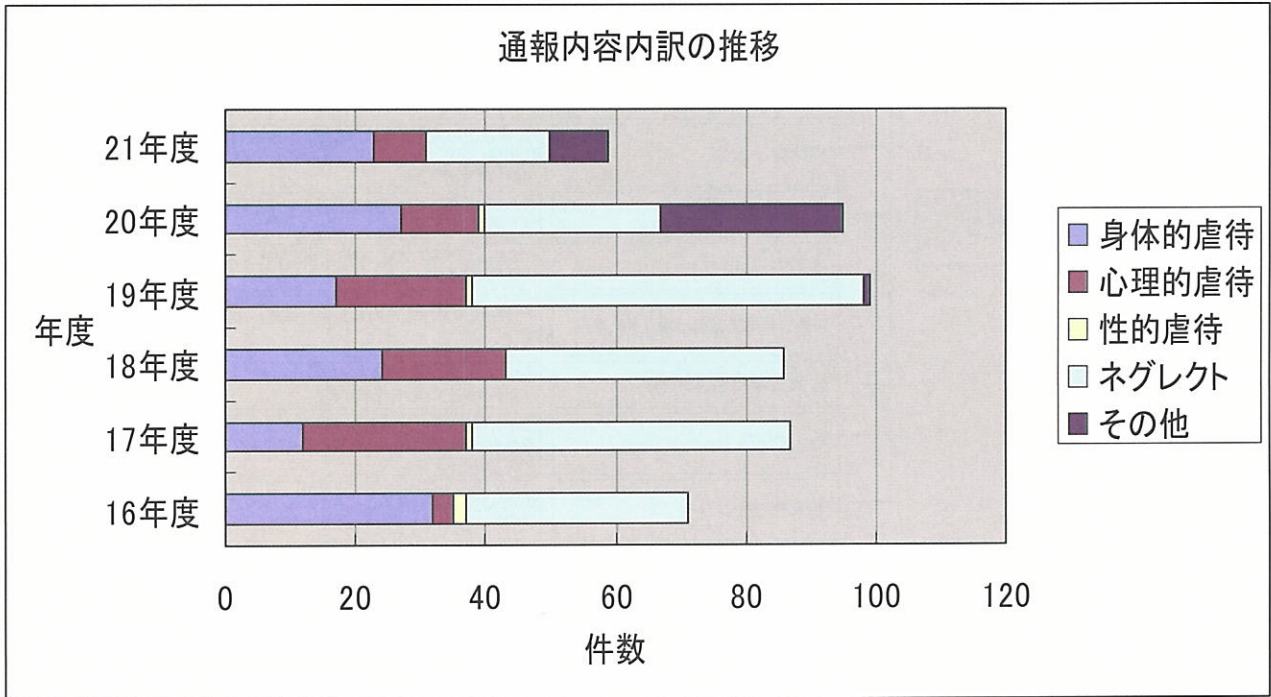


※ 平成16年度の数值は、市で対応していた件数に児童相談所他が対応してきた件数を足し、17年度以降の統計に合わせて計算したものです。

（資料：子育て支援課）

第2章 坂戸市の地域福祉を取り巻く現況

イ. 通報内容



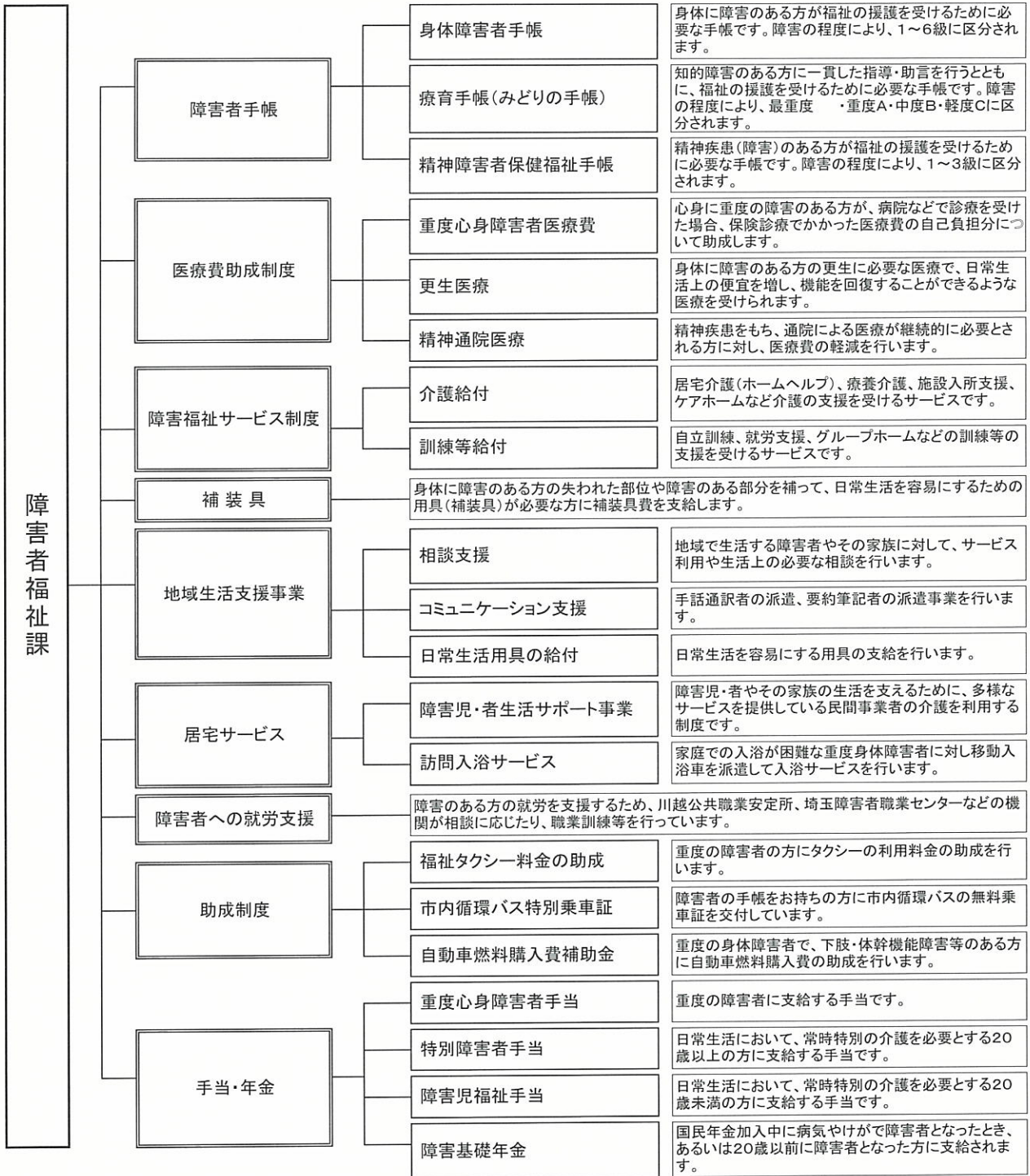
(資料：子育て支援課)

3. 坂戸市の現行の公的な福祉サービス

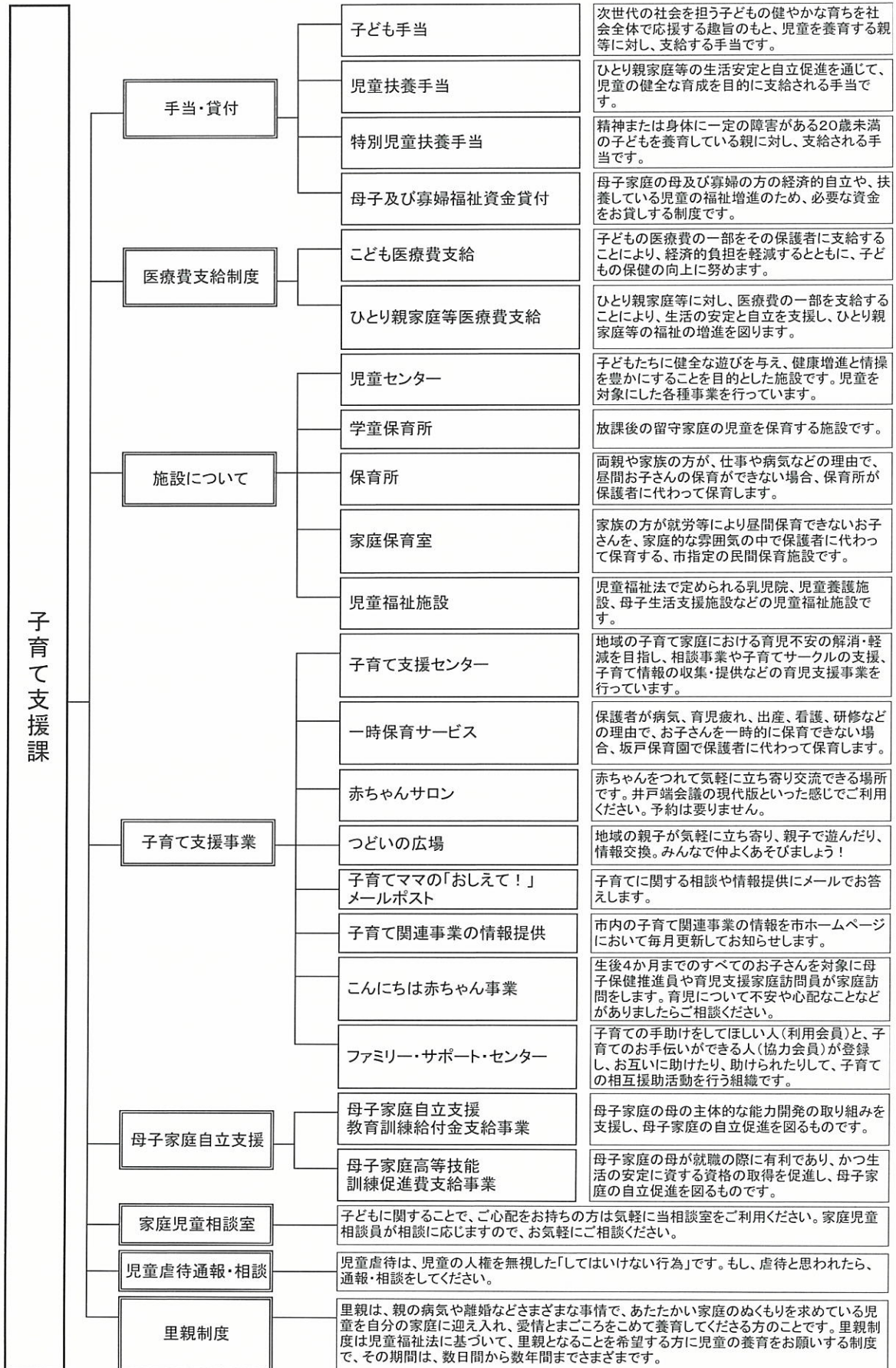
(1) 高齢者福祉

高齢者福祉課	生きがいサービス	敬老会・報恩会	敬老の日にちなみ、70歳及び75歳以上の方を招待し、多年にわたり社会に尽力された方々を敬愛し、長寿を祝います。
		歩け歩け大会	60歳以上の方を対象に、健康増進と相互友愛を深めることを目的に実施します。コースに市の文化財や史跡を取り入れ、郷土に対する知識を深めます。
		ゲートボール大会 グラウンドゴルフ大会	スポーツを通じて健康増進と相互友愛を深めることを目的として、大会を開催します。
		高齢者歌謡ショー	60歳以上の方を対象に、健康増進と相互友愛を深めることを目的に実施します。
		市内公共施設循環バス特別乗車証	70歳以上の方に、市内公共施設循環バス特別乗車証を交付します。
		公衆浴場無料入浴券	65歳以上で自宅に入浴設備がない方に、公衆浴場無料入浴券(1ヶ月5枚を限度)を支給します。
		老人クラブ	おおむね60歳以上の方が対象の自主的団体です。教養の向上・健康増進・社会奉仕活動・地域との交流・レクリエーション等を活動内容としています。
		老人福祉センター	60歳以上の高齢者の方に利用していただく施設です。健康増進・教養の向上・語らいの場・レクリエーションにご利用ください。
	在宅支援	地域包括支援センター	地域で暮らす高齢者の方やその家族を、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面で支援します。(平成21年度は3か所)
		紙おむつ等の給付	在宅で生活をする排泄の介助が必要な要介護3～5の方に、紙おむつ等を給付します。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
		日常生活用具の給付	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等に、日常生活用具(電磁調理器・火災警報器等)を給付します。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
		緊急時通報システム	電話回線を利用した装置の「緊急ボタン」を押せば受信センターに通報され、必要な援助及び救急要請が行われます。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
		寝具乾燥消毒サービス	寝具乾燥が困難な方に寝具乾燥(月1回)と水洗い(年1回)を行います。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
		移送支援サービス	在宅生活で常時寝たきり等の方に対し、移送用車両により、自宅と医療機関等との間を送迎します。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
		訪問理美容サービス	理美容室へ出向くことが困難な方に、理美容師が自宅を訪問してサービスを提供します。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
		介護支援短期宿泊事業	介護保険法の保険給付の支給限度額を超えても、特別な理由で介護が困難な場合に、老人福祉施設に短期宿泊ができます。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
		ふれあい収集事業	ごみ集積所にごみや資源物を出すことが困難な方に、週1回直接自宅を訪問し、分別されたごみ等を収集するとともに安否確認を実施します。
		徘徊高齢者家族支援事業	徘徊症状のために所在不明になった場合、早期に発見できるように位置探索機能を備えた携帯端末機器を貸与します。費用の一部は自己負担となります。
		配食サービス事業	食事の支度が困難な方に、自宅に週4回昼食を配達するとともに安否確認を行います。利用者負担金があります。
		手当	要介護高齢者手当
家族介護慰労金	在宅で生活をする要介護4～5の方を介護している家族に年1回100,000円の手当を支給します。該当要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。		
介護保険制度	対象者及び保険料	・第1号被保険者 = 65歳以上 <保険料は所得に応じて賦課され、年金からの引き落とし又は普通徴収で納めていただきます> ・第2号被保険者 = 40～64歳 <保険料は加入している医療保険から差し引かれます> ※ 40歳以上から生涯にわたり加入していただく制度です。	
	利用手続き	・市の介護保険担当窓口で申請します<第1号被保険者は交付されている緑の「介護保険被保険者証」を持参><第2号被保険者は法による16疾病に限られます。「健康保険証」を持参> ※ かかりつけの病院名、主治医名を確認いたします。	
	サービスの種類	・在宅介護サービス <ホームヘルパー、デイサービス、福祉用具の貸与等> ・施設サービス <特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等への入所> ※ 要介護度等により違いがあります。	
	利用料	要介護度等により、月額の利用限度額が決められています。本人負担は1割で、市が運営する介護保険特別会計から9割支出されます。	

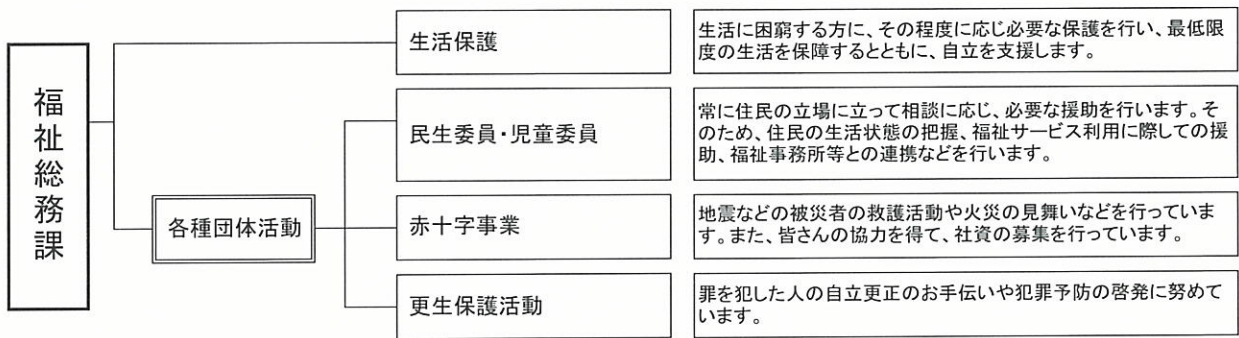
(2) 障害者福祉



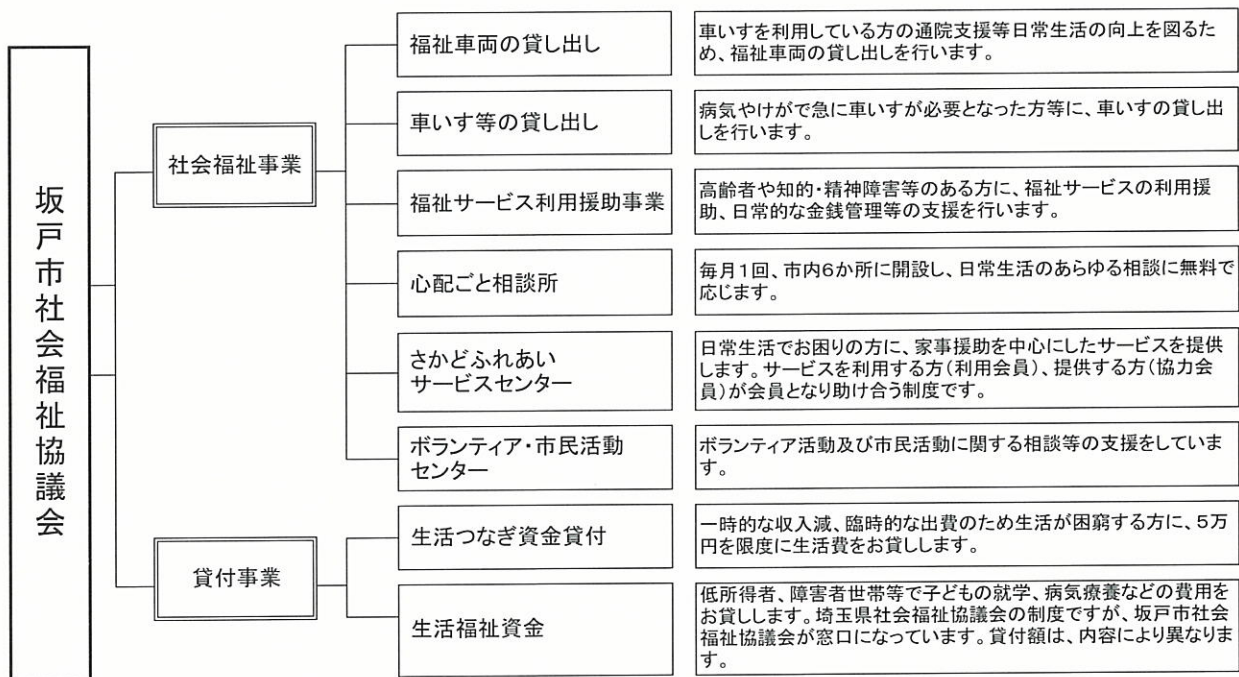
(3) 子育て支援



(4) 社会福祉



(5) 坂戸市社会福祉協議会



第3章
施策の展開

1. 基本理念

本市では、地域福祉の推進にあたり、市、市民、関係団体、事業者など地域に関わりのある全ての人々が主役となり、お互いに支え合い、市民の誰もが幸せに暮らしていることが理想の姿と考え、計画の基本理念を次のとおり掲げ、計画を推進していきます。

**みんなが主役
誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど**

2. 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、4つの基本目標を定めました。

基本目標は、それぞれが関連しており、どれか一つでも欠けてしまえば、基本理念を実現させることはできず、全部が重要なものとなっています。

～基本目標1～

コミュニティの活性化により安心して住み良い地域になっています

～基本目標2～

必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤が整っています

～基本目標3～

誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みができています

～基本目標4～

安全・安心に生活できる地域になっています

3. 「個別目標」と達成への「取り組み」

本計画では、4つの基本目標の達成に向け、各基本目標に個別目標を定めました。そして、個別目標ごとに達成への「取り組み」を定め、次の考えに基づき、市、市民、関係団体、事業者などが、それぞれの立場で、また、協働で目標の達成に向けて取り組んでいきます。

- | |
|--|
| <p>(1) 市は、福祉分野の個別計画で定められた目標達成に努めるとともに、基本理念の実現に必要な事業に取り組む。</p> |
| <p>(2) 市民、関係団体、事業者は、基本理念の実現のため、第1回地区別懇談会（ワークショップ）で参加者から出された【地域でできること】などを参考に、自主的に必要な活動や事業に取り組む。また、市はその取り組みを支援する。</p> |
| <p>(3) 市、市民、関係団体、事業者は、活動や事業実施に際し、相互に連携する。特に、市は、坂戸市社会福祉協議会との連携を強化する。</p> |
| <p>(4) 市、市民、関係団体、事業者は、以上を踏まえ、地区（第4章参照）ごとに新たな支え合いの仕組みをつくる。また、地区同士の連携も図っていく。</p> |

なお、本計画における実施主体は次のとおり定義します。

- ① 市民（市民、区・自治会）
- ② 関係団体（民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、PTA、自主防災組織、消防団など）
- ③ 事業者（社会福祉法人、介護保険事業者、福祉サービス事業者）
- ④ 市

4. 施策体系

基本目標

個別目標

取り組み

基本目標 1

コミュニティの活性化により安心して住み良い地域になっています

個別目標 (1)

世代を超えて共感し合える地域コミュニティができています

取り組み①

住民同士が顔を合わせるきっかけをつくる

取り組み②

みんなが参加できる行事・イベントを行う

取り組み③

世代間交流を進める

取り組み④

地域の情報を発信する

個別目標 (2)

健康で地域を支える多くの担い手があります

取り組み①

男女共同参画を推進する

取り組み②

健康づくりを推進する

取り組み③

地域活動のリーダーを養成する

取り組み④

地域の子どもを地域で育てる

個別目標 (3)

みんなで支え合うネットワークができています

取り組み①

情報の受発信機能を強化する

取り組み②

地区内及び地区同士の連携を図る

個別目標 (4)

人権を尊重する環境が整っています

取り組み①

差別や偏見のない福祉文化の土壌をつくる

取り組み②

虐待やDVを防止するため関係機関との連携を図る

個別目標 (5)

安全で清潔な環境が整っています

取り組み①

バリアフリー化を推進する

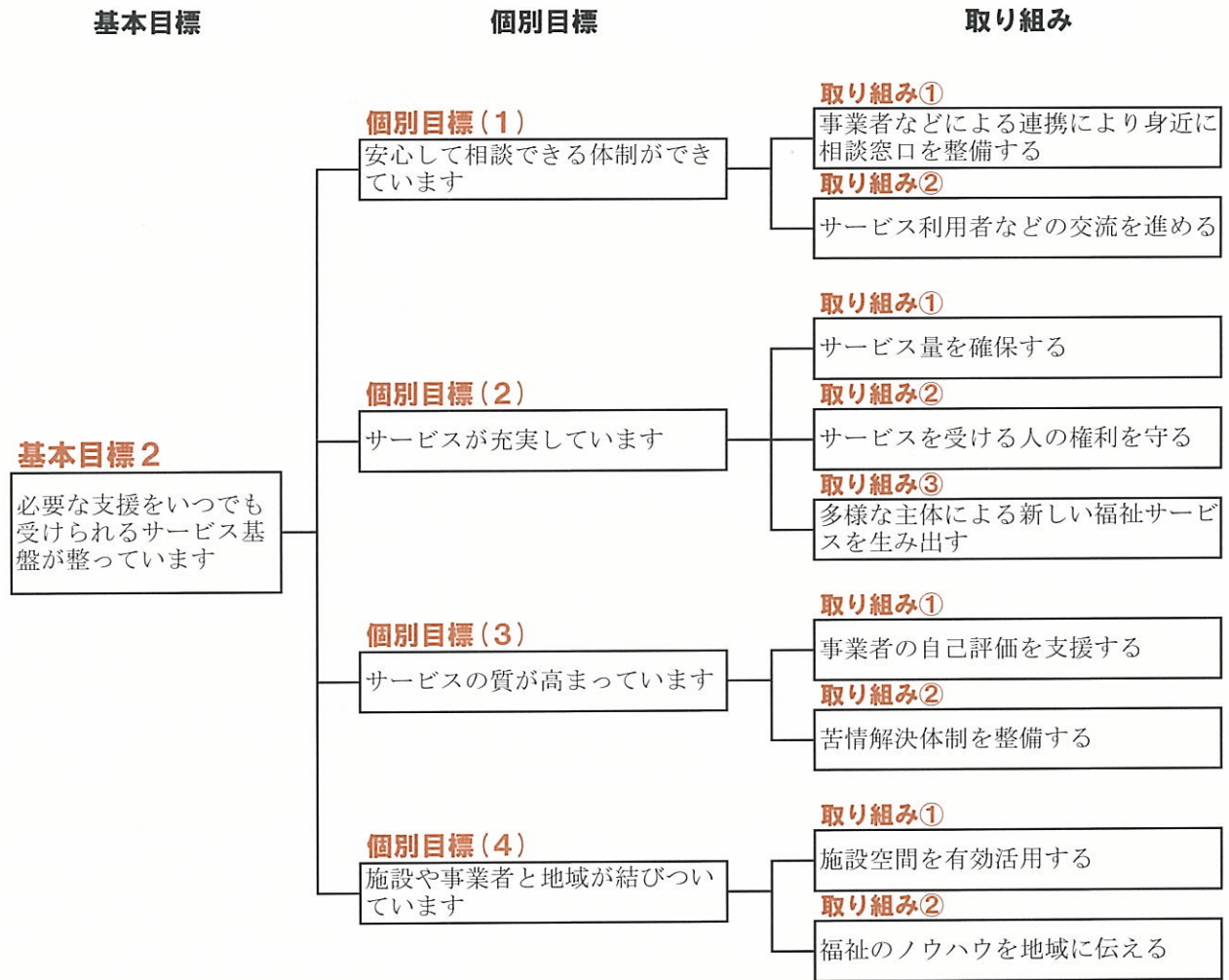
取り組み②

安全でいこいのある道路・歩道や遊べる空間づくりを進める

取り組み③

清潔な環境づくりを進める

第3章 施策の展開



第3章 施策の展開

基本目標

個別目標

取り組み

基本目標3

誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みができています

個別目標(1)

ボランティア情報の提供・共有化が工夫されています

取り組み①

ボランティアやNPOに関する多様な情報を発信する

取り組み②

活動の継続・拡大のための情報を共有化する

個別目標(2)

ボランティアの人材を確保・発掘・育成しています

取り組み①

ボランティアに参加しやすい仕組みをつくる

取り組み②

ボランティアに関する啓発を行う

取り組み③

ボランティアのスキルアップを支援する

取り組み④

ボランティアへの参加を幅広く呼びかける

個別目標(3)

ボランティアネットワークが広がっています

取り組み

ボランティアネットワークを充実させる

個別目標(4)

ボランティアの活動拠点が整備されています

取り組み①

ボランティアをサポートする拠点を整備する

取り組み②

既存施設の利用を拡大する

基本目標4

安全・安心に生活できる地域になっています

個別目標

地域で防犯・防災対策ができています

取り組み①

適切な情報提供や支援体制を整備する

取り組み②

子どもの安全確保を図る

取り組み③

災害時の助け合いのネットワークづくりを進める

5. 施策内容

【基本目標1】

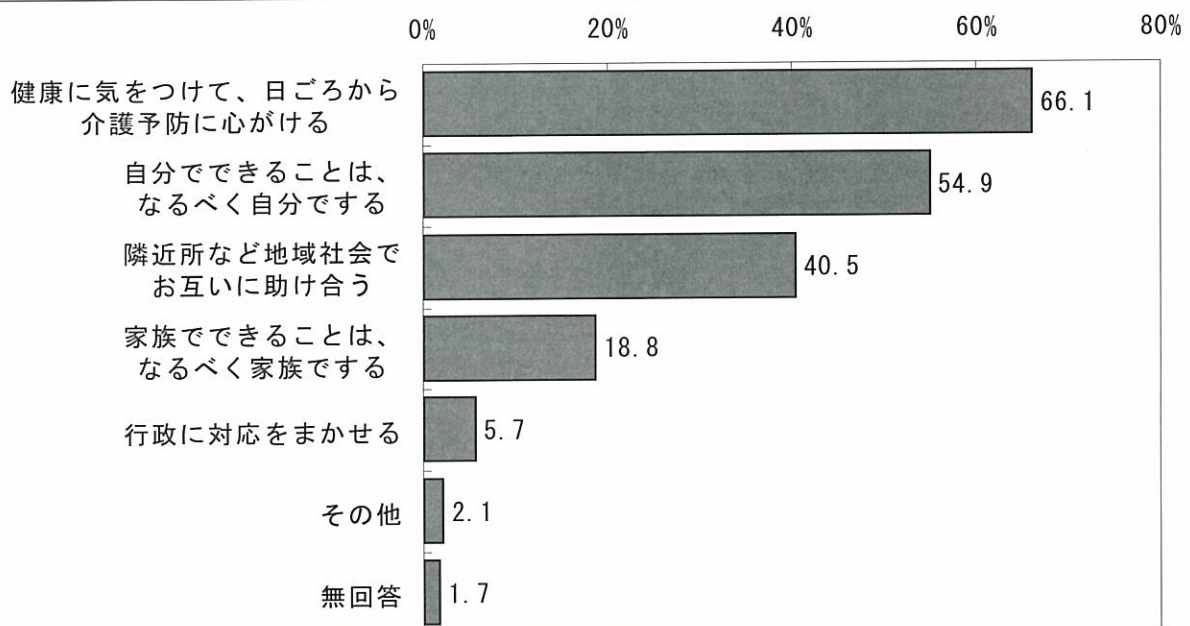
コミュニティの活性化により安心して住み良い地域になっています

【現状・課題】

全国的に高齢化が進んでいますが、本市でも急速に高齢化が進み、平成26年には市民の4人に一人が65歳以上となると想定されています。今後ますます地域における生活上の課題が増えてくることが確実であり、介護保険などの公的サービスでは対応できないような生活上の困りごとなどについては、既存の民間サービスを利用する他、隣近所や地域コミュニティなどでも助け合っていくことが求められます。

市民意識調査では、高齢社会に必要なことは、「健康に気をつけて、日ごろから介護予防に心がける」が最も多く66.1%を占めていて、次いで「自分でできることはなるべく自分でする」が54.9%となっています。一方で、「行政に対応をまかせる」は5.7%と少なく、個人や地域でできることをやる必要がある人が多くなっています。

問12 高齢社会においてどのようなことが必要だと思いますか。次の中から2つまで選んでください。



[N=1,744]

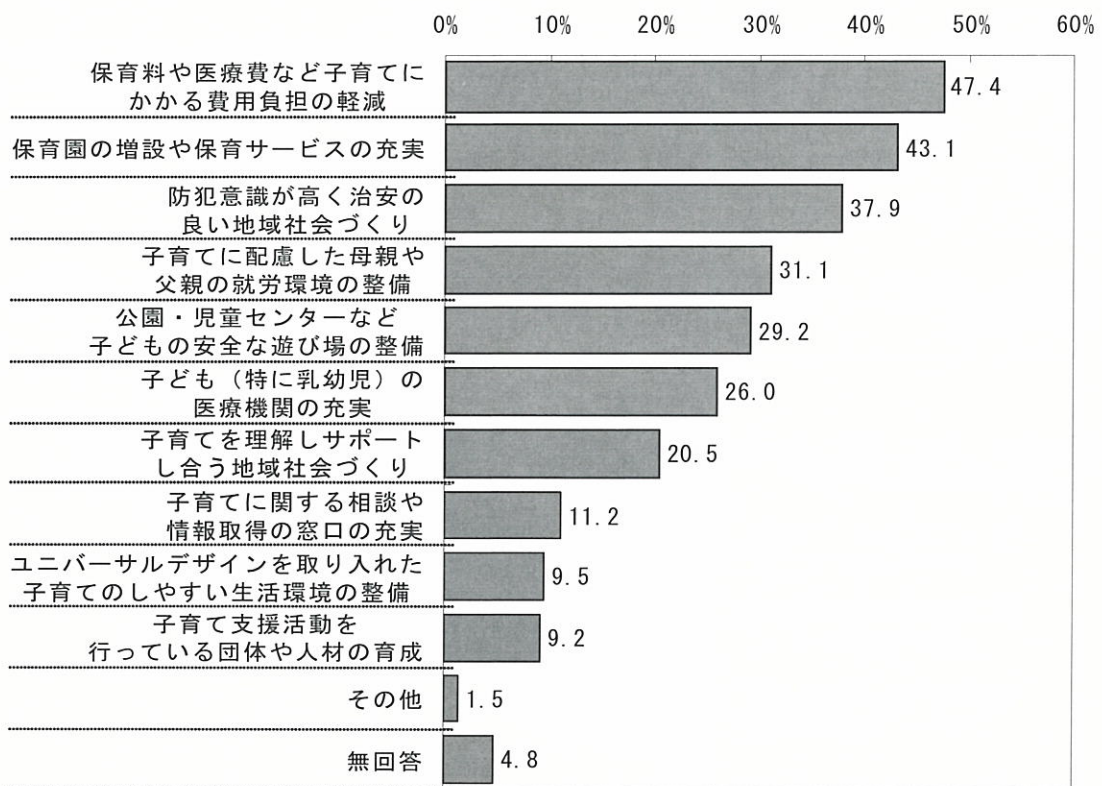
※N=回答者数

第3章 施策の展開

また、子育てについても、核家族化が進む中、行政による医療費の助成や保育サービスなどの支援の他、子育てを理解しサポートし合う地域社会づくりが求められています。

子育てをしやすいまちにするために必要な施策は、「保育料や医療費など子育てにかかる費用負担の軽減」が最も多く47.4%を占めています。これに次いで「保育園の増設や保育サービスの充実」(43.1%)、「防犯意識が高く治安の良い地域社会づくり」(37.9%)が多くなっていますが、「子育てを理解しサポートし合う地域社会づくり」も20.5%となっていて、子育てに対して地域の協力を求めている人も多くいます。

問11 子育てのしやすいまちにするためには、どのような施策が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。



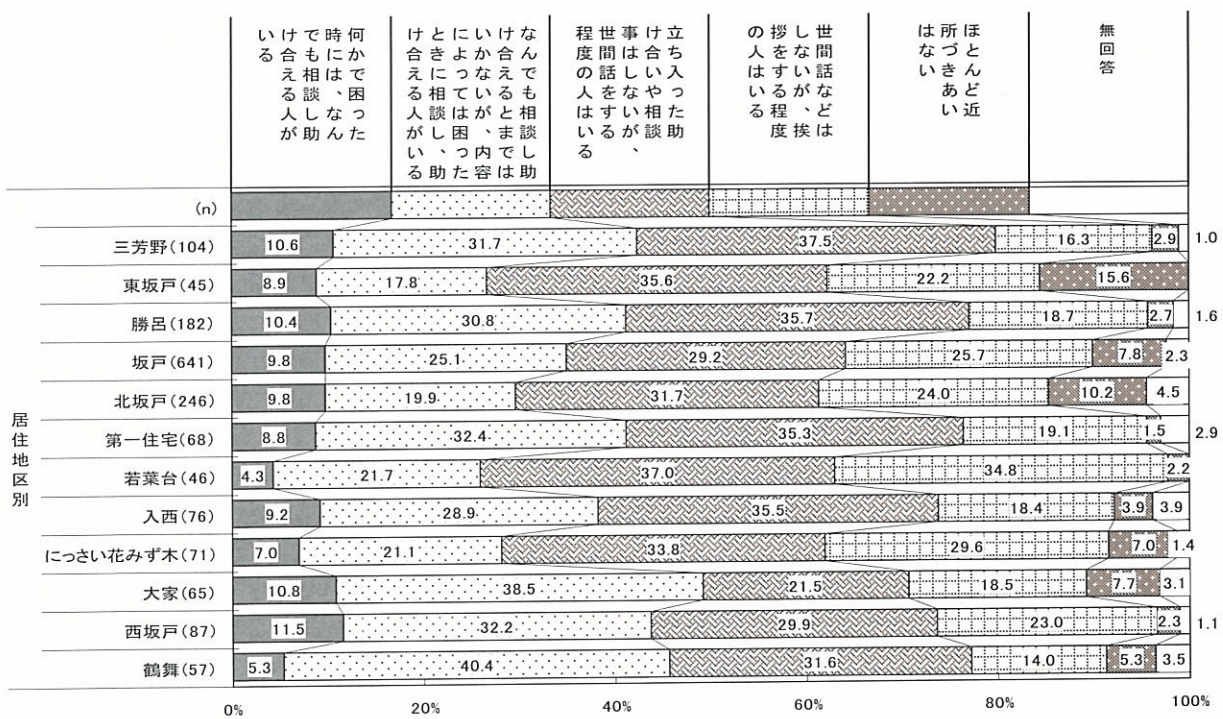
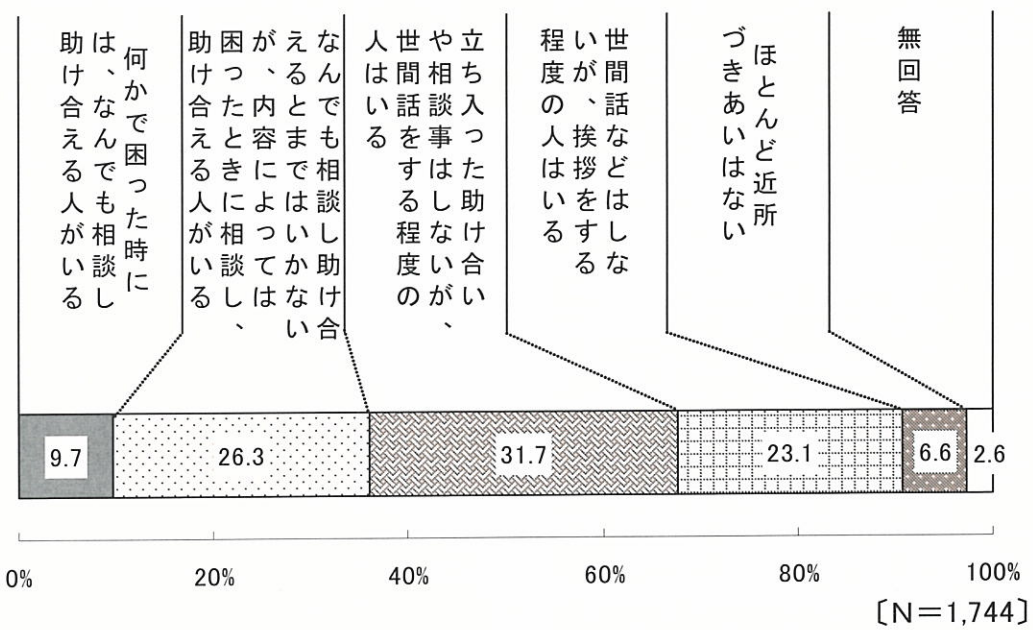
[N=1,744]

第3章 施策の展開

一方、隣近所とのつきあいについて、市民意識調査では、「立ち入った助け合いや相談事はしないが、世間話をする程度の人はある」という人が31.7%と、世間話程度のつきあいが最も多く、これに「なんでも相談し、助け合えるまではいかないが、内容によっては困ったときに相談し、助け合える人がある」（26.3%）、「世間話などはしないが、挨拶をする程度の人はある」（23.1%）が続いています。

「ほとんど近所づきあいはない」は6.6%でしたが、地域別で見ると、東坂戸が15.6%、北坂戸が10.2%と他の地区に比べて高くなっています。

問20 隣近所(歩いていける程度の範囲)とは、どのようなつきあいをしていますか。次の中から1つだけ選んでください。

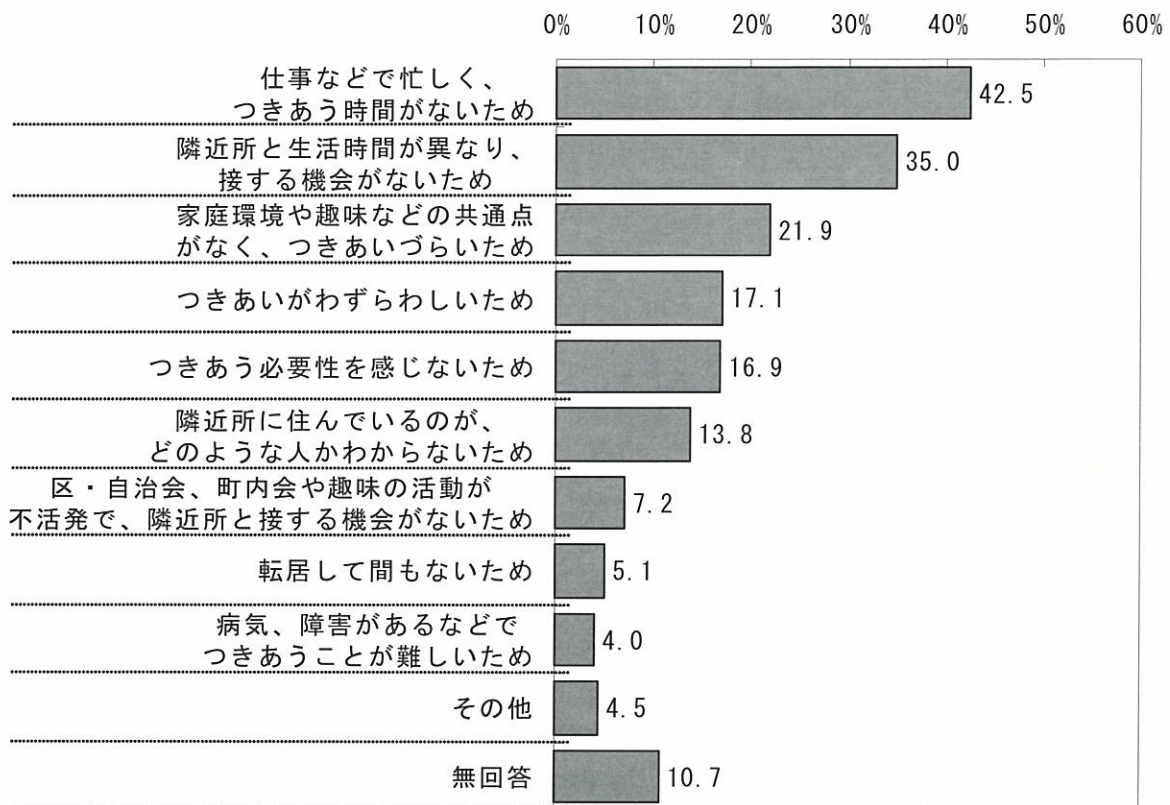


第3章 施策の展開

助け合える人がいると回答のあった以外の人に聞いた近所づきあいがあまりない理由としては、「仕事などで忙しく、つきあう時間がない」(42.5%)が最も多く、「隣近所と生活時間が異なり、接する機会がないため」(35.0%)、「家庭環境や趣味などの共通点がなくつきあいづらいため」(21.9%)、「つきあいがわずらわしいため」(17.1%)、「つきあう必要性を感じない」(16.9%)、「隣近所に住んでいるのが、どのような人かわからないため」(13.8%)と続いています。

時間的な制約によりつきあうことができない人が多いことが読み取れますが、近所づきあいについて、わずらわしい、必要性を感じない、また、そもそも近所にどのような人が住んでいるのかかわからないといった意見も合計すると多くなっています。

問 20-1 近所づきあいがあまりないのはなぜですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



[N=1,070]

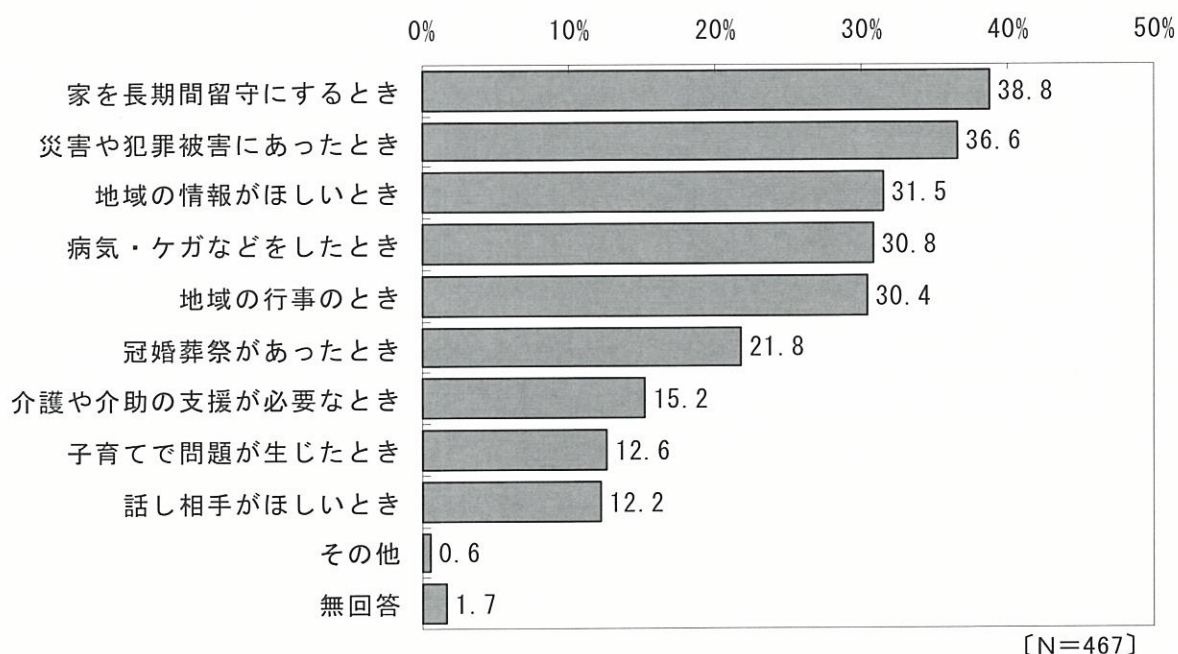
第3章 施策の展開

隣近所に助け合える人がいる必要性については、助け合える人がいる必要性を「思ったことがある」は43.6%で、「思ったことはない」の49.6%を若干下回っていますが、70代以上では49.6%と約5割の人が助け合える人を必要としています。

助け合える人が欲しいと思うときは「家を長期間留守にするとき」(38.8%)が最も多く、「災害や犯罪被害にあったとき」(36.8%)、「地域の情報が欲しいとき」(31.8%)、「病気・ケガなどをしたとき」(30.8%)、「地域行事のとき」(30.4%)、「冠婚葬祭のとき」(21.8%)と続いています。

いざというときの近所同士の助け合いの必要性を感じながらも、普段は互いにあまり深く立ち入らない程度の近所づきあいであり、新たな近所同士のつながりをつくるきっかけがつかめない住民も多いようです。

問 20-2-1 どのようなときに、隣近所に助け合える人がいればよいと感じますか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



第1回地区別懇談会(ワークショップ)では、「近所づきあいが希薄化し、近所同士の関わりを持たない人が増えている」、「地域内にできた新興住宅地の住民との関わりが難しい」、「アパートやマンションなどの集合住宅にどんな人が住んでいるのかわからず、災害時に対処できない」、「高齢者世帯では区・自治会の役員や班長などの仕事に負担を感じ、区・自治会を脱退する人も増えている」といった意見が多く出されています。

地域では、区・自治会、老人クラブ、こども会、公民館、PTA、民生委員・児童委員など、様々な団体がありますが、こうした団体では、高齢者への声かけ・安否確認や食事会の実施、子どもの登下校の見守り、地域のパトロール、清掃活動、各種講座の開催など、日頃からの地域活動を通じ、住民同士の交流の大きな力となっています。また、お祭り、体育祭、敬老会など地域全体のイベント開催にあたっては、準備から開催、後片付けに精力的に取り組むなど、地域活動の中心的な役割を担っています。

しかし、多くの組織でメンバーの高齢化・固定化・減少や活動の低調傾向がみられ、担い手の負担が増しているため、新たな人材の発掘が望まれています。

【個別目標】

基本目標1「コミュニティの活性化により安心して住み良い地域になっています」の実現には、市民、関係団体、事業者及び市が、それぞれ又は協働し、次に挙げる目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。

- (1) 世代を超えて共感し合えるコミュニティができています
- (2) 健康で地域を支える多くの担い手があります
- (3) みんなで支え合うネットワークができています
- (4) 人権を尊重する環境が整っています
- (5) 安全で清潔な環境づくりができています

住民一人ひとりが地域について考え、それぞれが役割を持って地域と関わり、地域の担い手となっていくことによって、隣人とのコミュニケーションがうまく図られ、日々の暮らしが楽しく、かつ安心したものとなります。

また、地域を良くしたいと願う住民を実際の地域活動に結びつけるような、住民同士の出会い、語り合いの機会が充実し、地域の中でみんなが共感し合えるコミュニティとなっていることも、住みやすさの大きな要素となります。

一方、地域で暮らし続けるには、困りごとを抱えたとき、自分に合ったサービスができる限り身近で提供されるような、支え合いのネットワークが必要です。そして、こうした人・機会・地域社会を支える基盤として、「人権を尊重する環境」が整っていることが大切です。

また、道路の安全対策や美化運動による清潔な環境づくりは、住民間のコミュニケーションを円滑にするだけでなく、身近な生活環境への意識を高めるためにも重要です。

個別目標(1) 世代を超えて共感し合えるコミュニティができています

地域には、年齢や家庭環境などが異なる様々な人が暮らしています。一人ひとり違った見方や考え方などがあることを理解し、あたたかく、共感し合えるコミュニティが形成されることが必要です。

【取り組み】

取り組み① 住民同士が顔を合わせるきっかけをつくる

信頼し合える隣人関係を築き、地域住民が互いを思いやり、共感し合える人間関係を築くためには、まず、住民同士が顔を合わせるきっかけづくりが必要です。また、区・自治会などの組織に属していない人でも、気軽に地域活動に参加でき、地域づくりに関心を持ってもらうような雰囲気をつくっていくことも大切です。

第1回地区別懇談会(ワークショップ)では、「回覧を回すときはなるべく直接渡すようにしたらどうか」といった意見や「気の向いたときに気軽に足を運んで地域の人とおしゃべりのできる、集会所や空き店舗などを活用したサロンのような場所が欲しい」との要望も多く出されました。

地域の様々な立場の人が集い、地域の問題や解決策について話し合えるような場所づくりを支援していきます。

取り組み② みんなが参加できる行事・イベントを行う

夏祭り、体育祭、敬老会、もちつき大会など、地域では従来から様々な行事・イベントが実施されており、これらは、コミュニティづくりのきっかけとなる大切な機会となっています。

これらの行事・イベントの実施にあたっては、地域住民が主体となり、公民館、体育協会、坂戸市社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ってきたところですが、子ども、高齢者、障害者など、より多くの住民が地域に応じた形で気軽に参加できるよう、引き続き必要な支援を行っていきます。

取り組み③ 世代間交流を進める

従来から行われてきている地域の活動のなかに、あいさつ運動の展開があります。しかし、凶悪な事件が多発している最近の社会情勢では、地域の人子どもに声をかけにくい、かけても子どもも返事をしにくいのが現状です。家庭や学校などにおいて、あいさつの大切さを伝えながら、あいさつしやすい環境づくりのために、地域と学校が連携した世代間交流事業や、地域で行われている通学路周辺の見守り活動などを今後も支援していきます。

取り組み④ 地域の情報を発信する

ボランティアやNPOなど、地域の様々な団体による活動の情報提供を充実します。その手段として、ホームページ等を活用した地域情報の提供など、IT化について検討を進めます。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	自治組織への加入を促進する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民協働推進課)
①	既存	集会所の整備事業(新規・修繕)を実施する地区団体に対して助成を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(市民協働推進課)
①	既存	地域コミュニティの発展に寄与している坂戸市区長会等に対し補助を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(市民協働推進課)
①	既存	コミュニティ活動を総合的に展開している坂戸市コミュニティ協議会に対し助成を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(市民協働推進課)
①②	既存	よさこい交流フロアの活用を促進する。	○	○	○	○	○	市民、市(商工労政課)
①②	既存	坂戸よさこい等の開催に際し、参加者の地域間や世代間の交流を図る。	○	○	○	○	○	市民、商工会、商業者、ボランティア、市(商工労政課)
①②	既存	つどいの広場事業の運営、児童センターにおける「ママの集い」等の事業を実施する。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(子育て支援課)
①②	既存	子育てサロン、子育てサークルへの支援を実施する。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(子育て支援課)
①②	既存	老人クラブ連合会・単位老人クラブの事業として地域貢献事業を推進する。	○	○	○	○	○	老人クラブ連合会、単位老人クラブ、市(高齢者福祉課)
①②	既存	福祉であいの広場事業を開催し、市民、障害者、ボランティア団体と交流を通じて、福祉の理解と意識を高める。	○	○	○	○	○	市民、市(障害者福祉課)
①②	既存	市民スポーツフェスティバルの中で、障害者への理解と交流を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(障害者福祉課)
①②	既存	学校体育施設等の開放を実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民スポーツ課)

第3章 施策の展開

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①②	既存	公民館、集会所活動を活性化させる。	○	○	○	○	○	市民、区・自治会、市(社会教育課)
①②	既存	地域に住んでいる外国籍の市民に母国の遊びや料理などを紹介してもらうイベントを行う。	○	○	○	○	○	市民、市(社会教育課)
①②	既存	自分の得意分野における活動を企画、呼びかけをする。	○	○	○	○	○	市民、市(社会教育課)
①②	既存	児童センター祭り等の事業開催に際しては誰もが参加しやすい内容となるよう配慮する。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(子育て支援課)
①②	既存	坂戸市民チャリティマラソンを実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民スポーツ課)
②	既存	住民自治組織に対して運営費等交付金を交付する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民協働推進課)
②	既存	コミュニティ推進組織の充実等を図るため、(財)自治総合センターの助成を受け、地域で実施される各種事業の備品等の購入に対して補助を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(市民協働推進課)
③	既存	児童生徒の登下校時における見守り活動を行う。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民文化課)
③	既存	学校での世代間交流を実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
③	既存	世代間交流室の利用を促進する。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
④	既存	広報紙、ホームページ及びモバイルサイトにより情報を発信する。	○	○	○	○	○	市民、市(広報広聴課)

第3章

【地域でできること】

～第1回地区別懇談会(ワークショップ)で出された意見より～

- ・近所・地域であいさつ運動を行う。
- ・登下校時に子どもへの声かけを行う。

- ・回覧はなるべく相手の顔を見ながら渡す。
- ・子育て中の人達の集いの場をつくる。
- ・区・自治会で行う道路清掃後、参加者(住民)同士が交流する機会を設け、他の行事への参加も要請する。
- ・1年に2回程度、数班合同で会合を持つ。
- ・マンションやアパートへは、区・自治会長がオーナーや管理者と連携を取り、区・自治会への加入や行事・防災訓練への参加を促す。
- ・お祭り・餅つき大会などの子ども参加型の事業を行う。
- ・引っ越してきた家族全員を最初の区・自治会の総会や懇親会に呼ぶ。
- ・さまざまな趣味サークルをつくり、誘い合う。
- ・高齢者や若い人が気楽に話し合える場として喫茶店風のサロンを開く。
- ・サロンをお茶のみだけでなく、「歌声喫茶」にしたり、地区住民の中で楽器演奏等を趣味としている方の発表を組み合わせるなどを企画する。
- ・老人クラブの活動を活発化し相互に連携する。
- ・サロンとして集会所を開放する。
- ・区・自治会に加入していないアパートにも行事のお知らせを行い、加入のきっかけをつくる。
- ・趣味サークルの活動の拠点として集会所の活用を検討する。
- ・地域の行事の案内は、高齢者・一人暮らし家庭には直接届けて説明する。
- ・子どもが地域の人達と交流する機会や場所を増やす。
- ・若い人と高齢者との交流をもっと深めて、気楽に頼める関係をつくる。
- ・学校・PTA・地域が一体となり、児童・生徒と高齢者の交流が図れるような活動を行う。
- ・商店街の広場、空き店舗を利用して子どもと高齢者が遊ぶ場をつくる。
- ・子育て世代が地域行事に参加しやすいような企画やアピールを行う。
- ・自治会で誰もが参加出来て楽しめる行事を考えて実施する。
- ・30代・40代の男性が参加したいと思える事業を行う。
- ・子どもから高齢者まで誰でも参加できる事業のアイデアを住民から募集して行う。
- ・行事を隣接の区・自治会と共同開催する。
- ・イベントや連絡事項、PTA等の情報は、回覧だけでなくアパートやごみ・集積所の掲示板を活用して提供する。
- ・高齢者に地域の事業への参加を呼びかけ、孤立状態の解消を図る。
- ・区・自治会と老人クラブと連携を密にし、集会所を活用して集いを開催する。
- ・趣味サークルを発展させ助け合いの組織をつくる。
- ・昔ながらの「向う三軒両隣」運動を展開する。
- ・単身高齢者への回覧や市広報の配布時には、本人に直接手渡しする。
- ・区・自治会や管理組合でアンケートをとり、地域の問題点をはっきりさせ解決策を図る。
- ・アパートは、仲介業者等と定期的に情報交換する。
- ・高齢者に対して学校を含め諸団体で積極的な関わりを求めていく。
- ・高齢者が定期的に近所の人と連絡をとる仕組みをつくる。

個別目標(2) 健康で地域を支える多くの担い手があります

近隣とのコミュニケーションがうまく図られ、地域が住み良くなるためには、住民一人ひとりが地域について考え、それぞれが役割を持って地域と関わっていくことが重要です。

より多くの人々が健康を保ち、隣人や近所づきあいについて関心を持ち、地域を愛し、地域を良くしていこうと思うことが、地域を支える人づくりの基本です。こうした気持ちを育み、健康で地域を支える担い手を増やしていくことが必要です。

【取り組み】

取り組み① 男女共同参画を推進する

男性も女性も共に日々の暮らしの基盤である地域社会の課題に目を向け、地域の活動に参加していくことが必要です。男女が社会の対等な構成員として、地域の担い手になり、あらゆる活動に参画する機会が確保できるよう支援していきます。

取り組み② 健康づくりを推進する

地域の活動に参加し、地域を支えるためには自ら健康であることが重要です。地域での健康づくりやスポーツの振興などにより支援します。

取り組み③ 地域活動のリーダーを養成する

地域活動を活発にしていくには、推進役となるリーダーが必要です。意欲的な人材を発掘し、新たなリーダーの養成を支援するとともに、地域福祉の啓発を図ります。

取り組み④ 地域の子どもを地域で育てる

将来の地域福祉の担い手となる子ども達が、地域の中で育ち・学び・経験を重ねていけるよう、地域における子育て環境を充実していきます。また、学校と地域の連携を強化し、地域福祉について子ども達が考え、学び、活動していけるようなメニューの展開をめざします。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	男女共同参画に関する啓発事業を実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(男女共生課)
②	既存	健康増進事業を推進する。	○	○	○	○	○	市民、市(健康政策課)
②	既存	坂戸市民チャリティマラソンを実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民スポーツ課)
②	既存	学校体育施設等の開放を実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民スポーツ課)
②	既存	食生活改善推進員による公民館単位での健康食等の料理教室を開催する。	○	○	○	○	○	市民、食生活改善推進員協議会、市(市民健康センター)
②	既存	食生活改善推進員によるボランティア活動を拡大させる(離乳食講習会等への協力)。	○	○	○	○	○	市民、食生活改善推進員協議会、市(市民健康センター)
②	既存	健康づくりの自主グループへの支援を行う。	○	○	○	○	○	市民、健康に関する自主グループ、市(市民健康センター)
③	既存	放課後子ども教室において地域活動のリーダーとなるサポーター等を発掘し、支援する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民文化課)
④	既存	放課後子ども教室において、地域サポーター等集め、子ども達に礼儀や昔の遊びを教え伝える。	○	○	○	○	○	市民、市(市民文化課)
④	既存	ファミリー・サポート・センターを運営し地域における子育て環境の充実とコミュニティの推進に努める。	○	○	○	○	○	市民、市(子育て支援課)
④	既存	学校での世代間交流を実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
④	既存	世代間交流室の利用を促進する。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)

【地域でできること】

～第1回地区別懇談会（ワークショップ）で出された意見より～

- ・地区の集会所で認知症予防のための活動を行う。
- ・誰でもリーダーになれるように活動のマニュアル化を図る。
- ・助け合いのネットワークをつくるための中心となる女性を発掘する。
- ・子供会を隣接の区・自治会と共同で復活させる。
- ・子ども達の声が地域の活性化につながるという事を、地域の方々に町内会だよりなどで知らせて理解を促す。
- ・常に情報収集を行い、役員や委員などの人材発掘に努める。
- ・積極的に若い人達に役員や委員などをお願いし、若い人達のネットワークも活用させてもらう。
- ・区・自治会役員以外に行事等の協力委員制度を設ける。
- ・高齢者宅などは役員（班長）免除や班長の仕事を抵抗なくできるように工夫する。
- ・班を統合して班の世帯数を増やし、高齢や病気などで班長の辞退者がいても支障がないようにする。

個別目標(3) みんなで支え合うネットワークができています

生活上の支援を必要とする人が、近年増えてきています。支援を必要とする人を把握し、支援できる人へつないでいける支え合いのネットワークを構築し、地域の課題解決力を高めていくことが必要です。

また、地域コミュニティ同士、あるいは地域コミュニティと事業者、団体との間でネットワークを築き、地域の持つ支え合いの機能を充実させることも大切です。

【取り組み】

取り組み① 情報の受発信機能を強化する

支援が必要な人には様々なサービスの利用に関する情報や相談窓口が、またボランティア活動の情報が必要な人にはボランティア活動の情報が、さらに自分の住む地域でどんなことが行われているのか知りたい人には地域の情報が、それぞれ正確に伝えられることが重要です。

そのためには、広報や回覧などの紙媒体だけでなく、携帯電話、インターネットなどの電子媒体、あるいは人と人とのつながりを通じた情報伝達も効果的であることから、その現状を把握するとともに、適切な情報の受発信ができるよう検討を進めます。また、地域福祉団体の情報に関しても、掲載の連携・広報力のスキルアップなどの必要な支援をしていきます。

取り組み② 地区内及び地区同士の連携を図る

市内各地区において区・自治会、関係団体、事業者、民生委員・児童委員などで構成する協議会を設置し、地区内の連携を図ります。また、それぞれの地区同士の連携も図っていきます。併せて、拠点の整備を推進します(第4章「推進体制」参照)。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	広報紙、ホームページ及びモバイルサイトにより情報を発信する。	○	○	○	○	○	市民、市(広報広聴課、市民協働推進課)
②	新規	地区協議会の設置及び拠点の整備を推進する。 (目標) 平成24年度までに、1協議会の設立を目指す。		○	○	○	○	市民、関係団体、事業者、市(福祉総務課)

【地域でできること】

～第1回地区別懇談会(ワークショップ)で出された意見より～

- ・認知症の人に対して、地域で理解の輪を広めて、区・自治会などのネットワークをつくり支え合う。
- ・普段の生活上からの新聞配達、郵便配達、牛乳配達等及び地域の声かけ、見守り活動のネットワーク化を推進する。
- ・必要な支援などを地域で考える組織(まちづくり委員会など)を設置し、支援活動関係者の公募・編成を進める。
- ・高齢者宅の新聞が溜まっている時は、民生委員と区・自治会正副会長に知らせてもらう協定を新聞販売店と区・自治会で締結する。
- ・区・自治会と老人会・民生委員等が連携して訪問隊を編成する。
- ・区長と民生委員、区長と班長、班長と班内住民の緊密な連携を築いて高齢者などを支援する。

個別目標(4) 人権を尊重する環境が整っています

近所づきあいがスムーズになり、共感し合えるコミュニティが形成され、支え合いのネットワークが機能していく社会の根底には、人権を尊重・擁護する環境が必要です。

年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての人にとって暮らしやすく、安心して自分の持つ意欲や能力を活かして自己実現できる地域社会が望まれます。

【取り組み】

取り組み① 差別や偏見のない福祉文化の土壌をつくる

すべての地域住民が地域社会の一員として、個人の尊厳が保障されなければなりません。

地域福祉には、そこに暮らす住民がお互いの個性や違いを認め、理解し合う人権尊重の精神や、差別や偏見を持たない「こころのバリアフリー」が不可欠です。

市民一人ひとりの意識の中に福祉という考えが浸透し、文化として地域に根付き、すべての人々の人権が尊重される福祉文化の土壌がつくられるよう、人権意識を高める啓発活動や学習機会を充実します。

取り組み② 虐待やDVを防止するため関係機関との連携を図る

児童や高齢者への虐待を防止するためのネットワークづくりに取り組み、地域で子育てや介護を応援する土壌づくりを支援するとともに、未然に防ぐための専門家による相談支援等の充実を図っていきます。

また、DVを防止するための相談を継続して実施するとともに、関係機関と連携し、支援を行っていきます。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	人権啓発事業を推進する。	○	○	○	○	○	市民、市(人権推進課)
①	既存	人権相談事業を推進する。	○	○	○	○	○	市民、市(人権推進課)
①	既存	障害者週間において、障害に対する理解を深めるための啓発事業を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(障害者福祉課)
①	既存	こころのバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進する。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
①	既存	人権教育を推進する。	○	○	○	○	○	市民、PTA、市(学校教育課)
②	既存	DV等への相談体制を充実させる。	○	○	○	○	○	市(男女共生課)
②	既存	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し更に児童虐待等の防止事業を推進する。	○	○	○	○	○	市民、民生委員・児童委員、関係機関・団体、市(子育て支援課等)
②	既存	高齢者虐待防止ネットワークの連携を強化する。	○	○	○	○	○	市民、民生委員・児童委員、介護保険事業者連絡会、地域包括支援センター等、市(高齢者福祉課等)
②	既存	高齢者虐待相談業務を行う。	○	○	○	○	○	地域包括支援センター、市(高齢者福祉課)

個別目標(5) 安全で清潔な環境が整っています

地域の中で安心して生活していくためには、安全で清潔な環境が欠かせません。

第1回地区別懇談会(ワークショップ)では、「子どもが道路で遊んでいて危険」、「公園で遊んでいてもうるさくて近所の人に怒鳴られているのを見た」などの意見が出されました。

また、市内各所で道路環境に関する課題が多く出され、「道路に歩道がなくて危険」、「カーブミラーがないところがある」、「違法駐車や段差が危険」など、様々な意見が出されました。

ごみについても、「道路へのごみの投げ捨て、ごみ集積所への不法投棄などで困っている」との意見が出されました。ごみの投げ捨てや不法投棄は、まちの美観を損ねるだけでなく、市民の地域に対する見方にも影響を与えます。また、きれいにしている地域では、犯罪被害が少ないと言われています。

一人ひとりの心がけと地域全体での安全点検や美化を図っていくことが必要です。

【取り組み】

取り組み① バリアフリー化を推進する

誰もが安全で安心して外出し、社会参加が促進されるよう、バリアフリー新法などに基づき、各種施設のバリアフリー化に取り組みます。

一方で、地域における細部へのバリアフリー化には、なお多くの時間と費用を要しますが、路上の違法駐停車、歩道の放置自転車の改善など、人の手でバリアをつくらぬ意識の啓発を行い、ハードとソフトの両面からバリアフリーを進めます。

取り組み② 安全でいこいのある道路・歩道や遊べる空間づくりを進める

小さい子ども連れの市民や、高齢者、障害者などが安心して通行でき、また、地域の人と会ったときに、立ち止まって安心して話ができるような道路・歩道・ポケットパークなどの整備を進めていきます。

また、子ども達が自分で考え気兼ねせずに自由に遊べる公園や広場を確保し、市内に子ども達の歓声が増えるよう、外で安全に遊べる空間づくりを計画的に進めていきます。

取り組み③ 清潔な環境づくりを進める

市民一人ひとりが、身近な地域の環境保全、美化活動への意識や関心を高めるための啓発を図ります。また、市民一人ひとりが地域で行う清掃活動などに参加することにより、地域の一体感が生まれ、地域コミュニティの活性化にもつながることから、地域で行う清掃活動などを支援します。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	歩道における放置自転車の改善を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(防災安全課)
①	新規	城山荘改修事業(バリアフリー化等)を行う。	○					市(高齢者福祉課)
①	既存	障害者団体連絡会において、障害者の視点から公共施設や商店などの使いやすさ等を確認する。	○	○	○	○	○	市民、市(障害者福祉課)
①	既存	道路のバリアフリー化を推進する。	○	○	○	○	○	市民、市(道路課)
①	既存	公園のバリアフリー化を推進する。	○	○	○	○	○	市(河川公園課)
②	既存	安全でいこいのある道路・歩道や遊べる空間づくりを進める。	○	○	○	○	○	市民、市(道路課)
②	既存	市民との協働により公園管理を実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(河川公園課)
②	既存	公園を安心して安全に使用できるようにするために維持管理を実施する。	○	○	○	○	○	市(河川公園課)
②	既存	特色ある公園づくり(健康づくりができる公園など)を行う。	○	○	○	○	○	市(河川公園課)
②	既存	区画整理事業に伴う公園の整備を行う。	随時					市(河川公園課)
③	既存	ごみ散乱防止キャンペーンなどにより市民への啓発を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(環境政策課)
③	既存	地域での花いっぱい活動への支援(市民花壇への花苗の提供。花いっぱい推進地区への補助)を行う。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(環境政策課)

【地域でできること】

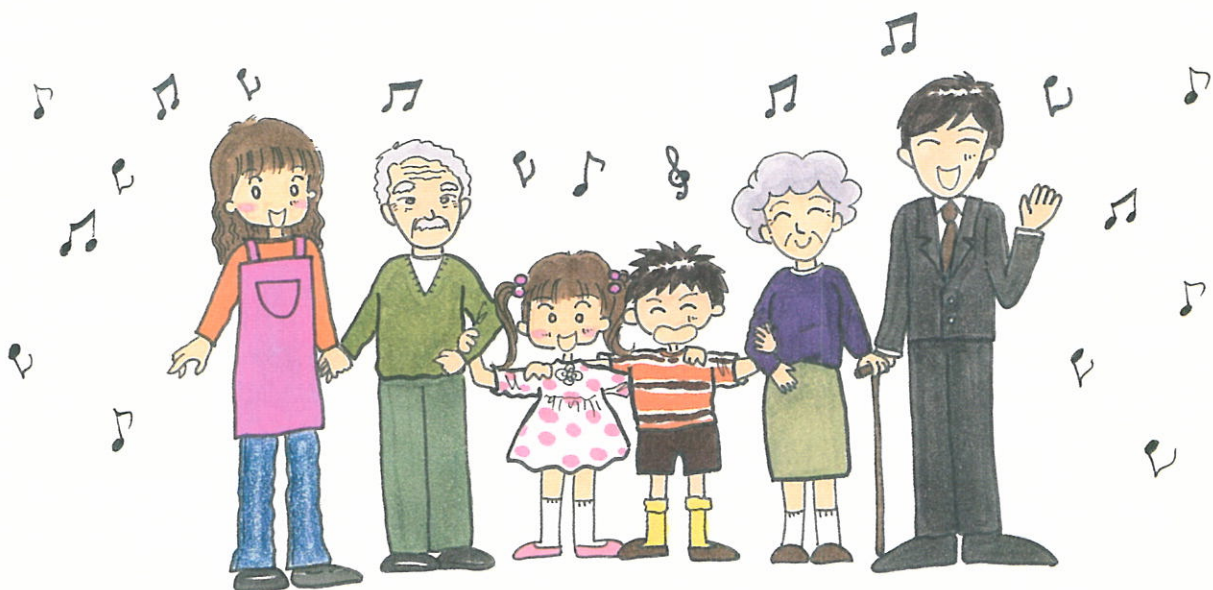
～第1回地区別懇談会（ワークショップ）で出された意見より～

●安全対策（交通安全等）

- ・スピードの出し過ぎなど通過する車両へ安全運転を呼びかける（横断幕、のぼり旗）。
- ・各家庭で生垣等の整理をし、交差点の見通しを良くする。
- ・地域内で子どもに交通安全への声かけを行う。
- ・地域での会合等で話題にして、交通マナーの徹底を啓発していく。
- ・区・自治会で道路の安全点検を行い、行政に報告する。
- ・道路・踏切の危険箇所は、区・自治会でも注意を呼びかける。
- ・車は路上ではなく駐車場へ置いてもらうよう啓発する。
- ・自治会でAEDを設置し応急対応に備える。

●清潔な環境づくり

- ・ごみ当番が集積所の不法投棄等を見張る（限界はあるが）。
- ・他区の集積所の方が近い人がいるので、例外的に、両区の了解のもと、ごみ集積所の相互利用を実施している。
- ・役員や近所の人が、ごみの分別を知らない人へ分別の仕方を教える。
- ・アパートの管理者（不動産会社等）が入居する人へごみの出し方をよく説明する。
- ・公園では、「公園の使い方」等を掲示する。「ごみは各自でかたづけよう」などの呼びかけ看板を設置する。
- ・落ち葉を利用しての堆肥づくりを奨励する。
- ・子ども達にも地域の清掃活動に参加させ、自分達の住む街をきれいな街にしていることを感じ取ってもらう。
- ・周辺の方からの情報提供と、地域の様々な年代が参加してのごみ拾いなどのボランティア活動を行うことによって安全・美化な公園をつくる。



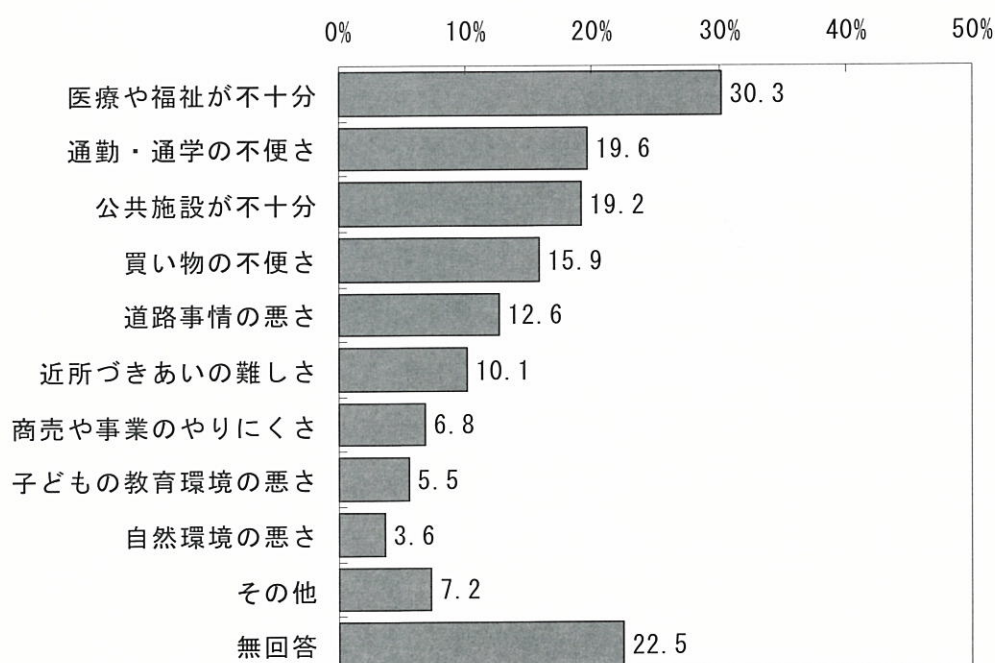
【基本目標2】

必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤が整っています

【現状・課題】

市民意識調査では、坂戸市に住みにくい理由として、「医療や福祉が不十分」が最も多く30.3%を占めています。これに「通勤・通学の不便さ」(19.6%)、「公共施設が不十分」(19.2%)などが続いています。

問3 坂戸市が住みにくいと感じるのはどんなことですか。次の中から2つまで選んでください。

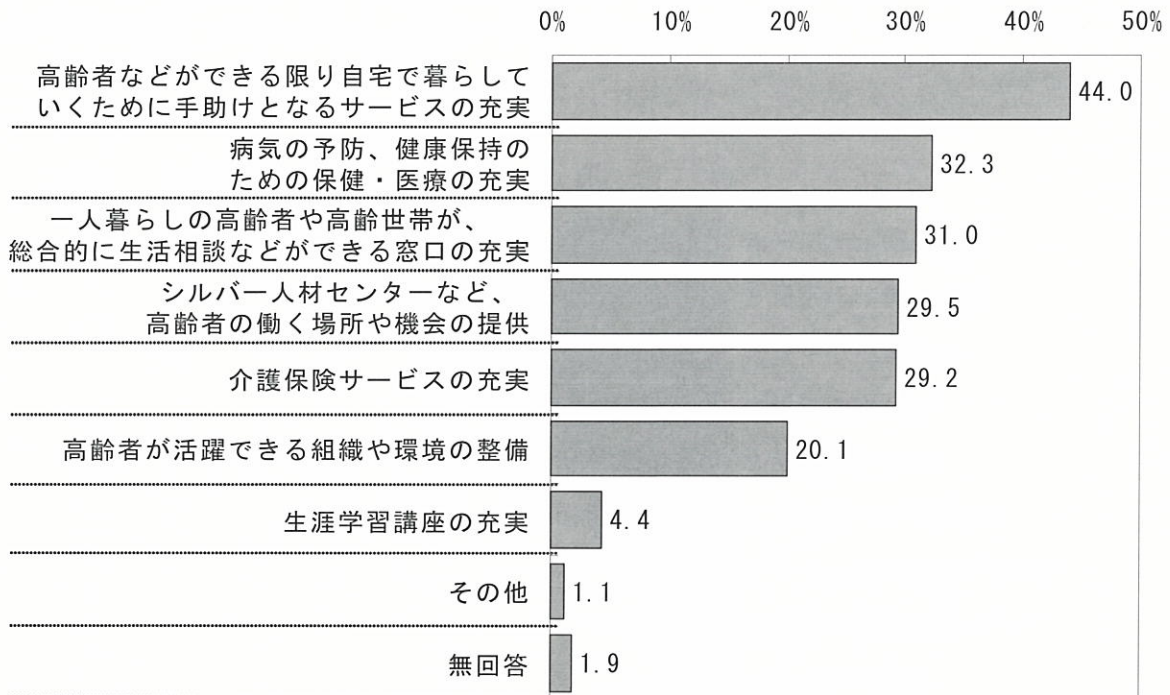


[N=1,744]

第3章 施策の展開

また、高齢社会への対応として市に望むことは、「高齢者などができる限り自宅で暮らしていくために手助けとなるサービスの充実」が最も多く44.0%を占めています。次いで多いのは、「病気の予防、健康保持のための保健・医療の充実」（32.3%）、「一人暮らしの高齢者や高齢世帯が、総合的に生活相談などができる窓口の充実」（31.0%）ですが、2位以下は回答率に大きな差はなく要望が多様であることを示しています。

問13 高齢社会への対応として、市に何を望みますか。次の中から2つまで選んでください。



[N=1,744]

また、第1回地区別懇談会（ワークショップ）でも、高齢化に伴う庭の手入れや電球の交換などの日常生活でのちょっとした困りごとの他、地域によっては、「スーパーマーケット、コンビニエンスストアや商店の閉店により買物が大変になってしまった」、「バスの便が悪く駅や病院まで行くのが大変である」との意見が多く出されました。「近くのATMがなくなり、預貯金を下ろすのが大変になってしまった」との意見もありました。

このように、生活課題を抱える人を総合的に支援し、課題を解決していくためには、保健・福祉等も含めたあらゆることについて安心して相談できる体制を整え、既存のサービスにつなげていくとともに、多様化するニーズに対するサービスを充実させ、その質を高めていくことが望まれています。

また、地域にある社会福祉施設や福祉・介護サービス事業者が持っている施設空間や専門的なノウハウが地域住民と結びつき、「地域の課題を地域で解決していく力」を高めていくことも期待されます。

【個別目標】

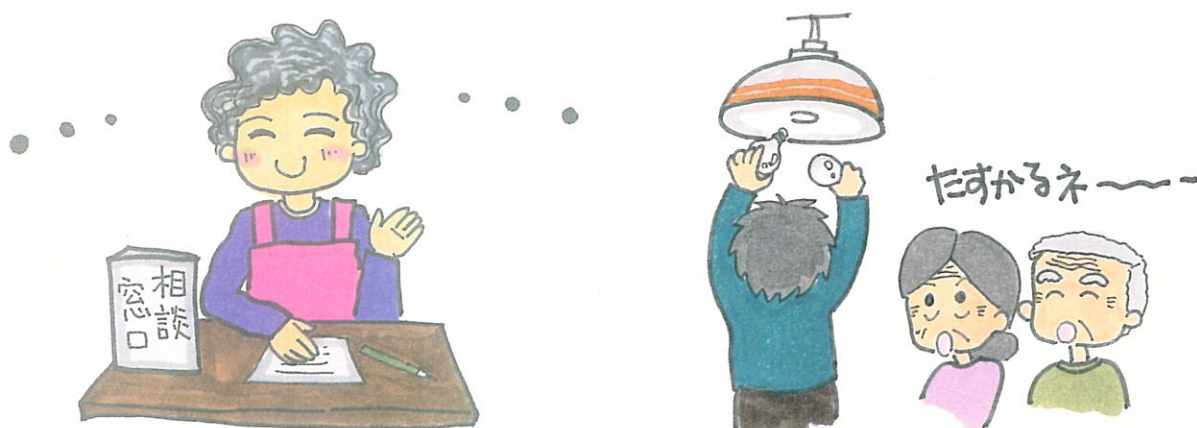
基本目標2「必要な支援をいつでも受けられるサービス基盤が整っています」の実現には、市、事業者、関係団体及び市民が、それぞれ又は協働し、次に挙げる目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。

- (1) 安心して相談できる体制ができています
- (2) サービスが充実しています
- (3) サービスの質が高まっています
- (4) 施設や事業者と地域が結びついています

今は健康で、誰の手も借りず、自分のことは自分でできると考えている人でも、高齢になって外出がしにくくなる、事故や疾病等で障害を持つ、あるいは家族が病気になることで買物に出かけられないなど、支援を必要とする立場となる可能性を持っています。介護保険制度などによって、多様なニーズを把握した適切なサービスの提供体制が図られ、サービスの提供量はある程度計画的に確保されてきていますが、公的サービスだけでは、多様なニーズを満たしているとは言い難いのが現状です。また、内容によっては、かえってご近所には相談しにくい困りごともあります。

そうしたときでも、安心して相談できる窓口があること、必要なサービスが用意され、選択の余地があること、提供されるサービスの質が日々向上されていくことなどが、「必要な支援がいつでも受けられるサービス基盤づくり」の重要な柱となります。

サービス基盤づくりの主な担い手は、社会福祉事業に携わっている施設や福祉サービス事業者などですが、地域住民も大きな力となります。施設や事業者が培ってきた福祉ノウハウを地域へ伝えることで、地域の福祉に対する意識や知識を深め、福祉文化の土壌づくりに役立ちます。このような結びつきが地域の力を高め、地域の福祉サービス基盤をより強固なものとするにつながります。



個別目標(1) 安心して相談できる体制ができています

福祉サービスが必要であっても、どこに相談に行っていけばいいかわからない人もいます。福祉サービスを必要とする人が、適切な福祉サービスを利用できるように相談体制を整えることが必要です。そのためには、信頼できる身近な相談窓口の存在や、多分野にわたる組織や人の連携と協力が求められます。

【取り組み】

取り組み① 事業者などによる連携により身近に相談窓口を整備する

どこに相談すればいいのか分からないときのために、身近に相談できる窓口が求められています。

介護保険事業者には情報交換を行うための介護保険事業者連絡会があります。また、人間西障害者相談支援センターが中心となり、障害者への相談を行っています。民生委員・児童委員は、担当地域における高齢者・障害者や児童などの見守り・相談や援助活動を行っています。

こうしたネットワークを有機的に結びつけ、相談者がどこに相談しても抱えている問題を解決に導いていけるよう、個人情報に留意しつつ、相談窓口の紹介などに努めます。

また、福祉分野以外のネットワークとの連携強化も図ります。

取り組み② サービス利用者などの交流を進める

同じ悩みを持つ人達が集まってグループをつくり、お互いに悩みを打ち明け、助け合える機会づくりを進めます。また、家族の会などの当事者組織の活動を支援します。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	相談・支援活動を行う。	○	○	○	○	○	民生委員・児童委員
①	既存	民生委員・児童委員活動への支援を行う。	○	○	○	○	○	市(福祉総務課)
①	既存	地域包括支援センターによる相談・支援業務を行う。	○	○	○	○	○	地域包括支援センター、市(高齢者福祉課)
①	既存	介護保険事業者連絡会による情報交換を行う。	○	○	○	○	○	介護保険事業者、市(高齢者福祉課)
①	既存	高齢者福祉ガイド等に基づくサービスの利用促進を図る。	○	○	○	○	○	市(高齢者福祉課)
①	既存	児童相談事業の運営、充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(子育て支援課)

第3章 施策の展開

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	つどいの広場事業の運営、児童センターにおけるママの集い等事業を実施する。言語発達遅滞児支援事業の運営、充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(子育て支援課)
①	既存	市民相談事業の利用促進を図る。	○	○	○	○	○	市(市民文化課)
①	既存	賢い消費者になるための啓発事業を充実する。	○	○	○	○	○	市(市民文化課)
①	既存	「障害者のてびき」により、障害福祉サービスの利用促進を図る。	○	○	○	○	○	市(障害者福祉課)
①	既存	入間西障害者相談支援センターにて、障害者等に対し、福祉サービス利用の援助、情報提供や相談を行う。	○	○	○	○	○	市(障害者福祉課)
②	既存	双子・三つ子等を養育する母親同士が交流を図り、情報交換することで不安の解消や軽減が図れるよう育児支援を行う。	○	○	○	○	○	市(子育て支援課)
②	既存	市民健康センターの事業として親子教室、ソーシャルクラブ、家族の集い等を行う。	○	○	○	○	○	市(市民健康センター)

【地域でできること】

～第1回地区別懇談会(ワークショップ)で出された意見より～

- ・ 介護者の悩みを聞く会を立ち上げる。

個別目標(2) サービスが充実しています

日々の暮らしのちょっとした困りごと、ちょっとだけ手伝って欲しいと思うことを、ご近所同士がお互い様の気持ちで毎回対応していくには、頼む人も、頼まれる人も、難しい状況があります。こうした課題に迅速に対応できるよう、公的な福祉サービスに加え、多様な実施主体が新たな福祉サービスの提供者となり、利用者に十分な選択肢が用意されることが必要です。

【取り組み】

取り組み① サービス量を確保する

子育て、高齢者、障害者などの各分野の個別計画では、公的な福祉サービスの提供量の計画的な確保を目標としています。特に介護保険制度では、支援が必要であっても地域で自立した生活を続けられるよう、一定の生活圏域内で必要な福祉サービスが利用できる体制が目指されています。今後は他の福祉サービスにおいても、計画的にサービス量を確保できるよう検討を進めます。

取り組み② サービスを受ける人の権利を守る

現在、公的な福祉サービスの多くが利用者と事業者との直接契約方式に移行しています。また、その他の福祉サービスについても、事業者との直接契約となります。

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等日常生活上の意思表示や判断に不安のある人が、等しく適切に福祉サービスを利用できることが重要であり、利用者本人の権利を守ることが一層求められています。そのため、権利擁護事業や成年後見制度の周知・啓発を図り、利用の支援に努めていきます。

福祉サービスに関する情報は、高齢者や障害者など情報が伝わりにくい人への配慮が必要であり、広報など情報提供の方法を工夫するとともに、コミュニケーションをサポートしてもらえる団体やボランティア等との連携を深め、情報伝達の充実に努めます。

取り組み③ 多様な主体による新しいサービスを生み出す

「子どもが急病のため受診したいが、その間だけ兄弟をみて欲しい」といった予告なしに発生するニーズや、買物代行などのプライベートなニーズなど、“すぐに使いたい”、“簡単に使いたい”、“適当な費用で遠慮や気兼ねなく使いたい”といった要望には、公的な福祉サービスでは応えることは困難です。また、利用者のニーズは常に変化し、地域性の強いニーズもあります。

このように、複雑多様化する市民ニーズに対しては、身近なコミュニティを活性化することにより地域力を上げるとともに、公的な福祉サービスでは提供が難しいニーズに対処できる、多様な主体による新たな福祉サービスが生まれやすい環境の整備に努めます。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	次世代育成支援行動計画を地域協議会に進捗状況等を諮りながら推進する。	○	○	○	○	○	市民、市(子育て支援課)
①	既存	坂戸市障害者福祉計画・坂戸市障害福祉計画に基づき、計画的にサービス量の確保に努める。	○	○	○	○	○	市民、市(障害者福祉課)
①	既存	高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づくサービスを推進する。	○	○	○	○	○	市(高齢者福祉課)
②	既存	高齢者の権利擁護、成年後見制度への支援を行う。	○	○	○	○	○	地域包括支援センター、市(高齢者福祉課)

【地域でできること】

～第1回地区別懇談会(ワークショップ)で出された意見より～

- ・ A T Mの利用を増やして存続させる。再設置を地元で働きかける。
- ・ バスの便数を増加させるため、バス運賃の値上げに協力する。
- ・ 区・自治会等で移動販売・訪問販売を行う商店やN P O等と協定を締結する。
- ・ 託児所を地域の集会所を利用して自主運営(運営にあたる人・集会所利用料の問題)。

個別目標(3) サービスの質が高まっています

福祉サービス量の確保や新規参入促進を図ってサービスを充実させる一方で、サービス利用者の満足度など、サービスの質を高めていくことも重要です。同時に、サービスを受ける人の権利が守られるような配慮も必要です。

福祉サービス事業者にとっては、自ら提供するサービスを点検・評価し、改善につなげていくことが必要です。また、サービス内容に関する苦情などに適切に対処でき、常に課題解決を図れるような体制づくりも求められています。

【取り組み】

取り組み① 事業者の自己評価を支援する

介護保険制度では、介護事業者が自己評価等を通じ、各事業者の課題を明確にし、改善していくことでサービス水準の向上を図る、「介護サービス評価事業」に取り組んでいます。他の福祉サービスにおいても、こうした事業者などの自己評価への取り組みを支援します。

取り組み② 苦情解決体制を整備する

公的な福祉サービスでは、各所管課において苦情を受け付け、解決を図っています。福祉サービス事業所等において起こったトラブル等については、円滑な解決を図るため、埼玉県社会福祉協議会が運営する埼玉県運営適正化委員会により、苦情解決に向けた支援を行います。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	介護保険事業者の現地指導により、自己評価の実施を促す。	○	○	○	○	○	市(高齢者福祉課)
②	既存	福祉サービス提供事業者に対し、適宜指導を行う。	○	○	○	○	○	市(障害者福祉課)
②	既存	市の窓口や入間西障害者相談支援センターにおいて、利用者からの相談、苦情等の受け付け・対応を行う。	○	○	○	○	○	市(障害者福祉課)

個別目標(4) 施設や事業者と地域が結びついています

地域には、社会福祉施設や福祉・介護サービス事業者があり、地域の福祉水準の向上に重要な役割を果たしています。こうした事業者の持っている施設空間や専門的なノウハウが地域住民と結びつき、「地域の課題を地域で解決していく力」を高めていくことが期待されます。

【取り組み】

取り組み① 施設空間を有効活用する

社会福祉施設には、厨房・入浴などの設備や会議室などがあります。こうした施設の「場」を、施設本来の役割を維持しながら、地域住民の交流の場として開放し、非常時には地域のサポートセンター的な役割を担えるようにするなどの取り組みを支援します。

取り組み② 福祉のノウハウを地域へ伝える

社会福祉施設や福祉・介護サービス事業者には、長年培ってきた福祉に関するノウハウがあります。事業者の持っているノウハウを地域へ伝える取り組みを支援し、地域の介護力などの向上を図ります。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①②	既存	福祉作業所において、地域との交流を図るための作業所まつりを実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(障害者福祉課)



【基本目標3】

誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みができています

【現状・課題】

地域では、以前から住民相互における「助け合い支え合う力」が地域福祉を支えてきましたが、人口流動や生活形態・価値観の多様化が進む現代社会の中で、これら地域の力が徐々に弱まってきました。

このような社会背景の中、共通の目的や意識に基づき自主的・自発的に活動するボランティアによる活動が活発化し、福祉だけでなくまちづくりや環境など様々な分野で活動をしています。

また、防災・防犯だけでなく、子どもや高齢者の見守りなど、身近な地域問題に対応するためにも区・自治会などを中心とした地域性の高い団体の力は大きいものであり、その力が改めて見直されています。

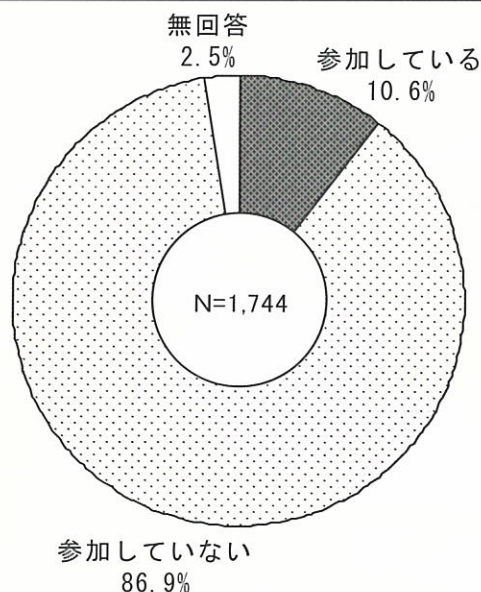
そして、これらの活動を支えるためには、地域住民一人ひとりの理解と参画が不可欠でもあります。

本市においても、昭和55年に坂戸市社会福祉協議会内に「さかどボランティアセンター(現在「さかどボランティア・市民活動センター)」が開設され、福祉分野を中心にボランティアの育成・支援やニーズの需給調整〔ボランティアをしたい人と、して欲しい人をつなぐ役割(コーディネート機能)]が行われてきました。また、平成21年4月には、本市としても市民協働推進課内に市民活動推進担当を設置し、市民活動の活性化を図っています。

しかし、市民意識調査では、ボランティア活動への参加状況は「参加している」が10.6%であり、「参加していない」の86.9%を大きく下回り、まだまだ少ない状況です。

第1回地区別懇談会(ワークショップ)では、「高齢者でも地域の役員などができるように、地域の皆で支え合い、一人の役員の負担を軽くしたらどうか」との意見も出されました。

問18 現在ボランティア活動に参加していますか。次の中から1つだけ選んでください。

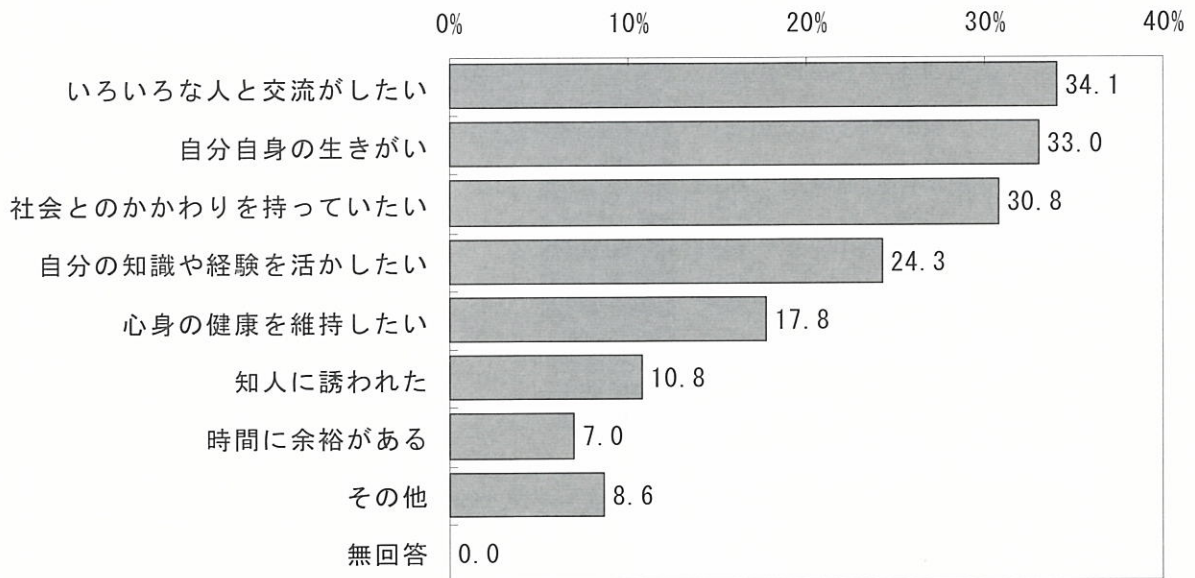


第3章 施策の展開

ボランティア活動に参加している理由は「いろいろな人と交流がしたい」が34.1%で最も多くを占めている。これに「自分自身の生きがい」(33.0%)、「社会とのかかわりを持っていたい」(30.8%)が続いています。また「その他」では、「社会貢献のため」という回答が多くなっています。

全体的に見ると「時間に余裕がある」(7.0%)、「知人に誘われた」(10.8%)など消極的な理由は回答率が低く、積極的な理由で参加している人が多いことが読み取れます。

問 18-1 ボランティア活動に参加している理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。



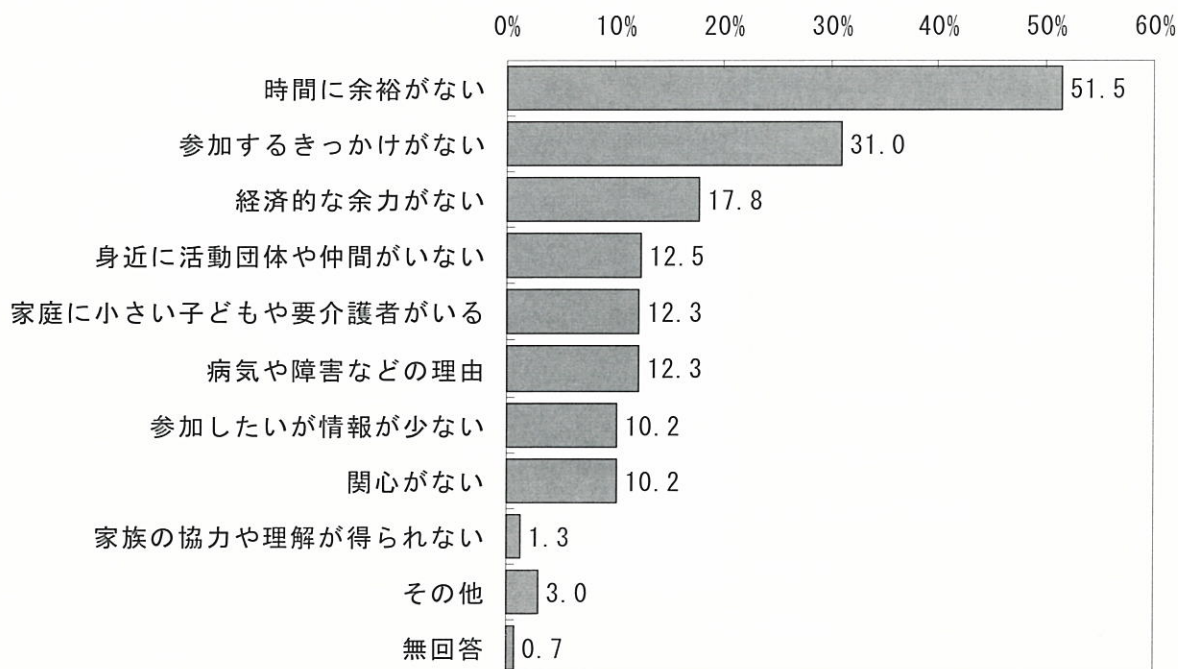
[N=185]

第3章 施策の展開

ボランティア活動に参加しない理由としては半数の51.5%の人が「時間に余裕がない」と回答しています。これに「参加するきっかけがない」(31.0%)、「経済的な余力がない」(17.8%)が続いています。一方で、ボランティア活動に「関心がない」と回答している人は10%程度となっています。

「その他」では、「高齢のためできない」という回答も多くなっています。

問 18-2 ボランティア活動に参加していない理由は何ですか。次の中から2つまで選んでください。



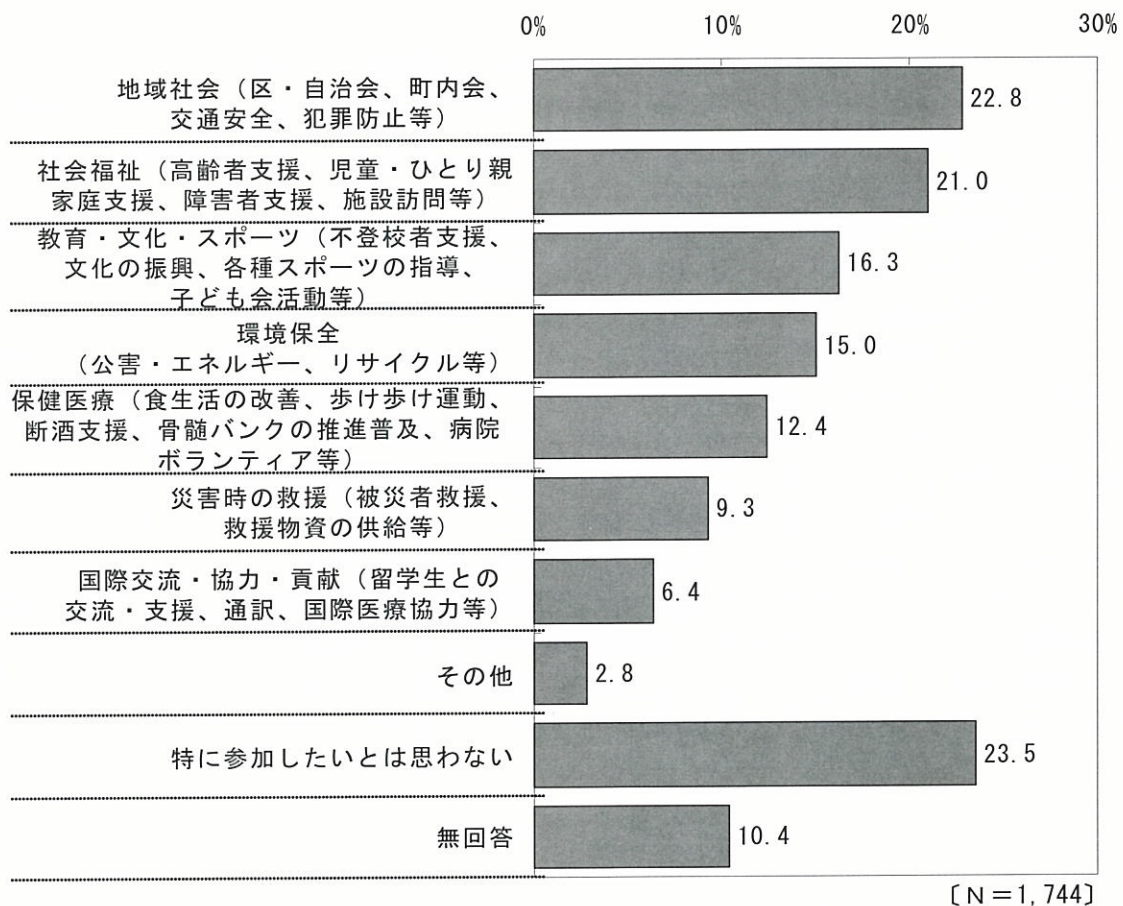
[N=1,516]

第3章 施策の展開

今後、参加したいボランティア活動は「地域社会」が最も多く22.8%で、これに「社会福祉」(21.0%)、「教育・文化・スポーツ」(16.3%)、「環境保全」(15.0%)が続いています。一方、「特に参加したいとは思わない」を選択した人は23.5%で、全選択肢の中で最も多くなっています。

「その他」では、「(病気や時間に余裕がないなどの理由で)参加できない」、「活動内容によっては参加したい」という回答が多くなっています。

問19 どのようなボランティア活動に参加してみたいですか。次の中から2つまで選んでください。



「区・自治会などの地域性の高い団体」や「共通の目的や意識を持った地域を超えて活動する団体」の活動に、より多くの人に参加し地域を支えていける環境整備が望まれます。

【個別目標】

基本目標3「誰もが参加できるボランティア活動と支え合いの仕組みができています」の実現には、市民、関係団体、事業者及び市が、それぞれ又は協働し、次に挙げる目標の達成に向けて取り組んでいく必要があります。

- (1) ボランティア情報の提供・共有化が工夫されています
- (2) ボランティアの人材が確保・発掘・育成されています
- (3) ボランティアネットワークが充実しています
- (4) ボランティアの活動拠点が整備されています

ボランティア活動の活性化には、「ひろがり」と「継続性」が重要です。「ひろがり」とは、ボランティアを「したい人」と「して欲しい人」とを結びつける空間的なひろがりのことを言い、「継続性」とは、いつでも支え合いの活動を頼りにできるという時間的な継続性のことを言います。

こうした空間的なひろがりや時間的な継続性が確保されてこそ、はじめて地域のボランティアや支え合いの仕組みが真価を発揮します。

また、「身近な場所でならボランティアがしたい」という意欲のある人をスムーズにボランティア活動へ導くことも必要です。そのためには、「ボランティア情報の提供・共有化が工夫されていること」、「ボランティアの人材が確保・発掘・育成されていること」、「ボランティアネットワークが広がっていること」、「ボランティアの活動拠点が整備されていること」という4つの目標の達成が必要となります。

ボランティア活動の「情報提供・共有化」が「人材確保・発掘・育成」につながり、ボランティア活動を支える人的基盤が整えば、ボランティア同士の「ネットワーク」が必要となり、そうした活動を物理的に支える「活動拠点」の整備に結びつく。活動拠点ができればさらに「情報提供・共有化」が進み・・・というように、4つの個別目標が循環しながら、徐々により高い次元へ進んでいき、ボランティア活動と支え合いの仕組みづくりが形成されていくと考えられます。

個別目標(1) ボランティア情報の提供・共有化が工夫されています

ボランティアやNPOに関する情報は、市の広報紙や市民協働推進課、坂戸市社会福祉協議会の「さかどボランティア・市民活動センター」等で提供されています。

しかし、実際には知りたいときにどこに行ったらどんな情報があるのか分からない、どこに聞いたらいいのか分からない、あるいはボランティアという言葉は知っていても、その内容については漠然としたイメージしか持っていないため、参加に踏み切れないといった声も聞かれます。

ボランティアに対する関心や興味をうまく育て、実際の活動に結びつけるためには、ボランティアの入口部分である情報提供のあり方や、情報の共有化を工夫する必要があります。

【取り組み】

取り組み① ボランティアやNPOに関する多様な情報を発信する

情報の受け手は、若者から高齢者まで年齢層が違い、ライフスタイルなども様々です。情報発信の手段を相手に応じたものとするすることで、より多くの人に新鮮な情報が届くこととなります。インターネットやメールなどを利用するほか、広報紙や施設の掲示板を利用しやすくするなど、デジタル情報・アナログ情報双方を充実させ、できるだけ多くの方に情報が届くよう提供手段の多様化を進めていきます。

取り組み② 活動の継続・拡大のための情報を共有化する

誰もが参加できるボランティア活動とするためには、参加者募集の情報発信の工夫をすることに加え、先行している地域や団体が蓄えた情報提供のノウハウを他の団体へ広めることも必要です。個々の地域や団体の具体的な活動について紹介するなど、それぞれのボランティアが積み重ねてきたノウハウを互いに共有できるよう支援します。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	広報紙、ホームページ及びモバイルサイトにより情報を発信する。	○	○	○	○	○	市民、市(広報広聴課、市民協働推進課)
①	既存	市民活動交流フロアの実施・運営を行う。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民協働推進課)
①②	既存	放課後子ども教室の充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(市民文化課)
②	既存	学校応援団の充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
②	新規	学校応援団を中学校へ拡大させる。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
②	既存	市民活動支援窓口の充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民協働推進課)

個別目標(2) ボランティアの人材を確保・発掘・育成しています

地域住民の誰もがボランティア活動に参加でき、その活動を無理なく続けていくためには、「する人」も「受ける人」もお互いを尊重することが大切であり、それがボランティアの人材の裾野を広げていくことにもつながります。

また、地域の自治活動だけでなく、公民館などでの生涯学習活動などを通じて、世代や性別を超えて地域住民が顔を合わせることが、人と人をつなぐ大きなきっかけとなり、地域への意識や問題を共有化することでボランティア活動につながることもあります。

これらのつながりが生む力を地域の力に変えるためにも、ボランティアに対する意識啓発だけでなく、研修などを通じた育成を進めながら、地域の支え合いの力を引き上げていくことも大切な課題です。

【取り組み】

取り組み① ボランティアに参加しやすい仕組みをつくる

ボランティア活動を広げ、地域で支え合う力を高めるためには、ボランティア活動への理解を深めるなど、参加しやすい環境の整備を進めるとともに、必要な知識や技術の習得が支援できる体制の整備が必要です。

条件さえ合えばボランティアに参加したいと考える住民や、特に、自分の経験を地域で活かせたらと考えている定年退職をされた方などに呼びかけを行い、自分に合った無理のない活動につなげるコーディネート機能を強化するなど、ボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを進めます。

取り組み② ボランティアに関する啓発を行う

坂戸市社会福祉協議会が運営する「さかどボランティア・市民活動センター」で実施される講座や体験プログラムを充実させ、その後の活動につながるボランティアの啓発を支援します。

また、子どもの頃からごく自然にボランティア活動に関わり、その面白さを知ってもらう学習を、学校や地域、ボランティア実践者が協働して実施していくことを目指します。

さらに、地域が実施する事業に参加を呼びかけ、できる範囲でそれぞれの役割を果たしてもらうことにより、自然な形でのボランティア意識の醸成を図ります。

取り組み③ ボランティアのスキルアップを支援する

各ボランティア団体が地域の資源となって、地域福祉を推進していくには、ボランティアのスキルアップも必要です。ボランティア向けの学習会や、複数のボランティアが参加する共同事業などを積極的に実施するなど、ボランティアのスキルアップを支援します。

取り組み④ ボランティアへの参加を幅広く呼びかける

地域福祉を推進するボランティアの担い手は、地域に住む住民だけではありません。市内への通勤・通学者など、ボランティアの潜在的な担い手にも幅広く呼びかけていきます。

また支援を受ける側にある人でも、ボランティアの担い手となることができるという先進的な取り組みなどを紹介し、誰もが関わることができる活動を目指します。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	学校応援団員の募集の推進を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
①	既存	学校応援団の活動内容を発信する。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
①② ③④	既存	放課後子ども教室スタッフの拡充・支援を行う。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民文化課)
①② ④	既存	市民活動交流フロアの実施・運営を行う。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民協働推進課)
①② ④	既存	市民活動支援窓口の充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民協働推進課)
③	既存	市民活動団体のスキルアップの支援を行う。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民協働推進課)



個別目標(3) ボランティアネットワークが広がっています

地域では、福祉・教育・健康づくり・子育て・まちづくり・環境美化など、共通の意識や目的により形成された地域を超えて活動するボランティアグループが数多く存在し、地域社会において大きな役割を担っています。

社会構成や価値観が複雑多様化する中、地域住民の福祉向上のためにはこれらの団体のネットワークが構築されることが重要であり、それにより包括的な支援体制が図られることとなります。

また、ボランティアグループ同士のネットワークだけでなく、行政、区・自治会などの地域性の高い団体、福祉事業者・企業などによる公益活動とのネットワークも、「地域の助け合い支え合い」にとって重要です。

【取り組み】

取り組み ボランティアネットワークを充実させる

ボランティアグループ同士が互いに連携しやすい環境をつくり、課題を解決していく横断的なネットワークづくりを支援します。

また、区・自治会などの地域性の高い活動団体と福祉事業者・企業による公益活動との連携を図ることも大切な要素であることから、互いの特徴を活かした活動を展開できるようなネットワークづくりを研究します。

【取り組み一覧】

区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
		22	23	24	25	26	
既存	市民活動団体の交流会を実施する。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民協働推進課)
既存	市民活動支援窓口の充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民協働推進課)
既存	放課後子ども教室スタッフの情報交換を行う。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民文化課)
既存	学校応援団長の情報交換を行う。	○	○	○	○	○	市民、ボランティア、市(学校教育課)

個別目標(4) ボランティアの活動拠点が整備されています

ボランティア活動の広がりと継続性を確保するために、ボランティア活動を実際に支えていく「場」が求められています。

地域の交流場所となる公共施設や地域の空きスペースなどを有効に活用し、ボランティア活動を支援する「場」の整備を進める必要があります。

【取り組み】

取り組み① ボランティアをサポートする拠点を整備する

地域におけるボランティア活動を支えるにあたり、中間支援組織の必要性はもちろんのことですが、実際にボランティア活動を行う上で、事業展開の拠点となる場の整備も求められています。

様々な団体の活動を支え、「交流」、「情報の収集・発信」などが可能となる拠点を整備するとともに、「さかどボランティア・市民活動センター」と連携を充実していきます。

取り組み② 既存施設の利用を拡大する

ボランティア活動を支援する「場」として、公民館や学校の余裕教室など、既存施設の利用を検討します。

また、従来、高齢者、障害者など対象別に整備されてきた社会福祉施設等においても、本来の目的を損なわない範囲での利用の可能性を検討していきます。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	学校応援団の各校での活動を推進する。	○	○	○	○	○	市民、ボランティア、市(学校教育課)
①②	既存	市民活動交流フロアの管理・運営を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(市民協働推進課)
①②	既存	放課後子ども教室活動を推進する。	○	○	○	○	○	市民、市(市民文化課)
②	新規	余裕教室を利用した学校応援団の拠点体制の充実を図る。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)

【地域でできること】

～第1回地区別懇談会(ワークショップ)で出された意見より～

- ・ちょっとした頼みごとに対して、得意とする人や定年退職をした人を区・自治会でボランティアとして募集する。
- ・区・自治会で配達サポート隊をつくる。
- ・地域を限定したボランティア組織をつくり、買物、通院等をサポートする。
- ・ボランティアなどによる移送システム(シルバーカーなど)の検討を進める。
- ・放課後、土日、長期休み(夏・冬・春)の留守宅児童が安心できる無料のサポートを行う。

【基本目標4】

安全・安心に生活できる地域になっています

【現状・課題】

寝たきりや認知症を有していたり、重度の障害を有する人にとって、防犯や防災について個人で備えるには限界があります。また、近年は児童に対する凶悪な事件も目立ちます。

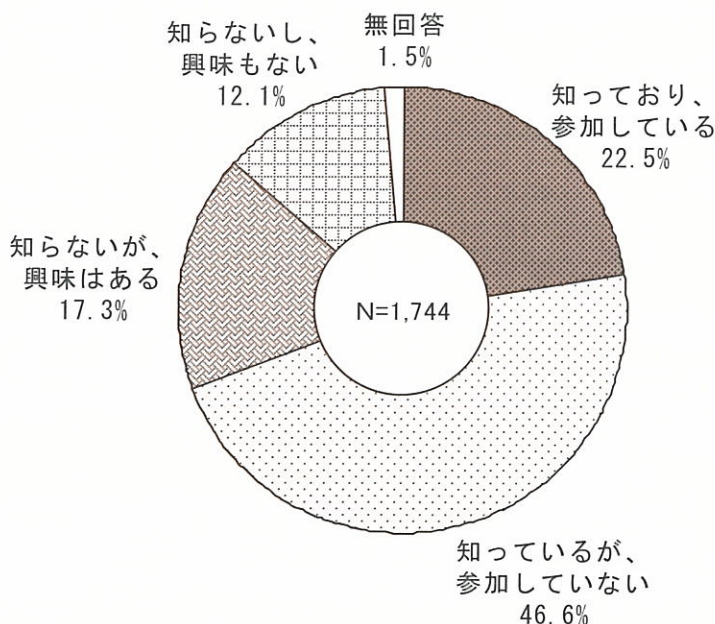
防犯に関して、第1回地区別懇談会（ワークショップ）では、「子ども達の下校時に地域のボランティアによる見守りはあるものの、人手が足りず、思うようにパトロールができない状態である」との意見が出されました。他に、「近所づきあいが希薄化していることにより、見慣れない人がいても不審者かどうか分からない」、「空き家への放火が心配である」、「防犯灯を増やして欲しい」などの意見も出されました。

しかし、市民意識調査では、防犯については、自主防犯パトロールに参加している人は22.5%で、「知っているが、参加していない」が46.6%を占めていて、認知はしているが参加していない人が多くなっています。

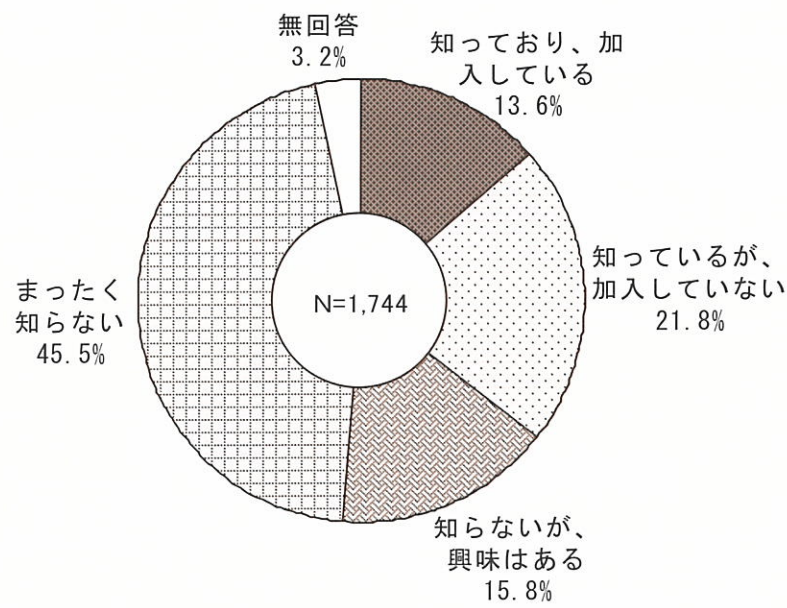
防災に関して、第1回地区別懇談会（ワークショップ）では、「個人情報保護法の影響などにより、特に集合住宅などの情報がほとんど把握できないため、行政において要援護者名簿を早期に作成して欲しい」との意見が多く出されました。また、「第9回防災まちづくり大賞で総務大臣賞を受賞した鶴舞自主防災委員会の『緊急時要援護者支援システム』などを参考に、各区・自治会・防災会において要援護者の支援を進めたらどうか」との意見も出されました。

市民意識調査では、自主防災組織の組織率が64.9%（平成21年9月現在）にもかかわらず、加入していると回答している人は13.6%となっています。一方、「まったく知らない」は45.5%で最も多く、これに「知らないが興味はある」（15.8%）を加えると、「知らない」人が6割強を占めていることとなります。

問16 坂戸市内の自主防犯パトロールに参加していますか。次の中から1つだけ選んでください。



問 15 地域の自主防災組織を知っていますか。次の中から1つだけ選んでください。



地域で防犯や防災について考え、活動していくことで、地域に住む誰もが安全・安心に生活ができるようになります。地域で防犯・防災活動への参加を促進し、活性化していくことが望めます。

【個別目標】

基本目標4「安全・安心に生活できる地域になっています」の実現には、地域住民、関係機関・団体、行政が、次に挙げる目標の達成に努めていく必要があります。

●地域で防犯・防災対策ができています

地域に住む誰もが安全・安心に生活していくためには、適切な犯罪発生情報や不審者情報が提供されることが必要です。

また、区・自治会などによる自主防犯パトロールの強化・充実と日ごろからの支え合いのネットワークをつくることにより、不審者の発見や空き巣などの犯罪抑止力を高めていくなど、地域で防犯対策を進める必要があります。

さらに、災害時要援護者が安全・安心に生活していくためには、「坂戸市地域防災計画」に基づき、高齢者や障害者などの災害時要援護者の把握と支援などの防災対策を進めていく必要があります。

【取り組み】

取り組み① 適切な情報提供や支援体制を整備する

防犯対策には、適切な情報提供や支援体制の整備が必要です。警察や消防など、関係機関の協力を得ながら、地域への適切な情報提供や地域において自主防犯パトロール活動を展開する各団体に資材の配布提供を行い、犯罪を起こさせにくい環境づくりを支援します。

取り組み② 子どもの安全確保を図る

学校・地域・関係機関が連携して行っている安全・安心（環境浄化）パトロール、こども110番など各種事業の実施を支援し、子どもの安全確保を図ります。

取り組み③ 災害時の助け合いのネットワークづくりを進める

災害時要援護者名簿の整備・更新を行い、「坂戸市地域防災計画」に基づき、区・自治会・防災会への災害時要援護者支援活動への支援や自主防災組織の結成促進及びPRを行い、全市的な災害時の助け合いのネットワークづくりを進めます。

【取り組み一覧】

取り組み	区分	主な取り組み	年度計画					実施主体
			22	23	24	25	26	
①	既存	防犯に関する地域への適切な情報提供を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(防災安全課)
①	既存	自主防犯パトロール活動を展開する団体への資材の配布提供を行う。	○	○	○	○	○	市民、市(防災安全課)
①	既存	警察、消防など関係機関との協力	○	○	○	○	○	市(防災安全課)
②	既存	安全ボランティアによる見守り活動を実施する。	○	○	○	○	○	市民、市(学校教育課)
②	既存	安全・安心(環境浄化)パトロール、こども110番、児童生徒の登下校時における見守り活動、青少年健全育成推進店の充実を図り、子どもの安全確保を推進する。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、市(市民文化課)
③	既存	民生委員・児童委員発「災害時一人も見逃さない運動」を推進する。	○	○	○	○	○	民生委員・児童委員
③	新規	災害時要援護者名簿の作成・更新を行い、ネットワークづくりを進める。	○	○	○	○	○	市民、関係団体、事業者、市(防災安全課、福祉部)

【地域でできること】

～第1回地区別懇談会（ワークショップ）で出された意見より～

●防犯対策

- ・地域で通学路近辺の河川敷の草刈作業の回数を増やす。
- ・防犯パトロールとともに各家庭に協力を求め、夜の一定時間外灯をつけてもらう事や、人感センサーによる外灯が点滅する照明器具を付け暗がりを少なくするようにする。
- ・下校パトロールへ時間的に可能な方の参加を呼びかける。町会中心でまとめ役を決め、人を集めていただく。
- ・自治会の防犯パトロールの強化・情報交換。あるいは、防犯パトロール時間帯の見直し。
- ・不審者情報を掲示板で周知。警察へも連絡する。
- ・散歩を児童の登下校時に行う。
- ・区・自治会内に防犯連絡所を設けて、情報を収集するとともに周知する体制を整える。
- ・地域内にパトロールの旗の設置・空き巣注意の告知をする。
- ・公園内の樹木を切り、見通しを良くする。
- ・家の周りにごみを置かない。
- ・留守を近所へ伝える。
- ・高齢者の「見守り隊」を結成する。児童の保護者にも見守り隊に入ってもらおう。
- ・犬の散歩をする人への協力依頼。問題発生区域への散歩協力依頼。
- ・防犯安全マップをつくって子ども・住民に周知を図り、危険な場所を察知する能力向上に役立てる。
- ・樹木の枝葉や草の繁茂、ごみの散乱を防止など、街をきれいに保ち、犯罪抑制に努める。
- ・隣近所のつながりが犯罪防止にも役立つことから、積極的に近所であいさつ、声かけを行い、お互いにコミュニケーションしやすい雰囲気を整える。
- ・空き家は、具体的にどれだけ迷惑がかかっているかを示し、粘り強く当事者と交渉する。除草ができなければ、シルバー人材センターに依頼するよう要請する。
- ・空き家は、危険、危害防止のため警察とパトロールを行う。
- ・近所の放置自転車について、防犯登録がしてあれば警察へ、無ければ市役所へ連絡する。

●防災対策

- ・ 現役世代を中心とした互助組織(災害時に中心となる人達)をつくる。
- ・ 自主防災組織を結成し、災害時の対応マニュアルをつくる。
- ・ 日ごろから要援護者と接し交流を図る。日常的な安全対策ケア体制が必要。
- ・ 災害時における看護師等の専門職による支援について、自主防災組織として居住者の協力を求め、人材の把握に努める。
- ・ 西坂戸自治会では、要援護者(高齢者・若年者を含む身障者・幼児等)対策として近々、要援護者支援対策協議会(仮称)を立ち上げて具体的な活動を開始する予定。この協議会は、自治会が中心となり自主防災会、民生・児童委員、福祉委員、赤十字、高齢者支援ボランティア団体等の人々と一緒になって活動を展開していく。
- ・ 地区役員・防災会等で災害発生時にすぐに近所の人々が駆け付けられる様に応援に行く人を定めておく。
- ・ 各班長が近隣を把握して次の班長に引き継ぐ。
- ・ 自治会で要支援者の調査をする。
- ・ 自主防災組織と民生委員・児童委員が連携する。
- ・ 周辺の自治会、町内会、商店会等から自主防災組織の結成についての働きかけを行う。
- ・ 市民体育祭の地区のテントで炊き出し訓練を実施し、参加住民に昼食として提供する。
- ・ 区・自治会の行事と合わせて防災行事を実施する。
- ・ 非常時における3日分の食料を備蓄する。



第4章

推進体制

第4章 推進体制

1. 計画推進体制

地域福祉計画は、核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化などにより新たに生じた多様な生活課題を、地域住民、地域で活動する団体、行政などにより社会全体で支え合い、解決していこうとする計画です。

そのため、本計画は、幅広い市民の意見やニーズを計画に反映していくため、幅広い市民で構成する坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会を設置するとともに、市民意識調査や地区別懇談会を実施するなど、様々な形での市民の参画を図りました。

今後も、坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会で計画の進行・管理を行うとともに、行政内部の関係部署間の連携強化を図り、坂戸市社会福祉協議会とも協働し、計画の円滑な推進を図っていきます。

2. 市民参加の推進体制

本計画の策定を担った市民参加の坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会が、計画の進捗状況の管理などを行います。

3. 行政内部の推進体制

坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議において、庁内関係各課・所との調整・連携を図ります。

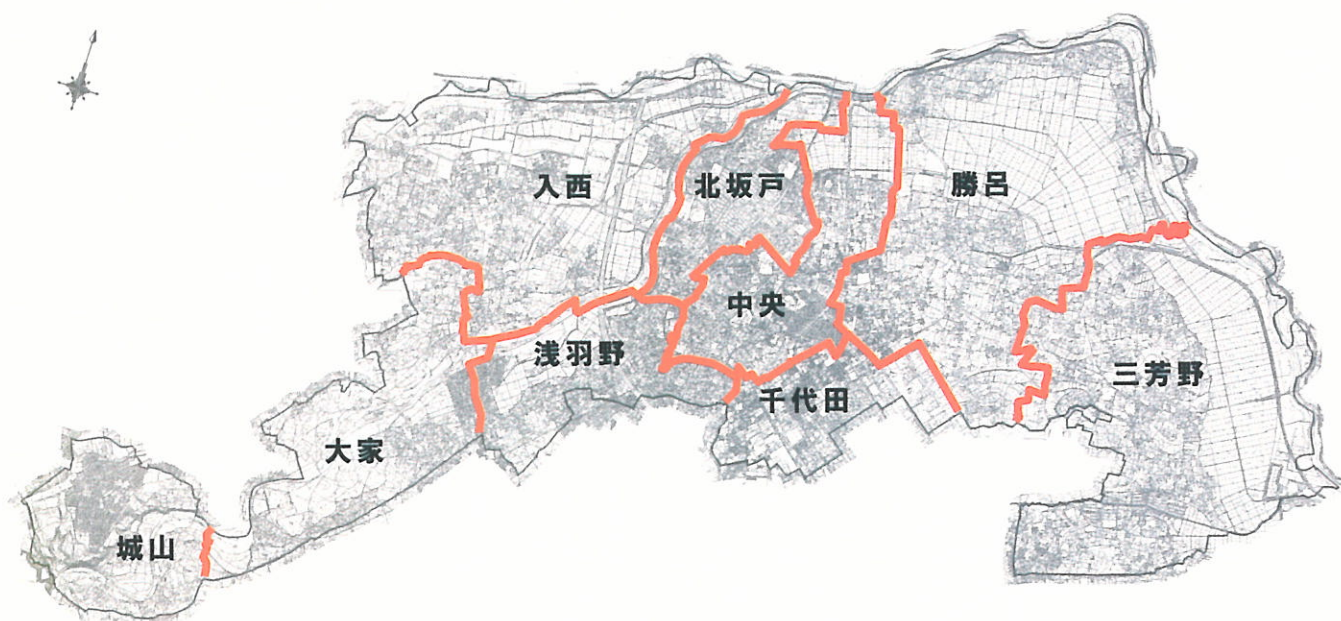
4. 坂戸市社会福祉協議会との協働

地域福祉を推進する唯一の社会福祉法人である坂戸市社会福祉協議会との協働を進めます。

5. 地区の設定

埼玉県地域福祉支援計画では、生活課題に地域の住民や団体が中心となって対応していく必要があるため、地域福祉の推進にあたっては、日常の生活圏域を基本とした地区を設定することとされています。

住民が普段生活する生活圏域と実感できる範囲は、町内である場合もあれば、坂戸市全体という場合もありますが、本市は、坂戸町と三芳野・勝呂・入西・大家村が合併して現在の坂戸市となり、旧町村にそれぞれに公民館が置かれたこと、その後、開発された住宅地も新たに設置した公民館を主体として、体育祭や文化祭などの行事やまちづくりが行われたことを考慮して、公民館区を一つの圏域とし、地区を設定することとしました。



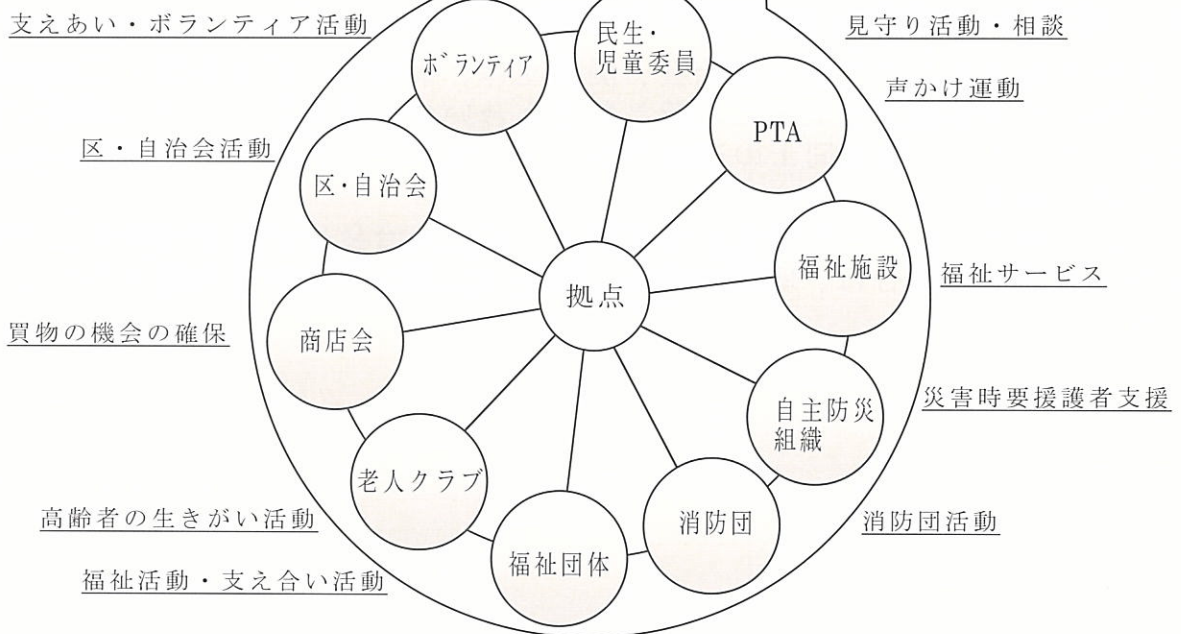
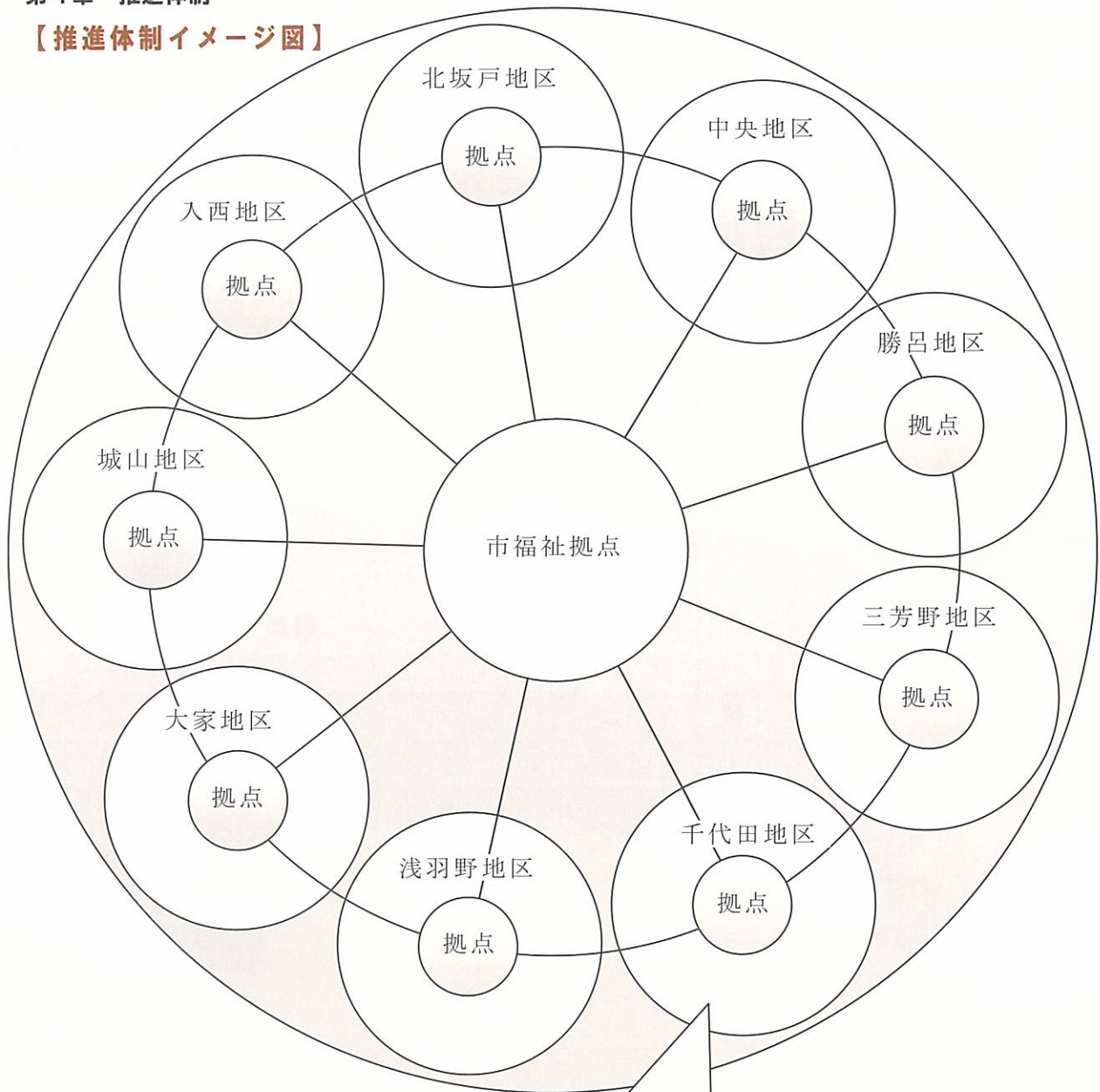
6. 協議会の設置と地域福祉の推進 (基本目標1 個別目標(3) 取り組み②関連)

市内各地区において区・自治会、関係団体、事業者、民生委員・児童委員などで構成する協議会を設置し、新たな支え合いの仕組みをつくり、課題に取り組みます。また、地区同士の連携も図っていきます(次ページ「推進体制イメージ図」参照)。

なお、地区(日常生活圏域)の区域が、区・自治会や各種構成団体などの区域割りと異なる場合は、地域の実情に合わせ、地区の範囲を調整することとします。

第4章 推進体制

【推進体制イメージ図】



第4章

資料編

坂戸市地域福祉計画策定経過

【平成 21 年度】

開催日	場所	会議名等	内容
平成21年 7月17日(金)	市役所 201会議室	第1回庁内策定・ 推進会議	(1) 地域福祉計画の概要について (2) 策定スケジュールについて
9月9日(水)	市役所 201会議室	第1回ワーキング チーム全体会議	(1) 坂戸市地域福祉計画策定・推進体制について (2) 地域福祉計画の概要について (3) 策定スケジュールについて (4) 地区別懇談会について (5) 検討部会について
9月29日(火)	市役所 201会議室	第2回庁内策定・ 推進会議	(1) 地区別懇談会について
10月6日(火)	市役所 201会議室	第1回策定・推進 委員会	(1) 坂戸市地域福祉計画策定・推進体制について (2) 地域福祉計画の概要について (3) 策定スケジュールについて (4) 地区別懇談会について
11月4日(水) ～11月20日(金)	9 公民館	第1回地区別懇談 会(ワークショップ)	地域で発生している福祉に関する問題と解決策 についてグループ討議
12月22日(火)	市役所 303・304 会議室	第2回ワーキング チーム全体会議	(1) 第1回地区別懇談会の結果について (2) 地域で発生している福祉に関する問題への 対応について
平成22年 1月18日(火)	市役所 201会議室	第3回庁内策定・ 推進会議	(1) 第1回地区別懇談会の結果について (2) 各課で把握している地域の課題について (3) 坂戸市市民意識調査の結果について (4) 地域福祉計画の骨子(案)について (5) 推進体制(圏域の設定)について (6) 第2回地区別懇談会の開催について
1月31日(日)	市役所 201会議室	第2回策定・推進 委員会	(1) 第1回地区別懇談会の結果について (2) 各課で把握している地域の課題について (3) 坂戸市市民意識調査の結果について (4) 坂戸市地域福祉計画の骨子(案)について (5) 推進体制(圏域の設定)について (6) 第2回地区別懇談会の開催について
2月8日(月) ～2月19日(金)	市役所 201会議室 7 公民館	第2回地区別懇談 会	(1) 第1回地区別懇談会の結果について (2) 坂戸市市民意識調査の結果について (3) 坂戸市地域福祉計画の骨子について (4) 推進体制(圏域の設定)について
3月16日(火)	中央公民館 学習室A	第4回庁内策定・ 推進会議	(1) 第2回地区別懇談会の結果について (2) 坂戸市地域福祉計画素案について
3月29日(月)	市役所 201会議室	第3回策定・推進 委員会	(1) 第2回地区別懇談会の結果について (2) 坂戸市地域福祉計画素案について

資料編

【平成22年度】

開催日	場所	会議名等	内容
平成22年 5月17日(月)	市役所 303・304 会議室	第1回庁内策定・ 推進会議	(1) 坂戸市地域福祉計画原案について (2) 市民コメントの実施について
5月27日(木)	市役所 201会議室	第1回策定・推進 委員会	(1) 坂戸市地域福祉計画原案について (2) 市民コメントの実施について
7月1日(木)～ 7月30日(金)	市政情報コー ナー、福祉総務 課、各公民館、 各出張所、中央 図書館	市民コメント	坂戸市地域福祉計画素案市民コメント募集 (周知方法：広報さかど、市ホームページ)
8月10日(火)	市役所 303・304 会議室	第2回庁内策定・ 推進会議	(1) 市民コメントの結果について (2) 坂戸市地域福祉計画最終原案について (3) 坂戸市地域福祉計画概要版(案)について
8月23日(月)	中央公民館 集会室	第2回策定・推進 委員会	(1) 市民コメントの結果について (2) 坂戸市地域福祉計画最終原案について (3) 坂戸市地域福祉計画概要版(案)について
9月30日(木)	市役所 201会議室	第3回策定・推進 委員会	坂戸市地域福祉計画(案)の市長への報告

第1回地区別懇談会（ワークショップ）開催結果

計画の策定にあたり、市民の意見を計画に反映させるため、区・自治会・防災会長、民生委員・児童委員や各関係団体の皆様にご参加いただき、次のとおり第1回地区別懇談会を開催しました。

※ 関係団体：坂戸市ボランティア連絡会、坂戸市老人クラブ連合会、坂戸市障害者団体連絡会
坂戸市商工会、坂戸市PTA連合会、坂戸市消防団

(1) 実施内容

【事前準備】

ワークショップの資料にするため、参加者に各地域で発生している問題とその解決策について記入するワークシートを配布しました。

区

坂戸市地域福祉計画策定に係る第1回地区懇談会

(表面)

ワークシート

※ 区・自治会・防災会長用

区・自治会・防災会名	氏名
------------	----

1. あなたが住んでいる地域で発生している福祉に関する問題についてお聞きします。

No.	地域（個人的な問題を除く）で困っていることや心配していることがあれば具体的に記入してください。	その困りごとや心配ごとについて、地域できると思われる解決策があれば具体的に記入してください。	その困りごとや心配ごとについて、地域だけでは解決できない場合、どのような人・団体・事業者又は行政によるどのような支援やサービスがあれば解決できると思いますか？具体的に記入してください。
1			
2			
3			

2. **個人的な生活上の問題についてお聞きします。** ※ 懇談会の議題とはいたしません、計画策定の参考とさせていただきます。

No.	あなた又は近所の人が、生活していく上で個人的に困っていることや心配していることがあれば具体的に記入してください。	その困りごとや心配ごとを解決するために、近所や地域で協力してもらえばいいと思うことを具体的に記入してください。	その困りごとや心配ごとについて、近所や地域だけでは解決できない場合、どのような人・団体・事業者または行政によるどのような支援やサービスがあればいいと思いますか？具体的に記入してください。
1			
2			

3. **区・自治会で独自に行って参加者に好評な行事など**がありましたら、**地域コミュニティの活性化のための参考事例として紹介させていただきたいので、下の記入欄に詳細をご記入ください。**

行事等名	開催時期	毎年	月頃(その他)	参加人数	約	名
内容：						



参加者に記入していただいたワークシートを回収し、各公民館のワークショップの班ごと（P76・77参照）にまとめました。「地域で発生している福祉に関する問題集計表」（P78・79）のとおり、合計327の課題が出されました。



【懇談会当日】

ワークシートをまとめた資料を基に班ごとにグループ討議を行い、各地域で発生している問題とその解決策について検討しました。



【懇談会終了後】

各公民館で行われた全てのワークショップの結果をまとめ、参加者に配布してお知らせしました。

(2) 日程、開催場所及び参加者数一覧

開催日	開催場所 (公民館区)	班	大字・町・自治会等	参加者数
平成21年 11月4日(水)	三芳野公民館	1	紺屋	28人
		2	中小坂	
		3	小沼	
		4	横沼、青木	
		5	東坂戸	
11月10日(火)	勝呂公民館	1	石井(下石井・内袋・上宿・下宿・新町)	39人
		2	石井(元宿第1区・元宿第2区・市営住宅)	
		3	島田	
		4	赤尾	
		5	塚越、戸宮、栄	
11月11日(水)	北坂戸公民館	1	泉町	42人
		2	末広町、上吉田	
		3	薬師町、芦山町	
		4	伊豆の山町、溝端町	
		5	北坂戸団地自治会	
11月13日(金)	千代田公民館	1-1	関間(1丁目・2丁目)	40人
		1-2	関間(3丁目・4丁目)	
		2	千代田(1丁目・3丁目・4丁目)	
		3	千代田2丁目、谷頭自治会	
4	コンドミニアム坂戸自治会、若葉台第一住宅管理組合自治会、若葉台マンション自治会			
11月16日(月)	城山公民館	1	多和目	20人
		2	西坂戸自治会	
11月17日(火)	中央公民館	1	坂戸1区の1～3、坂戸2区の1・2	41人
		2	坂戸3区、坂戸4区の1・2	
		3	坂戸5区、坂戸6区の1～3	
		4	八幡1区・2区、清水町1区	
		5	第1住宅自治会、フラワーフィル柳町自治会	
		6	片柳	
11月18日(水)	大家公民館	1	森戸上・中・下・加仁、四日市場	33人
		2	森戸市場、厚川川向、欠ノ上、成願寺	
		3	萱方、厚川	
		4	鶴舞自治会	

開催日	開催場所 (公民館区)	班	大字・町・自治会等	参加者数
11月19日(木)	入西公民館	1	新堀、堀込、小山、竹之内、長岡、善能寺	28人
		2	北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口	
		3	中里、塚崎、北峰、北大塚	
		4	花みず木町内会	
11月20日(金)	浅羽野公民館	1	緑町、南町	31人
		2	坂戸7区～9区	
		3	中富町1区～4区	
		4	三光町1区・2区	
合 計				302人



平成21年11月11日 北坂戸公民館会場 より

公民館	班	日常生活			防災				防犯・安全											ゴミ					学校				民生委員		その他									合計	
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78		79
		買物	金融・病院等	交通不便	要援護者対策	要援護者情報	防災組織・避難場所	防災無線	防犯灯	パトロール	不審者・空巢	空き家	放置自転車	交通安全	遊技場	若者の騒音	道路	踏切	河川敷	駐車マナー	駅	落書き	集積所・分別	不法投棄	資源ごみ持ち去り	ゴミ屋敷	情報提供	障害者設備	学区割り	後継者	外国人への説明	商業の衰退	行政地域割り	市からの情報	放棄地	樹木	犬・猫	セールス	消防団員不足	救急車・消火栓	
三芳野	1	1																																							4
	2					1																																			4
	3			1						1							1							1																	6
	4					1																								1											7
	5						1																																		10
勝呂	1																					1																			3
	2			1	1		1	1					5			2											1	1													15
	3																																								1
	4		1								1																														3
	5										1				1		2																								5
北坂戸	1				1								1										1											1	1			1		13	
	2																																					1		2	
	3						1		1		1						1	1								1			1											17	
	4						1			1		1																				1								12	
	5						1																														3		9		
千代田	1-1							1	1		1	1	1			1																					1		13		
	1-2				1	2					1												1																9		
	2																1																						6		
	3					1				1							1																			1			9		
4		1	1																	1																1		13			
城山	1				1					1		1					1																						8		
	2			1						1	1		2					1					1									2							18		
中央	1												1																									1	3		
	2												1																										5		
	3				2	3			1	1						1						1					1												15		
	4						2																	1															7		
	5												1																										4		
	6											2	1	2		1																								9	
大家	1										1																									1			13		
	2	1						1																												1		1	7		
	3		1										2																							1			5		
	4	2			2																																		16		
入西	1		1																				1	1													1		6		
	2										1																												4		
	3		1		1						1		1																								1	1	9		
	4		2								3	1				1																							9		
浅羽野	1						1		2																														10		
	2					1																															1	7			
	3	1																					1														1	6			
	4																																						5		
合計	5	6	4	11	9	4	2	6	3	13	7	4	17	1	1	11	1	1	1	1	1	1	5	3	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	3	7	1	4	2	327

資料編

区・自治会で独自に行っていて参加者に好評な行事等一覧

※ 区・自治会・防災会長用のワークシートに記入していただいたものをまとめたものです。

区・自治会・防災会名	公団東坂戸団地自治会・防災会		
行事等名	春季防災機器点検・防災訓練	開催時期	毎年2月
		参加人数	約 100名
内容：もちつき、トン汁、防災訓練（東分署に指導を受ける）、もちつきはソフトボール部有志、上谷小先生 場所：商店会広場 主催：自治会、防災会、子供会、上谷小先生、老人会、商店会			

区・自治会・防災会名	泉町全区		
行事等名	泉町「盆踊り大会」	開催時期	毎年8月
		参加人数	約 300名
内容：泉町全体として地域交流の納涼盆踊り大会を開催している（今年で39回目）。			

区・自治会・防災会名	泉町四区(三丁目)		
行事等名	泉町四区「バーベキューの集い」	開催時期	毎年10月
		参加人数	約 150名
内容：地区21班の班長分担のもと「バーベキューの集い」を開催し、地域住民の交流を深めている。			

区・自治会・防災会名	伊豆の山町西町内会		
行事等名	チャリティ・フリーマーケット	開催時期	毎年6月
		参加人数	約 700名
内容：テーマ：ごみの減量化を推進しよう。フリーマーケット約50店募集。チンドン（川越）や露店、農協の協力による野菜の販売、大道芸などを呼び、お祭り感覚の地域のコミュニティに！			

区・自治会・防災会名	葉師町町内会		
行事等名	懇親餅つき大会	開催時期	毎年1月中旬
		参加人数	約 140名
内容：1月中旬の日曜日に葉師町集会所敷地内にて実施している。町内会役員が中心となって準備を行い、参加した子供達にも「もちつき」を体験してもらう。「いも煮」も同時に行うため人気はある。子供達には菓子袋を配布し、組織の楽しさを知ってもらい。併せて親達とのコミュニケーションを図ることを目的としている。			

区・自治会・防災会名	南町防災会		
行事等名	南町納涼盆踊り大会	開催時期	毎年8月
		参加人数	約 150名
内容：毎年8月に雲ヶ谷公園で実施している。子供から高齢者まで、また他町からも参加。大変好評な行事となっている。			

区・自治会・防災会名	三光町一区		
行事等名	三光町一区「区民の集い」	開催時期	毎年5月
		参加人数	
内容：区民参加自由で、バーベキュー、もちつき、グラウンドゴルフ・ホールインワン大会、子ども会主催射的ゲーム、全員参加ビンゴゲーム等（地元公園利用）。			

区・自治会・防災会名	花影防災会		
行事等名	もちつき	開催時期	毎年12月
		参加人数	約 120名
内容：区とは別に実行委員会を作り、区民に回覧・ポスターで宣伝し、「一口かんぱ」方式で誰でも参加できる。公民館の協力を得て開催。高齢者や子供が喜んでくれています（今年で3回目となります）。			

区・自治会・防災会名	関間四丁目自治会				
行事等名	花広場祭り	開催時期	毎年10月	参加人数	約120名
内容：ふれあい花広場で毎年、模擬店（やきとり、やきそば、フランクフルト、ポップコーン、綿菓子）と、ゲーム（ビンゴゲーム、詰め放題、紙ヒコーキなど）を催しています。親子で参加したり、近所の人々とのコミュニケーションがはかれるので、防災防犯面でも役立つと考えられます（残念なことに、区画整理で花広場が縮小され、今年からできなくなりました）。					

区・自治会・防災会名	千代田二丁目2区自治会				
行事等名	千代田友の会（寺子屋事業）	開催時期	毎月	参加人数	約100名
内容：健康づくり政策課、寺子屋事業の交付金の10万円で、卓球台を購入。月4回の卓球会、気功の会、男の料理教室（実際男女合同）、年に1度のツアー。二丁目2区自治会の会員で、活動の充実を目指しているところ。健康味噌作りを年に1度ずつ実施していく。全て、自治会員の声かけで進んでいます。					

区・自治会・防災会名	千代田二丁目4区自治会				
行事等名	親睦日帰り旅行	開催時期	毎年11月	参加人数	約40名
内容：準備は自治会役員によって行われ、旅行本体部分は旅行会社に依頼している。行先などの企画は自治会によって行い、ここ数年の行先の傾向は、放映中の大河ドラマの主人公に関する博覧会である。また、昼食会場での温泉入浴も組み込んでいる。住民全員が参加できるものではないが、好評を得ており、参加者も増加傾向にある。					

区・自治会・防災会名	千代田二丁目5区自治会				
行事等名	夏まつり	開催時期	毎年8月	参加人数	約90名
内容：おみこし、スイカ割り、ゲームなど子供主体の祭りだが、その中でお楽しみ抽選会を行っている。その時は大人の方も大勢集まります。ユニークなのは抽選方法で、当選者が次の当選者のくじを引くという具合に参加者にも抽選してもらうことで一段と盛り上がります。					

区・自治会・防災会名	千代田三丁目1区・四丁目1区				
行事等名	もちつき大会	開催時期	毎年12月 第1日曜日	参加人数	約200名
内容：稲荷久保公園にて、2区合同で実施している。すでに20数年実施していて、もちつきの他に天神鍋（豚汁）を作り、子供から高齢者まで楽しんでもらっている。また、千代田三丁目と四丁目のよきコミュニケーションの場ともなっている。					



区・自治会・防災会名	若葉台第一住宅管理組合自治会				
行事等名	夏まつり	開催時期	毎年8月 最終土曜日	参加人数	約1,000名
内容：当まつりは業者を一切いれず、完全に団地の手作りで運営している。準備作業から祭りの当日、後片付けまでに延べ280名が運営に参加。祭りの来場者は、おでん650食・やきとり6,500本の売上げ実績から、1,000名以上に達しているものと思われる。地域のコミュニティにとって大事な行事である。					

資料編

区・自治会・防災会名	小山				
行事等名	球技大会	開催時期	毎年6月初旬	参加人数	約 70名
内容：大字小山の公園でバレーボール及びソフトボールの班別対抗試合を行っている。バレーボールは軟式で比較的気軽に参加できる。また、ソフトボールは小学生も参加でき、観戦のみの人も多数参加している。優勝カップ授与及び反省会を兼ねて慰労会が行われ親睦を深めている。					

区・自治会・防災会名	中里				
行事等名	市民体育祭	開催時期	毎年10月頃	参加人数	約 50名
内容：中里地区では、入西地区市民体育祭には、子供会（あゆみ会）の協力も得て、小学生全員に開会式から体育祭終了までの間参加してもらい、体育祭が終了した後に集会所で行われる慰労会にも子供たちに出席してもらい、大人との交流を図っており、大変好評な行事となっている。					

区・自治会・防災会名	欠ノ上自治会				
行事等名	納涼祭	開催時期	毎年7月	参加人数	約 80名
内容：ここ2年ほど、ちびっ子広場にて実施した。自治会役員が前日から準備を行い、ヨーヨー釣り、焼きそば、フルーツなど無料、飲み物は安価で提供し、子供連れの家族が集まり、にぎわいのある行事となってきた。					

区・自治会・防災会名	鶴舞自治会				
行事等名	まちづくり委員会による「鶴舞サロン」、「心の歌を歌う会」	開催時期	毎週火・水・金曜日	参加人数	約 20名
内容：体操・手芸・語らい・合唱ほか					
行事等名	まちづくり委員会による「しゃべって歌って楽しむ集い」	開催時期	年3回	参加人数	約 60名
内容：メインゲストを迎えての健康講話とその実践・その他のお楽しみ。					
行事等名	鶴舞夏祭り	開催時期	毎年8月最終土曜日	参加人数	約 900名
内容：盆踊り・模擬店・演芸大会・大抽選会など					
行事等名	鶴舞文化展	開催時期	毎年11月中旬の土・日曜日	参加人数	約 500名
内容：各自治会員が日ごろ作りためた作品の展示（絵画・書・陶芸・押し花・写真・織りと染めほか）					
行事等名	ふれあい交流会	開催時期	毎年11月中旬の土曜日	参加人数	約 300名
内容：スタンプラリー、ビンゴによる抽選会・模擬店ほか					
行事等名	移動販売者の誘致	開催時期	通年	参加人数	—
内容：専門業者による鮮魚・野菜・惣菜・パンなどの引き売り					
行事等名	生活支援活動【鶴舞地域福祉支援活動】	開催時期	随時	参加人数	ボランティア10名程度
内容：障害者・高齢者世帯などの生活不便不安解消支援活動（安全歩行手摺の設置支援、食事づくり支援など）まちづくり委員会・民生委員・自主防・支援ボランティアが協働					

資料編

区・自治会・防災会名 鶴舞自主防災委員会					
行事等名	緊急時要援護者支援システムの機能 平常時にも機能する安心まちづくり 住宅耐震診断相談会の開催 救命講習会の開催	開催時期	常時活動、調査は年1回 民生児童委員との連携 年1～2回開催 年1～2回開催	参加人数	約900世帯 約100名 延べ80世帯 20人/回
内容：防災調査の実施、近隣世帯による要援護者安全確認（随時実施）、防災訓練の実施、要援護者確認巡回、援護支援者の配置、要援護者支援体制の運用。既にAED設備を地区内に2ヶ所配置済					
行事等名	自主防災組織による自主防災訓練及 び自治会行事サポート 食材炊き出し・防災グッズ販売	開催時期	イベント時	参加人数	延べ 1,000人以上
内容：防災訓練開催時はもとより、自治会イベントなどに自主防災組織が協力参加する。 文化展やふれあい交流会にも連携参加。					

区・自治会・防災会名 多和目1区					
行事等名	新年の集い	開催時期	毎年1月	参加人数	約 40名
内容：住民が集会所に集まり、懇親を深める。					

区・自治会・防災会名 西坂戸自治会					
行事等名	夏の納涼祭	開催時期	毎年8月 第1土・日	参加人数	
内容：山車保存会と武蔵城山はやし会の協力による山車引きや城山神輿連合の協力による大人神輿と子供神輿の渡御が行われる。また、子供向けにヨーヨー釣りや輪投げなども行われ、数えきれないほどの子供連れの家族で賑わい、自治会にとって欠かせない行事となっている。					

第2回地区別懇談会開催結果

(1) 実施内容

第1回地区別懇談会の参加者にご参加いただき、第1回地区別懇談会（ワークショップ）の結果報告、地域福祉計画の骨子等の説明及び意見交換を行いました。

(2) 日程、開催場所及び参加者数一覧

開催日	開催場所	公民館区	参加者数
平成22年 2月8日(月)	市役所 201会議室	中央	40人
2月9日(火)	市役所 201会議室	千代田	37人
2月10日(水)	浅羽野公民館	浅羽野	33人
2月12日(金)	勝呂公民館	勝呂	31人
2月15日(月)	三芳野公民館	三芳野	24人
2月16日(火)	北坂戸公民館	北坂戸	46人
2月17日(水)	入西公民館	入西	32人
2月18日(木)	大家公民館	大家	28人
2月19日(金)	城山公民館	城山	17人
合 計			288人

坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 坂戸市地域福祉計画の策定及び推進を図るため、坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 坂戸市地域福祉計画の策定に関し、必要事項を検討し、市長に対し提言を行うこと。
- (2) 坂戸市地域福祉計画の推進に関し、意見を述べ、及び助言を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 社会福祉、医療又は保健に関する職務に従事する者
- (4) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

坂戸市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	区分	所属・職名等	就任期間
栗原 照夫	学識経験者	城西大学大学院教授	H21.10.6～
横田 八枝子		彩の国福祉教育・ボランティア学習推進員ネットワーク副代表	H21.10.6～
田中 明雄	関係機関・ 団体代表	坂戸市区長会副会長	H21.10.6～ H22.5.26
市川 泰則			H22.5.27～
◎鈴木 曄		坂戸市民生委員・児童委員連絡協議会連合会会長	H21.10.6～
三島 康弘		坂戸市自主防災組織連絡協議会会長	H21.10.6～
○後藤 信義		坂戸市社会福祉協議会副会長	H21.10.6～
伊東 登志枝		坂戸市ボランティア連絡会	H21.10.6～
中里 礼子		坂戸市介護保険事業者連絡会	H21.10.6～ H22.3.28
岸山 真理子			H22.3.29～
中島 常吉		坂戸市老人クラブ連合会会長	H21.10.6～
神田 敦夫		坂戸市障害者団体連絡会	H21.10.6～
斉藤 勝男		坂戸市商工会	H21.10.6～
大利 まき子		坂戸市PTA連合会会長	H21.10.6～ H22.5.15
成田 尊信			坂戸市PTA連合会幹事
栗原 初夫		坂戸市消防団団長	H21.10.6～
岸野 多津子	公募市民		H21.10.6～
木田 啓子			H21.10.6～

◎ 委員長 ○ 副委員長

坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議設置要領

(設置)

第1条 坂戸市地域福祉計画（以下「計画」という。）の円滑な策定・推進を図るため、坂戸市地域福祉計画庁内策定・推進会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の素案の策定及び関係部署間の施策の連携・調整に関すること。
- (2) その他計画の策定・推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議の会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 庁内会議に会長及び副会長を置き、会長は福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、庁内会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第5条 庁内会議に、第2条の所掌事務の細目について調査及び研究を行うワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 3 ワーキングチームにチーム・リーダー及びチーム・メンバーを置く。
- 4 前項のチーム・リーダー及びチーム・メンバーは、別表第2に掲げる職にある者のうちから、庁内会議の会長が指名する者をもって充てる。
- 5 チーム・リーダーは、チームの事務を総理し、チームを代表する。
- 6 チーム・リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 7 ワーキングチームは、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか庁内会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、決裁日から施行する。

資料編

別表第1（第3条関係）

所 属	職
福 祉 部	部長、次長、福祉総務課長、子育て支援課長 高齢者福祉課長、障害者福祉課長
総 合 政 策 部	男女共生課長
総 務 部	防災安全課長
市 民 生 活 部	市民協働推進課長、市民文化課長、商工労政課長
環 境 部	環境政策課長
健 康 増 進 部	健康政策課長、市民スポーツ課長 市民健康センター副所長
教育委員会事務局	学校教育課長、社会教育課長
坂戸市社会福祉協議会	事務局次長

別表第2（第5条関係）

所 属	職	
福 祉 総 務 課	企画庶務担当	課長補佐又は係長
	ふれあい・福祉総合相談担当	
子 育 て 支 援 課	子育て支援担当	課長補佐又は係長
	保育担当	課長補佐又は係長
高 齢 者 福 祉 課	介護保険担当	課長補佐又は係長
	地域支援事業担当	課長補佐又は係長
障 害 者 福 祉 課	障害者援護担当	課長補佐又は係長
男 女 共 生 課	男女共生担当	課長補佐又は係長
防 災 安 全 課	防災担当	課長補佐又は係長
	防犯・交通安全担当	課長補佐又は係長
市 民 協 働 推 進 課	市民活動推進担当	課長補佐又は係長
	地域自治担当	課長補佐又は係長
市 民 文 化 課	市民生活・文化担当	課長補佐又は係長
	青少年担当	課長補佐又は係長
商 工 労 政 課	商工労政担当	課長補佐又は係長
環 境 政 策 課	花と緑の推進担当	課長補佐又は係長
健 康 政 策 課	政策推進担当	課長補佐又は係長
市 民 ス ポ ー ツ 課	スポーツ振興担当	課長補佐又は係長
市民健康センター	保健師	課長補佐又は係長
学 校 教 育 課	指導主事	課長補佐又は係長
社 会 教 育 課	社会教育担当	課長補佐又は係長
坂戸市社会福祉協議会		課長補佐又は係長

資料編

参考資料① 公民館主要事業一覧表（H20年度）

(基本目標1－個別目標(1)－取り組み①②関係)

【中央公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
親子体験学習	親子で学習する機会を提供すると共に、地域の交流を深める	1回	42人
インターネット体験教室	インターネットパソコン操作の基礎、技術を学ぶ	2	20
裁判所見学講習会	裁判員制度について理解を深め、選任手続きについて学ぶ	1	10
シニアの経済学	シニアのリタイメントプランニングを学ぶと共に、参加者相互の交流を深める	2	29
デッサン入門教室	美術の基礎、技術を学ぶ	3	56
ふれあいベビーマッサージ教室	親子でふれあいながら、スキンシップマッサージ法を学ぶ	2	30
坂戸にこここ大学	高齢者の生きがいと仲間づくりにより参加者相互の親睦を深める	13	299
人権講座	人権問題に対する正しい知識を深め、差別を許さない心を育む	6	151

【三芳野公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
ファミリージャガイモ作り教室	ジャガイモの生育や成長過程を収穫まで観察することにより、農作物の尊さを考える	4回	247人
文化講座	仏像の歴史（白鳳時代）を学び、知識を深める	6	185
三芳野大学	教養を高め、参加者相互の親睦を深める	11	944
夏休み子ども教室	工作（組み木）することの楽しさを学び、相互の交流を図る	1	20
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	6	186
絵手紙教室	心のこもった絵手紙を自ら描く技法などを学ぶ	2	29
ふるさと料理教室	地元で収穫した安心安全な食材を使用し、昔懐かしい郷土料理を作る	1	16
ふるさとセミナー	大川平三郎翁の権太における事績を学び、知識を深める	1	14

【勝呂公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
住吉大学	豊かな生活を送るために必要な諸問題を学習すると共に、地域の交流と親睦を図る	10回	840人
カリカリ梅漬け教室	カリカリ梅漬けの作り方を学ぶと共に、食生活のアドバイスや情報交換を行う	3	36
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	6	179

資料編

インターネット体験教室	インターネットの基本操作、メール作成等について学ぶ	2	15
七つの祝い	地区小学校入学児を対象に、お祝いと人形劇鑑賞をする	1	71
子育て中の方のためのリフレッシュ教室	子育てストレス解消講座・ヨーガ・茶の湯・メイクアップ	4	49
木目込み人形教室	こまりを使って木目込みの練習をし、来年の干支を作り新年の飾り物にする	5	63
中国家庭料理教室	中国の家庭料理を学び、異文化に親しむ	1	16

【入西公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
こども遊びの学校	様々な遊びの体験を通して、小学生が地域の人とふれあう	10回	153人
入西ゆうゆう大学	高齢者自らの教養を高めると共に、参加者相互の親睦を図る	10	603
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	6	131
親子ホットタイム	子育ての情報交換や保健師・保育士からの情報提供及び助言	10	242
ピラティス※1教室	ピラティスの基本と呼吸法を習得する	5	80
夏休みこどもポスター教室	美術の基礎能力の向上、並びに美的情操を養う	2	21
心と身体にうれしいハーブ	アロマセラピー※2やハーブについて初歩的な知識を習得し、心と体の健康に役立てる	1	18
しめ縄体験教室	日本の伝統文化である正月のしめ飾りの作り方を習得する	1	18

※1 筋力トレーニングとストレッチを組み合わせた運動法。ヨガに似ている。

※2 ハーブなどの自然植物が生み出す芳香の成分を利用して、肉体や精神を健康にする自然療法のひとつ。

【大家公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
八千代大学	身近な問題の学習と参加者相互の交流・親睦を図る	10回	584人
初心者ヨーガ教室	ヨーガ体操による健康法を学ぶ	3	78
子ども環境教室	身近な環境問題について学ぶ	2	37
夏休み親子バス見学	夏休みを利用して、親子で学習するとともに触れ合いを深める	1	37
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	6	187
整体教室	体の痛みの仕組みや整体の正しい知識と基礎技能を学ぶ	3	63
初心者デジタルカメラ教室	デジタルカメラによる写真撮影基礎技能を身につける	8	196
健康講座	健康の講話、料理等について学ぶ	3	66

【北坂戸公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
北坂戸寿大学	高齢者の生きがいがづくりと参加者相互の親睦を深める	20回	801人
楽しく、気軽に健康体操	ストレッチやラジオ体操を中心に、継続的に体を動かすきっかけとする	43	750
右脳いきいきそろばん教室	集中力や注意力を高めるとともに、認知症の予防や健康増進を図る	3	60
夏休みアウトドア体験教室	自然の中で学年を越えた交流を図り、自立性と協調性を育てる	3	37
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	6	264
ワンデーマーチふるさと30kmウォーク	市民の健康増進とふるさと意識の醸成を図る（開館30周年記念事業）	1	15
ホームパーティー料理教室	料理の楽しさ大切さを取得し、受講者同士の親睦を図る	3	33
男の厨房	料理に親しみが持てるよう、その知識と技術を身につける	2	22

【城山公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
城山大学	高齢者の生きがいがづくりと教養を深めながら、互いの親睦を図る	11回	577人
古典文学講座	「魏志倭人伝」を学ぶ	10	506
初心者陶芸教室	陶芸の楽しさを知るとともに、湯のみ等の作品を作る	4	39
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	5	240
夏休み子ども社会科見学	夏休みに県内の施設を見学するとともに、異学年との交友を深める	1	44
しろやま歌謡祭	歌を通じて参加者相互の親睦・交流を深め、健康増進を図る	1	150
ふるさとの味料理教室	昔から伝わってきた伝承料理を地元の「ふるさとの味伝承士」から学ぶ	1	16
寄せ植え講習会	手軽に楽しめる春の花の寄せ植えを学ぶ	1	23

【浅羽野公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
古典文学講座	徒然草を学ぶ	10回	626人
ふるさと教室	各地の歴史や文化及びその時々々の世相・ニュース等を学び、ふるさとを知る	8	248
かるかや大学・浅羽野	自らの教養を高めると共に、仲間づくりや健康管理に努める	9	306

資料編

浅羽野農業小学校	年齢・環境の異なる子どもたちが、農業体験を通じ、植物の成長や収穫の喜びを感じながら、行動力・協調性・独創性を養う	14	273
おもしろサイエンス	実体験を通して科学の興味と理解を深める	2	24
太極拳入門	体力の向上を目指し、健康増進を図る	4	61
大人のたしなみ講座	琴の基礎知識を学ぶ	5	56
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	6	203

【千代田公民館】

事業名	学習内容	開催回数	延参加者数
千代田大学	高齢者の健康、生きがいづくり、各種知識の習得と共に、参加者相互の親睦を深める	20回	623人
ちよだ女性セミナー	暮らしに役立つ基礎知識の習得と教養を高めると共に、参加者相互の親睦を深める	13	420
人権講座	人権問題についての正しい理解を深める	6	202
あそびの学校	子どもの社会性を養い、健全な発達に資する	5	135
坂戸学	古代から現代までの坂戸について学ぶ	6	186
通学合宿「ちよだ寮」	子どもの協調性・自主性を培うため、家庭から離れ、集団生活を送りながら通学する	3泊	68
健康料理教室	食生活の大切さと生活習慣病の予防を図るため、素材を生かした料理方法を学ぶ	1回	17
わくわくキャンプ体験	館区内小学生の余暇を活用し、野外活動を異年齢で体験させ、自主性、協調性を学ぶ	1	14

【公民館共通共催事業】

事業名	参加者数	備考
成人式	783人	坂戸市と共催 (8会場)
文化祭	19,700	各館毎に実施 (380団体)
市民体育祭	20,500	体協各支部と共催 (9支部)
グラウンドゴルフ大会	962	〃 (9支部)
ハイキング、歩け歩け等	874	〃 (8支部)
ソフトバレーボール大会	447	〃 (6支部)
ソフトボール大会	1,365	〃 (6支部)
ゲートボール大会	375	〃 (5支部)
ゴルフ大会	416	〃 (5支部)
ペタンク大会等	549	〃 (5支部)
剣道大会	78	〃 (2支部)
インディアカ大会	76	〃 (2支部)
野球大会	307	〃 (2支部)
駅伝大会	550	〃 (2支部)
合計	46,982	

参考資料② 市内で活動する市民活動団体

(基本目標3－個別目標(2)(3)関係)

下記数値は、平成22年4月1日現在、市（市民協働推進課）が把握している市民活動団体を示しているものであり、市内の全ての市民活動団体を表しているものではありません。

○ 団体区分別

No.	区 分	団体数	割合(%)
1	NPO法人	23	26
2	任意団体	58	67
3	その他の団体	6	7
	合 計	87	100

○ 分野別 ※団体によっては、複数の活動を行っているため、上記の団体数とは一致しない。

No.	活動分野	団体数	割合(%)
1	保険・医療・福祉	46	25
2	社会教育	16	9
3	まちづくり・地域交流	18	10
4	学術・文化・芸術・スポーツ	20	11
5	環境保全	14	8
6	災害救援	0	0
7	地域安全	6	3
8	人権・平和	7	4
9	国際協力	6	3
10	男女共同参画	8	4
11	子どもの健全育成	27	15
12	情報化社会	2	1
13	科学技術	0	0
14	経済活動	4	2
15	職能開発・雇用拡充	4	2
16	消費者保護	3	2
17	NPO支援	3	2
	合 計	184	100

※上記の17項目の区分は、「特定非営利活動促進法」第2条に定義された『特定非営利活動』を準用しているものである。

坂戸市地域福祉計画

～みんなが主役 誰もが幸せに暮らせる 支え合いのまち さかど～

平成22年10月

発行 坂戸市

編集 福祉部福祉総務課

所在 〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号

電話 049-283-1331 (代)

FAX 049-283-1830

Eメール sakado51@city.sakado.lg.jp

イラスト・デザイン：柳 みかさん（石井在住）

